

電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号)の施行に伴う関係省令等の整備

(諮問第3116号)

< 目 次 >

1 答申書(案) . . . . . 1

2 概 要 . . . . . 89

(参考) 諮問時の省令等の改正案 ..... 109

令和元年8月23日

総務大臣  
石田真敏殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷一照

答申書(案)

令和元年6月21日付け諮問第3116号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、審議及び意見募集による提出意見を踏まえ、次のとおり修正した上で制定することが適当と認められる。
  - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正案の一部について、別添1のとおりとすること。
  - ・電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づき改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「新法」という。）第27条の3第1項の規定の例により、移動電気通信役務を指定する告示案の一部について、別添2のとおりとすること。
  - ・改正法附則第2条第2項の規定に基づき新法第27条の3第1項の規定の例により、同条第2項の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案の一部について、別添3のとおりとすること。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添4のとおりである。

以上

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章 略〕

第二章 電気通信事業

第一節 電気通信事業の登録等（第三条―第十三条）

第二節 電気通信事業者の業務（第十四条―第二十七条）

第三節 電気通信設備（第二十八条―第三十八条）

第四節 届出媒介等業務受託者（第三十九条―第四十条の二）

第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八）

第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

〔第五章 略〕

附則

第二章 電気通信事業

第一節 電気通信事業者の登録等

（電気通信事業者の届出）

第九条 「略」

〔2〕8 略〕

9 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出（法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなつた場合に限る。）又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第二節 電気通信事業者の業務

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 「略」

〔一〕三 略〕

（契約約款等の公表）

目次

〔第一章 同上〕

第二章 電気通信事業（第三条―第四十条）

第三章 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二―第四十条の八）

第三章の二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十）

第四章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）

第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）

第四章の二 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）

〔第五章 同上〕

附則

第二章 電気通信事業

（電気通信事業者の届出）

第九条 「同上」

〔新設〕

〔2〕8 同上〕

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 「同上」

〔一〕三 同上〕

（契約約款等の公表）



第二十二條 法第二十三條第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。第二十二條の二十三を除き、以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（提供条件の説明）

第二十二條の二三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下「対象契約」という。）の締結が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結については、この限りでない。

一 略

削る

二 略

削る

三 略

四 利用者（法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の九までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

五 略

2 変更契約又は更新契約の締結をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以

第二十二條 法第二十三條第一項の規定による契約約款及び料金の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所（商業登記簿に登記した本店又は支店に限る。以下同じ。）において掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

（提供条件の説明）

第二十二條の二三 法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明（以下この条、次条第六項第二号及び第二十二條の二の七第一項第五号ホにおいて「提供条件概要説明」という。）は、当該電気通信役務の提供に関する契約（以下この条及び次条において「対象契約」という。）の締結又はその媒介等が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項（付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。）について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。）の一部の変更を内容とする契約（既契約の更新を内容とする契約（以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。）を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。）又は更新契約の締結又はその媒介等については、この限りでない。

一 同上

二 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合にあつては、その旨及び当該媒介等業務受託者の氏名又は名称

三 同上

四 媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う場合（電気通信役務を提供する電気通信事業者が、当該媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）にあつては、当該媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先（電話による連絡先にあつては、苦情及び問合せに応じる時間帯を含む。）

五 同上

六 利用者（法第二十六條第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二條の二の九まで及び第二十二條の二の十四において同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

七 同上

2 変更契約又は更新契約の締結又はその媒介等を行おうとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

一 利用者からの申出により、既契約の提供条件（基本説明事項（種類を除く。）に限る。以

下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき 基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次に掲げる要件（当該更新が法第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する更新契約におけるものである場合にあつては、イ及びロに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき 利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

【イ〜ハ 略】  
四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

3 提供条件概要説明は、説明事項等（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九条第九項若しくは第六十条の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

【一 略】  
二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項等を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項等、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間に

下この号において単に「提供条件」という。）の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合（第四号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）又は電気通信事業者からの申出により、提供条件の変更を内容とする変更契約若しくは更新契約の締結若しくはその媒介等をしようとする場合であつて、電気通信役務に関する料金の値上げその他当該利用者にとつて提供条件が不利となるとき 基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

二 法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務であつて既契約に係る電気通信役務とは異なる種類のものの提供に関する契約を締結することとなる変更契約の締結又はその媒介等をしようとする場合 基本説明事項

三 更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次のいずれにも該当するもの（以下この項において「自動更新」という。）であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき 利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

【イ〜ハ 同上】  
四 既契約の提供条件の変更を伴う更新契約の締結又はその媒介等をしようとする場合であつて、当該更新契約に係る更新が自動更新となるとき 前号に定める事項及び基本説明事項（変更しようとするものに限る。）

3 提供条件概要説明は、説明事項（基本説明事項又は前項各号に定める事項をいう。以下この条において同じ。）を分かりやすく記載した書面（カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。）を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することに了解したときは、これらの方法によることができる。

【一 同上】  
二 電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、当該利用者が当該ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

三 利用者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイルに記録された説明事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明書面を当該利用者に交付するもの又は当該ファイルに記録された説明事項等、当該ファイルに記録された日から起算して三月を経過する日までの間、消去し、若しくは改変できないものであり、かつ、その期間にわた

わたつて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項等を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項等を表示する方法

六 電話により基本説明事項又は前項各号に定める事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

〔4 略〕

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項等の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第二項第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 略〕

（書面の交付）

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面（以下この条において「契約書面」という。）には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

一 基本説明事項

〔二〇四 略〕

五 対象契約を締結した電気通信事業者が、有償で継続して提供される役務（以下「有償継続役務」という。）であつて付加的な機能の提供に係るものを提供する場合又は当該電気通信事業者が当該対象契約の締結に付随して有償継続役務（商品を提供して供給することを内容とする場合を含む。以下同じ。）の提供に関する契約の締結若しくはその媒介等をした場合は、これらの有償継続役務の内容を明らかにするための事項（次に掲げるものを含む。）

〔イ〇二 略〕

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第七号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

〔六 略〕

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされ

つて当該利用者がこれを閲覧することができるようにするもの

四 説明事項等を記録した磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体を交付する方法

五 ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項等を表示する方法

六 電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明書面を利用者に交付する場合等に限る。）

〔4 同上〕

5 前二項の規定にかかわらず、第二項第三号又は第四号に掲げる場合における提供条件概要説明は、利用者に対し、説明事項の通知により行わなければならない。

6 法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一 法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第一号において「法人契約」という。）

〔二〇五 同上〕

（書面の交付）

第二十二条の二の四 〔同上〕

一 基本説明事項（前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除く。）

〔二〇四 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〇二 同上〕

ホ 利用者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法が前条第一項第九号に掲げる事項の内容と異なるときは、その旨並びに当該連絡先及び方法

〔六 同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

てゐること。

〔イ・ロ 略〕

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書きに規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

〔ニト 略〕

〔三・四 略〕

〔3～6 略〕

（書面による解除の例外）

第二十二條の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 略〕

四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第六号及び第八号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき、又は同項第四号、第六号及び第八号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき。

〔五 略〕

〔2～6 略〕

（自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止の例外等）

第二十二條の二の十三 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 営業所その他の事業所に訪問した相手方に対して、対象契約の締結の勧誘に先立つて、自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為
- 二 自己の氏名又は名称を告げた相手方に対して、当該自己の氏名又は名称を告げた後に行う対象契約の締結の勧誘に先立つて、当該自己の氏名又は名称を告げず、当該対象契約の締結の勧誘である旨を告げて勧誘する行為

2] 法第二十七条の二第三号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法人契約の締結の勧誘
- 二 軽微変更に係る勧誘

〔イ・ロ 同上〕

ハ イ及びロに掲げる事項にかかわらず、利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法第二十七条の二第一号の規定に違反して書面解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことによりその告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつてロの期間を経過するまでの間に書面解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が交付した不実告知後書面（法第二十六条の三第一項括弧書きに規定する書面をいう。第二十二條の二の八において同じ。）を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面解除を行うことができること。

〔ニト 同上〕

〔三・四 同上〕

〔3～6 同上〕

（書面による解除の例外）

第二十二條の二の七 **〔同上〕** 法第二十六条の三第十項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 同上〕

四 変更契約又は更新契約を締結した場合であつて、第二十二條の二の三第一項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項以外の事項のみに変更があつたとき又は同項第六号、第八号及び第十号に掲げる事項に第二十二條の二の四第三項第一号から第三号まで若しくは前号の変更のいずれかのみがされたとき

〔五 同上〕

〔2～6 同上〕

（勧誘継続行為の禁止の例外）

第二十二條の二の十三 法第二十七条の二第二号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 法人契約の締結の勧誘
- 二 軽微変更に係る勧誘

(禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に係る通知)

第二十二條の二の十四 総務大臣は、法第二十七條の三第一項の規定による電気通信事業者の指定及びその解除を行うときは、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者がその指定の前日に現に締結している移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（当該指定の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができることとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（当該指定の前日における当該契約の提供条件において更新することができることとされている範囲内で同一の条件で行うものに限る。）に関する契約の締結に際して約し、又は約させる移動電気通信役務の提供に関する料金その他の提供条件については、第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十七」とあるのは、「第四十條の二において準用する第二十二條の二の十七」と読み替えるものとする。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)

第二十二條の二の十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、**電気通信事業報告規則（昭和六十二年郵政省令第四十六号）**第一条第二項第十八号に規定する**仮想移動電気通信サービス（移動端末設備（携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この項において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せず提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。）**を提供する電気通信事業者（基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。）について、千分の七とする。

2 前項の利用者の数の割合は、前年度末における利用者の数を用いて計算するものとする。

3 前項の規定により利用者の数の割合を計算する場合において、当該利用者が複数の電気通信回線を保有するときは、当該電気通信回線の数を利用者の数とする。ただし、無線設備規則第四十九條の六の九第一項第一号へに規定するキャリアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線が一体として提供されている場合に**あつては**、当該複数の電気通信回線に係る利用者の数は、一とする。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二條の二の十六 法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

[新設]

[新設]

[新設]

- 一 移動電気通信役務を継続的に利用すること（移動電気通信役務を継続的に利用することとなることを含み、違約金等の定め（次条第一号に規定する違約金等の定めをいう。以下この号において同じ。）のある契約であつて当該違約金等の定めに係る期間が一年以下の期間であり、かつ、同一の条件による更新ができないもの（以下この号において「一年以下最低利用期間契約」という。）のみ又は一年以下最低利用期間契約及び違約金等の定めがない契約のみにより移動電気通信役務を提供している電気通信事業者との間で一年以下最低利用期間契約を締結することを除く。以下この項において「継続利用」という。）及び当該移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備（以下この条及び次条第六号中において「対象設備」という。）の購入等（購入、賃借その他これらに類する行為をいう。以下この項及び次条第六号中において同じ。）をすること（当該対象設備の購入等を行うこととなることを含む。次号において同じ。）を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用に限る。）を条件とする次に掲げる利益の提供
- イ 対象設備に係る代金の額を当該対象設備の対照価格よりも低いものとする。
- ロ 対象設備を用いて提供を受ける移動電気通信役務以外の役務（以下このロ及び次条第六号中において単に「役務」という。）の料金若しくは財（対象設備を除く。以下このロにおいて同じ。）の購入等に係る代金の額を減じ、又は当該役務若しくは当該財を無償で提供すること（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二十条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを無償で提供することを除く。）。
- ハ 利用者（法第二十七条の三第二項第一号に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二の二の十八までにおいて同じ。）から移動端末設備を譲り受ける際に市場において当該移動端末設備を譲り受ける際の一般的な価格を超える額を対価として提供すること。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、金銭その他の経済的な利益（以下この条及び次条において「経済的利益」という。）を提供すること。
- 二 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなることを含み、継続利用を除く。）及び対象設備の購入等を行うことを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含み、継続利用を除く。）を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関する利益の額と、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額（法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者（第二十二條の二の十八において単に「届出媒介等業務受託者」という。））が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けること



となる利益の額を含む。イからエまで以下この号において「合計利益提供額」という。）が、二万円（利益の提供を約し、又は約させる日（イ及びロにおいて「利益提供日」という。）における対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格）と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種（当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。）を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの。

(1) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した最終調達日（当該電気通信事業者に電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日以前である場合には、当該販売等が開始された日をいう。以下このイにおいて同じ。）から二十四月が経過している対象設備（2及び3に掲げるものを除く。） 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から十二月が経過しているもの（3に掲げるものを除く。） 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(3) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日電気通信事業者がその同型機種を最後に調達した日から二十四月が経過しているもの 当該対象設備の対照価格の八割に相当する額

ロ 利益提供日における対象設備の対照価格が二万円以下である場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格未満であるもの。

ハ 対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務（その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。）の利用者（当該通信方式のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信役務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

ニ 対象設備が、特定の周波数帯域を用いた移動電気通信役務（その提供を全部又は一部の地域で行わないこととした旨を利用者に告知したものに限る。）の利用者（当該周波数帯域のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信役務を利用するために必要となる他の周波数帯域に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

2) この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。

一 電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同

じ。)が対象設備の販売等をする場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備と同一の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ 当該対象設備と同一の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合、当該一の価格と当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である当該対象設備と同一の同型機種の電気通信設備(当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備)の当該電気通信事業者における調達価格)のいずれか高い価格

二 電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあっては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備の販売等と同一の同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格

ロ 当該対象設備の販売等と同一の同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合、当該一の価格

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件)

第二十二条の二の十七 法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。

一 違約金等の定め(契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったこと(以下この号次号において「期間内変更等」という。))を理由として求める違約金その他の経済的な負担(以下この条において「違約金等」という。))又は期間内変更等を理由として受けることができないこととする経済的利益(以下この条において「特定経済的利益」という。))に関する定めをいう。以下この条において同じ。)がある場合において、当該違約金等の定めに係る期間が二年を超える期間であること。

二 違約金等の定めがない契約(違約金等の定めのある契約に係る違約金等の額及び特定経済的利益(違約金等の定めに係る期間における期間内変更等を理由として受けることができないこととする経済的利益をいう。第四号から第六号までにおいて同じ。))の額並びに料金以外の条件が同一のものに限る。次号において同じ。)を利用者に対して提供していない場合において、違約金等の定めに係る期間が一年を超えること又は違約金等の定めがある契約に更新できるものであること。

三 違約金等の定めがない契約を利用者に対して提供している場合において、当該契約に係る一月当たりの料金の額が違約金等の定めがある契約に係る一月当たりの料金の額に百七十円を加えたものを超えるものであること。

[新設]



四 違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること。

五 違約金等の定めがある契約であつて同一の条件による更新しない旨の利用者からの申出がなされ、かつ、当該契約が更新される旨の定めができるものを提供する場合作つてにおいて、次のいずれかに該当するものを定めるものであること。

イ 新たな契約の締結に際して、利用者が違約金等の定めに係る期間の満了時に違約金等の定めがある契約に更新するかどうかを選択できないこと。

ロ イの選択の内容によつて料金その他の提供条件が異なること。

ハ 違約金等の定めに係る期間の満了時に、利用者が違約金等の定めがある契約に更新するかどうかを選択できないこと。

ニ 違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月並びにその翌月及び翌々月において、(利用者が違約金等の定めがない契約に更新することを選択している場合には、違約金等の定めに係る期間が満了する日の属する月)において、利用者が、違約金等の支払をせず、又は特定経済的利益の提供を受けないこととせず、当該契約の変更又は解除を行うことができないこと。

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係る移動電気通信役務の料金(付加的な機能の提供の料金を除く。)の減免その他これと同等の利益(特定経済的利益に該当するものを除く。)次に掲げる経済的利益の提供であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金を超えるものを行つたこととするものであること。

イ 当該契約に係る移動電気通信役務の料金の減免

ロ 対象設備の購入等に係る代金を当該対象設備の対照価格よりも低いものとすること。

ハ 役務の料金若しくは財の購入等に係る代金の額を減じ、又は役務若しくは財を無償で提供すること。

ニ 利用者から移動端末設備を譲り受ける際に市場において当該移動端末設備を譲り受ける際の一般的な価格を超える額を対価として提供すること。

ホ イからエまでに掲げるもののほか、経済的利益を提供すること。

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十二条の二の十八 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務(以下「媒介等業務」という。)を媒介等業務受託者に委託する場合には、当該媒介等業務の内容に応じ、次に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

【一〇三 略】

四 法第七十三条の二第一項又は第三項の届出を要する媒介等業務受託者が当該届出を行つたことを確認し、これらの規定を遵守させるための措置

(媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置)

第二十二條の二の十四 【同上】

【一〇三 同上】

【一〇三 同上】

【一〇三 同上】

【新設】

五] [略]  
六] [略]  
七] [略]

八] 法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が法第七十三条の三において準用する法第二十七条の三第二項の規定を遵守するために必要な措置

九] [略]

2 電気通信事業者は、前項第七号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。  
(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

【一・二 略】

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

【三の二〇十一 略】

2] [略]

第三節 電気通信設備

(管理規程)

第二十八条 [略]

[2 略]

第三十三条から第三十八条まで 削除

[削る]

第四節 届出媒介等業務受託者

(媒介等の業務の届出等)

四] [同上]  
五] [同上]  
六] [同上]

【新設】

七] [同上]

2 電気通信事業者は、前項第六号に規定する事態が生じた場合であつて利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、当該事態を生じさせた媒介等業務受託者の氏名又は名称、住所及び法人の場合にあつてはその代表者の氏名又は名称その他当該媒介等業務受託者を特定するために必要な情報を総務大臣に報告しなければならない。  
(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 [同上]

【一・二 略同上】

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務(当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。)の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム(以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。)若しくはSIMカード(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。)の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続

【三の二〇十一 同上】

2] [同上]

(管理規程)

第二十八条 [同上]

[2 同上]

第三十三条から第四十条まで 削除

第三章 基礎的電気通信役務支援機関

第四十条の二 削除

【新設】

- 第三十九条 法第七十三条の二第二項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- 一 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書
  - 二 当該届出を行おうとする者が前号の法人以外の団体であるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
  - 三 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類
- 2| 総務大臣は、法第七十三条の二第二項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。
- 3| 法第七十三条の二第二項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者が法人である場合であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号及び第三号において同じ。）を有するときは、当該者の法人番号
  - 二 法第七十三条の二第二項第二号の電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者の法人番号
  - 三 法第七十三条の二第二項第三号の電気通信事業者が法人である場合であつて法人番号を有するときは、当該電気通信事業者の法人番号
  - 四 対象契約の締結の媒介等の業務に係る再委託の有無
  - 五 対象契約の締結の媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別
- 4| 第七十三条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十四の届出書に、当該変更が行われたことを証する書類を添えて提出しなければならない。
- 5| 第七十三条の二第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十五の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- 一 届出媒介等業務を行う事業の全部の譲渡し又は合併、分割若しくは相続があつたことを証する書類
  - 二 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の法人であつたときは、登記事項証明書
  - 三 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の団体であつた者であつて前号に掲げるもの以外のものであるときは、役員の名簿並びに氏名、住所及び生年月日を証する書類
  - 四 届出媒介等業務受託者の地位を承継した者が届出媒介等業務受託者以外の個人であつたときは、氏名、住所及び生年月日を証する書類
- 6| 法第七十三条の二第四項の規定による届出媒介等業務の廃止の届出をしようとする者は、様式第三十六の届出書を提出しなければならない。

7| 法第七十三条の二第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十七の届出書を提出しなければならない。

8| 法第二十六条第一項各号の規定により新たに指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う者が法第七十三条の二第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、当該指定をされた日から起算して一月以内に、様式第三十三による届出書に第一項の書類を添えて総務大臣に届け出る方法によることができる。

(電気通信事業者の業務に関する規定の準用)

第四十条 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二條の二の三第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句にと読み替えるものとする。

第二十二條の二の三第一項	の締結	の締結の媒介等
	<p>十 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項</p>	<p>十 対象契約が第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約であるときは、同号に規定する確認措置に関する事項</p> <p>十一 届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う旨及び当該届出媒介等業務受託者の氏名又は名称</p> <p>十二 届出媒介等業務受託者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先(当該届出媒介等業務受託者が契約の締結の媒介等を行う電気通信役務を提供する電気通信事業者が、届出媒介等業務受託者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除き、当該電話による連絡先にあつては、苦</p>

第二十二條の二の三第二項	の締結	情及び問合せに応じる時 間帯を含む。）
第二十二條の二の三第三項	法第二十六條第一項各号 電気通信事業者が	の締結の媒介等 法第七十三條の三において 準用する法第二十六條第一 項各号 届出媒介等業務受託者が
2  法第七十三條の三において準用する法第二十六條第一項ただし書の総務省令で定める場合は、第二十二條の二の三第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「の締結」とあるのは、「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。	当該電気通信事業者の法第十一條第一項第二号に規定する登録番号又は第九條第九項若しくは第六十條の二第一項に規定する届出番号を含む。	当該届出媒介等業務受託者の第三十九條第二項に規定する届出番号を含む。
3  法第七十三條の三において準用する法第二十七條の二第二号の総務省令で定める行為は、第二十二條の二の十三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「勧誘である旨」とあるのは、「勧誘である旨及び当該勧誘に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者」と読み替えるものとする。		
4  法第七十三條の三において準用する法第二十七條の二第三号の総務省令で定める行為は、第二十二條の二の十三第二項の規定を準用する。 (移動電気通信役務に関する規定の準用)	第四十條の二 法第七十三條の三において準用する法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供及び法第七十三條の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金その他	
第二十二條の二の十六第一項第二号	法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者(第二十二條の二の十八において単に「届出媒介	法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者であつて届出媒介等業務受託者に移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をしたも

<p>第二十二條の二の十六第一項第二号イ(1)</p>	<p>同型機種をいう。 電気通信事業者が利用者</p>	<p>の(以下この条において「委託電気通信事業者」という。) 同型機種をいう。以下この号において同じ。 届出媒介等業務受託者(委託電気通信特御事業者が先行同型機種を利用者から譲り受ける場合にあつては、当該委託電気通信事業者)が利用者</p>
<p>第二十二條の二の十六第十項第二号イ(2)及び(3)</p>	<p>当該電気通信事業者 電気通信事業者</p>	<p>届出媒介等業務受託者 届出媒介等業務受託者(当該対象設備が委託電気通信事業者から調達したものである場合には、当該委託電気通信事業者。以下このイにおいて同じ。)</p>
<p>第二十二條の二の十六第二項</p>	<p>一 電気通信事業者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。)が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格 イ 当該対象設備と同一の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下こ</p>	<p>一 届出媒介等業務受託者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。)が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格 イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について</p>

<p>の項において同じ。)について複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>ロ 当該対象設備と同一の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合、当該一の価格と当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、かつ、同等の状態である当該対象設備と同一の同型機種の電気通信設備(当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備)の当該電気通信事業者における調達価格)のいずれか高い価格</p> <p>二 電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備の販売等と同一の同時に販売</p>
<p>複数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める価格</p> <p>1 当該対象設備が委託電気通信事業者から調達したものである場合、第二十二条の二十六第二項第一号に掲げる価格</p> <p>2 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合、当該一の価格と当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備)の当該届出媒介等業務受託者における調達価格)のいずれか高い価格</p>

	<p>等が開始された当該対象設備の同型機種（電気通信設備）の電数の価格を定めている場合、当該複数の価格のうち最も高い価格のうち、当該対象設備の販売等と同時に販売された当該対象設備の同型機種（電気通信設備）の電数の価格のみを定めている場合、当該一の価格</p>
<p>れが高い価格</p> <p>当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された同型機種（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合における当該複数の価格のうち最も高い価格（当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された同型機種について一の価格のみを定めている場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格）</p> <p>イ 当該対象設備が委託電気通信事業者から調達したものである場合（第二十二条の二十六第一項第一号イに定める価格（当該価格がない場合には、同号ロに定める価格））</p> <p>ロ 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合、当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の機能を有し、か</p>	



<p>第五節 基礎的電気通信役務支援機関 (適格電気通信事業者の指定の申請様式等) 第四十条の三 [略] 〔一〕五 略</p>	<p>つ、同等の状態である同型機種の届出媒介等業務受託者における調達価格)</p> <p>二 委託電気通信事業者が対象設備の販売等をする場合にあつては、前号イ第二十二条の二の十六第二項第一号に定める価格</p> <p>三 届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備の販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合 当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>ロ 当該対象設備の販売等と同時に販売等が開始された当該対象設備の同型機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格</p>
---	---

<p>第三節の二 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会 〔一〕五 同上</p>	<p>(適格電気通信事業者の指定の申請様式等) 第四十条の三 [同上]</p>
---	---

(認定の申請)

第四十条の八の二 [略]

[2] 略

第三章 土地の使用等

第四章 電気通信紛争処理委員会

第六十条の二 [略]

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第二項及び第三項並びに法第一百七十条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方法)

第六十九条 [略]

2 「略十次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告(ドメイン名電気通信役務に係るものを除く。)をその者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。

[一〇四 略]

五 法第七十三条の二第一項又は第二項の届出

六 法第七十三条の二第三項の承継の届出

七 法第七十三条の二第四項の廃止の届出

八 法第七十三条の二第五項の解散の届出

九 [略]

十 [略]

別表 電気通信役務の種類(第二十二條の二の三第一項第三号口関係)

[一〇十三 略]

[備考 略]

様式第24から様式第32まで 削除

様式第33(第39条第1項関係)

媒介等の業務届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)

(認定の申請)

第四十条の八の二 [同上]

[2] 同上

第四章 土地の使用等

第四章の二 電気通信紛争処理委員会

第六十条の二 [同上]

[新設]

(申請等の方法)

第六十九条 [同上]

2 [同上]

[一〇四 同上]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

五 [同上]

六 [同上]

別表 電気通信役務の種類(第二十二條の二の三第一項第五号口関係)

[一〇十三 同上]

[備考 同上]

様式第24から様式第37まで 削除

[新設]

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者		3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者		4 委託に係る再委託の有無		5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別			
	氏名又は名称	住所	法人番号	氏名又は名称	住所	法人番号	店舗販売	訪問販売	電話勧誘販売	通信販売等

注1 「媒介等の業務に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定に

より告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従って記載すること。二以上の媒介等の業務に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者又は委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者が異なる場合は、項を分けて記載すること。

- 2 「氏名又は名称」の欄には、当該欄に記載する者が個人である場合にあつては当該者の氏名、法人又は団体である場合にあつては当該法人名又は当該団体名を記載すること。
- 3 「法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。ただし、法人番号がない場合にあつては空欄とすること。
- 4 「委託に係る再委託の有無」の欄には、再委託を行っている場合には「○」、行っていない場合には「×」を記入すること。
- 5 「店舗販売」、「訪問販売等」、「電話勧誘販売」又は「通信販売等」の欄のうち、媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法が該当する欄に「○」を記入すること。
- 6 委託を受ける電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者又は利用者が法第73条の2第1項の届出を要する届出者の届出手続の有無の確認が可能となることで、苦情・相談の処理の円滑化及び電気通信事業者から媒介等業務受託者への適切な指導等の措置に資することを目的として総務省のホームページにおいて次の事項を公表することとする。
  - ・届出者の氏名又は名称
  - ・届出者に係る第39条第2項に規定する届出番号
  - ・届出年月日
  - ・届出者の法人番号
  - ・届出者の媒介等の業務に係る電気通信役務
- 7 記載する媒介等の業務に係る電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格規格A列4番とすること。

様式第34（第39条第4項関係）

媒介等の業務変更届出書

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記

[新設]

入したときは、押印を省略できる。)

印

届出年月日及び届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律 (平成 25

年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する

法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載する

こと。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話

番号及び電子メー

ルアドレスを記載

すること。なお、

担当部署等がある

場合は、当該担当

部署等の電話番号

及び電子メー

ルアドレスを記載す

ること。)

電気通信事業法第73条の2第1項各号の事項を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
変更内容		
変更年月日		
変更の理由		

注 1 「変更事項」の欄には、電気通信事業法第73条の2第1項第1号から第4号までの別又は電気通信事業法施行規則第39条第3項各号の別を記載すること。

2 「変更内容」の欄の記載に当たっては、変更前後の内容を記載した様式第33の表を別紙として用いることができる。この場合にあつては、「変更前」又は「変更後」の欄に「別紙のとおり」と記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第35 (第39条第5項関係)

媒介等の業務承継届出書

年 月 日

[新設]

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

地位を承継した者が届出媒介等業務受託者であつた場合は、その届出年月日及び届出番号

法人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25

年法律第27号)第2条第15項に規定する

法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

トレスを記載すること。)

トレスを記載すること。)

トレスを記載すること。)

トレスを記載すること。)

トレスを記載すること。)

トレスを記載すること。)

トレスを記載すること。)

届出媒介等業務受託者の地位を次のとおり承継したので、電気通信事業法第73条の2第3項の規定により、届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継理由	

承継した届出媒介等業務受託者に係る届出  
年月日及び届出番号

--

- 注1 「承継理由」の欄項には、「事業の全部を譲渡」、「合併」、「分割」又は「相続」の別を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業産業規格A列4番とすること。

様式第36 (第39条第6項関係)

媒介等の業務廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名  
(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

届出年月日及び届出番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)  
担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

媒介等の業務を廃止したので、電気通信事業法第73条の2第4項の規定により、届け出ます。

[新設]

廃止年月日	
廃止した業務	

注 用紙の大きさは、日本工業産業規格A列4番とすること。

様式第37 (第39条第7項関係)

解散届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

届出媒介等業務受託者たる法人が解散したので、電気通信事業法第73条の2第5項の規定により、届け出ます。

解散した法人の名称及び代表者の氏名	
-------------------	--

[新設]



解散した法人の届出年月日及び届出番号	
解散年月日	

注 用紙の大きさは、日本工業標準規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年 月 日。以下「施行日」という。）から施行する。

### (利用者保護に関する規定に関する経過措置)

第二条 施行日前に、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第九条第九項又は第六十条の二第二項に規定する届出番号（以下この項において単に「届出番号」という。）に相当する番号について電気通信事業法第十三条第四項、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十七条第二項又は第百六十五条第一項の規定による届出をした者に対して通知がされているときは、当該番号は「届出番号」とみなし、当該通知は「新施行規則第九条第九項又は第六十条の二第二項の規定によりされた当該届出番号の通知」とみなす。

2 新施行規則第二十二條の二の三第三項（新施行規則第四十条において準用する場合を含む。）の規定は、令和二年四月一日以後に締結又はその媒介等をしようとする新施行規則第二十二條の二三第一項に規定する対象契約について適用する。

### (移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例)

第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第

一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない。

一 施行日の前日（第三項の移動電気通信役務にあつては、令和元年十二月三十一日。以下この**号****項**において同じ。）において現に締結されている移動電気通信役務の提供に関する契約の一部の変更（施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができるとされている範囲内で利用者からの申出により行うものに限る。）又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において**同一の条件で更新**することができることとされている**範囲内で同一の条件で行う**ものに限る。）に関する契約の締結

二 第三世代携帯電話サービス（電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九―四世代移動通信システム**又は第五世代移動通信システム**を使用するもの以外の**もの携帯電話サービス**をいう。）の提供に関する契約（その内容が施行日の前日に提供されていた契約の内容と同一のものに限る。）の締結

2 前項の規定は、新法第二十七條の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「新施行規則第二十二條の二の十七」とあるのは「新施行規則第四十條の二において準用する新施行規則第二十二條の二の十七」と、同項各号中「の締結」と

あるのは「の締結の媒介等」と読み替えるものとする。

3 施行日の前日において現に提供されている移動電気通信役務（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であり、当該映像面に使用者が触れることで入力するものをいう。）を有するものをいう）、フィーチャーフォン（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話の利用を可能とする機能を有する移動端末設備であつて、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するものをいう。）に該当するものを除く。）以外の移動端末設備向けに提供されるものに限る。）の利用者に対して約し、又は約させる利益の提供及び料金その他の提供条件については、令和元年十二月三十一日までの間は、新施行規則第二十二條の二の十六及び第二十二條の二の十七の規定（新施行規則第四十條の二において準用する場合を含む。）は、適用しない。

○総務省告示第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定の例により、移動電気通信役務を次のとおり指定する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

1 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定する移動電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務とする。

一 携帯電話端末サービス（携帯電話の役務（次号に掲げる役務を除く。）及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（以下「無線端末系伝送路設備」とい~~も~~）~~い~~、その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務をいう。）

二 無線インターネット専用サービス（携帯電話の役務及び携帯電話端末からのインターネット接続サービスの役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の

二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないものをいう。）

2 次に掲げる電気通信役務は、前項の電気通信役務から除くものとする。

- 一 BWAアクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十三号に規定するBWAアクセスサービスをいい、その業務区域が都道府県の区域の一部又は一の市町村（特別区を含む。）の区域の全部若しくは一部を超えないものに限る。）及び**当該**BWAアクセスサービスの提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務

## 二 卸電気通信役務

三 契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合

意に基づき法人に対して提供される電気通信役務

四 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務

五 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供されるもの

○総務省告示第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）附則第二条第二項の規定に基づき、  
~~その~~法律同法による改正後の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項  
の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 株式会社ウイルコム沖縄
- 九 SBパートナーズ株式会社
- 十 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社



- 十一 株式会社エヌ・テイ・テイネオメイト
- 十二 株式会社エヌ・テイ・テイ・テイピー・シーコミュニケーションズ
- 十三 エヌ・テイ・テイ・テイ・メデアサプライ株式会社
- 十四 沖縄セルラーアグリ&マルシェ株式会社
- 十五 株式会社オプテージ
- 十六 汐留モバイル株式会社
- 十七 株式会社ソラコム
- 十八 中部テレコミュニケーション株式会社
- 十九 ~~チレコムプロフェッショナルサ~~ ~~ビネ株式会社~~
- 二十 株式会社ドコモCS
- 二十一 ビッグローブ株式会社
- 二十二 ヤフー株式会社
- 二十三 UQモバイル沖縄株式会社
- 二十四 LINEモバイル株式会社
- 二十五 楽天コミュニケーションズ株式会社

## 「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見募集結果

- 意見募集期間： 2019年6月22日（土）から2019年7月22日（月）まで
- 意見提出件数： 67件（法人・団体：14件、個人：53件）
- 意見提出者：

	意見提出者
1	関東弁護士会連合会
2	株式会社インターネットイニシアティブ
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	株式会社オプテージ
5	楽天モバイル株式会社
6	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会
7	クアルコムジャパン合同会社
8	Apple Inc.

9	株式会社NTTドコモ
10	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
11	公益社団法人全国消費生活相談員協会
12	在日米国商工会議所
13	KDDI株式会社
14	ソフトバンク株式会社
—	個人（53件）

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びそれに対する考え方

(1) 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案関係

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見 1 本省令案の趣旨に賛同。	考え方 1	
<p>電気通信市場における利用者の利益の保護を図りつつ、事業者間の公正な競争を促進するため、「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備等」の趣旨に、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p> <p>今回の法改正により、通信料金と端末代金の完全分離を通じた、過度な端末購入補助やキャッシュバックによる顧客のスイッチングの是正、期間拘束等による行き過ぎた囲い込み競争の是正が図られることで、お客さまが通信サービスと端末それぞれを自由に比較し、選択することが可能になると考えます。それにより、通信事業者が通信サービスの魅力を、端末事業者が端末自体の魅力をそれぞれ競い合うことで、様々なプレイヤーが創意工夫を凝らして、お客さまニーズをとらえた付加価値を提供するようになり、モバイル市場全体が活性化することが期待されることから、当社として、今回の法改正に賛同しているところです。</p> <p>当社は、法改正の趣旨を踏まえ、他事業者に先駆けて、通信サービスにおいて新料金プランの提供を開始するとともに、端末販売においても自らの粗利の削減等による価格の引き下げに能動的に取り組んでいるところです。今後は、端末メーカーによる価格の引き下げも含め、端末自体の魅力や価格による競争が促進されることになるものと期待されます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p> <p>賛成です。 キャリアの縛り2年は長すぎます。 しかも、解約となると違約金9800円に月々の使用料金や割引前の端末代金が加算され支払が10万円以上必要なこともあります。 1000円負担なら払える範囲だしさらに値引き2万円以内ならこれに携帯代金と一ヶ月分の使用料金を加算して支払えば応分の負担として納得がいく。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 市場競争の下では、利用者の利益の確保の観点から、電気通信事業者間の適正な競争を通じて、利用者が多様なサービスや端末から自らのニーズに合ったものを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用することができることが望ましいものであり、今般整備された制度が適切に運用されることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、電気通信事業者の検索が行えるページを設けるべきとの御意見については、必要に応じ、総務省において政策の参考とすることが適当と考えます。</p>	無
電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備について 1. モバイル市場の競争の促進		

<p>2. 販売代理店への届出制度の導入 3. 事業者・販売代理店の勧誘の適正化 について全面的に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【個人 25】</p>		
<p>公共の電波を諸外国に比較して格安で利用しているにもかかわらず、明らかに割高で不公平な料金体系で営業を続けている事を許すべきではない。しかし、MNOでさえ料金プランから販売の末端まで詐欺的手法が常態化している携帯電話業界に自浄を求めるのは無理だろう。</p> <p>最低限の裁量を残し、大枠は行政として抜け道のない厳しい指針を示すべきだ。出来るだけ具体的に。民業圧迫等の的外れな批判が起るかもしれないが、公共財を利用したインフラ事業と言う事を忘れて貰っては困る。</p> <p>とにかく詐欺的な業界に対して行政が大ナタを振るって頂きたい。そしてその為の厳しい規則制定を望んでいる。</p> <p style="text-align: right;">【個人 45】</p>		
<p>本改正に賛成である。</p> <p>改正は利用者の保護と業界の健全さの向上に資するものと思われた。</p> <p>なお、この意見募集において、電気通信事業者が関係するものであるから同時に国に求めたいのであるが、国総務省は、電気通信事業者について、その検索が行えるページ（例えば、金融庁における登録貸金業者情報検索入力ページ（<a href="https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/">https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/</a>）や、国土交通省における宅地建物取引業者検索（<a href="http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN//takkenKensaku.do">http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN//takkenKensaku.do</a>）の様な）を作っていただきたいと考える。（都度、各総合通信局に連絡を取って確認するのは不便なので。）</p> <p style="text-align: right;">【個人 52】</p>		
<p>意見2 競争の抑制につながる事等から、本省令案の趣旨等に反対。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>総論</p> <p>Appleは、世界で最も優れた製品を作り出し、自分たちが生まれてきた世界をさらに良いものとして次世代へ残すことに邁進しています。これは比類ない品質と業界をリードする機能を持ち、お客様の生活を豊かにしつつ、長く安心して使っていただける製品を設計し製造することを意味しています。お客様によってさまざまなご要望をお持ちかと思えます。そのためにも私たちは多種多様な製品と価格帯をご用意しています。健全な競争がある市場では、さまざまな選択肢があることが重要です。残念なことに、この度の総務省令案のいくつかの条文は競争の抑制につながり、日本のお客様に対しさらに高い価格で今より少ない選択肢という状況をもたらすものである</p>	<p>○ 市場競争の下では、利用者の利益の確保の観点から、電気通信事業者間の適正な競争を通じて、利用者が多様なサービスや端末から自らのニーズに合ったものを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用することができることが望ましいものであり、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）は、現在のモバイル市場を前提として、電気通信事業者間の競争が利用者の利益を阻</p>	<p>無</p>

<p>と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【Apple】</p>	
<p>政府は商売の仕方に規制を加えるのではなく、競争しやすい環境を整備する事に尽力すべき。消費者保護の名の下企業の邪魔をするべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人 19】</p>	
<p>これまで総務省が携帯電話の販売等のルールを定めるたびに、ほとんど通信料金が下がらないものの、端末価格は上昇している。また、大手通信キャリアは過去最高益を更新し続けている。大手キャリアは割引財源は十分にあるはずであり、端末価格の割引についての規制は、まずは違約金等の規制を行ったあとで、通信料金が十分に下がったことが実感できてから導入すべき。端末価格は大幅に上昇するものの、ほとんど通信料金が下がらないのが目に見えている。また、端末が売れないことによるメーカーの撤退や、新技術の導入の遅れ、販売店減少による不便や、販売店の店員の雇用が失われるなどが懸念される中で、国が一方向的に決めたルールであり、納得感が得られないため、多方面からの議論を継続すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人 28】</p>	<p>害するものとならないための最低限の基本的なルールとして料金その他の提供条件に関する禁止行為を定めるものであって、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（以下「本省令案」という。）は、そのための具体的な基準などを定めようとするものです。</p> <p>○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて本省令案の内容などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省において、これらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。</p>
<p>無駄に条件を多くつけることにより、各団体に多大な不要なコストをかけさせ、結果ユーザの支払う金額が増え続けており、能力が低いものが影響力を誇示しようとするのがいかに害悪であるかの証拠となっている。</p> <p>一切をすべて見直し、単純化すべきであると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人 29】</p>	
<p>委員会メンバーの意見もかなり考えが浅く、最終的なユーザの利益を考えていないものであったが、今回の省令案はあまりにも稚拙、幼稚であり、完全に廃案とするべきものと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人 30】</p>	
<p>端末と通信、それぞれ自由に消費者が選択できるという理想について賛成する。今回の法改正で規制対象となる「実質価格」だけでなく、実際に適用されるかどうか分からない各種の割引全てを適用した価格を前面に表記する行為も規制し、よりわかりやすく透明性のある販売形式を押し進めることで、消費者を欺く業界慣行を根絶することを支持する。</p> <p>一方で、今回の省令案に対して強く反対を表明する。</p> <p>端末と通信の分離は本来、透明性・わかりやすさ・価格引き下げ圧の前に、まずメーカーや消費者は観点から欠かせないものと考え。ところが、今回の省令改正で得をするのは結局は携帯キャリアであって、いずれの観点も欠けている。</p> <p style="text-align: right;">【個人 33】</p>	

## 1. 省令案意見箇所

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二條の二の十六 法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。「1項二号、2項」

第二十二條の二の十七 法第二十七條の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。「1項三号、1項四号、1項六号」

## 2. 基本的考え方(案)冒頭

「改正法は、利用者料金その他の提供条件について、事後規制から事前規制に規制の在り方を変えるものではなく、事業法第29条による事後的な業務の改善命令により、その適正性を確保することに変わりはない。すなわち、改正法は、事業者間の公正な競争の促進を図るための基本的なルールとして事業者及び販売代理店が守るべき禁止事項等を定めるものであり、これにより、利用者が自らのニーズに合致する事業者やサービスを適切かつ容易に選択できるようになり、事業者間の公正な競争がしっかりと行われるようになることを目指すものである。」

## 3. 改正法

(業務の改善命令)

第二十九條 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。(一～十二 略)

## 4. 研究会での有識者発言

「本来であればこうした規制を進めていく取組というのは、可能な限り小さく、また行われなことが望ましい」第4回研究会 黒坂構成員

## 5. 省令案への意見

上記1の省令案で、総務省がモバイル市場の実質的な価格統制に乗り出すことを鮮明にした。

上記2で、総務省は「改正法は、事業者間の公正な競争の促進を図るための基本的なルールとして事業者及び販売代理店が守るべき禁止事項等を定めるものであり、これにより、利用者が自らのニーズに合致する事業者やサービスを適切かつ容易に選択できるようになり、事業者間の公正な競争がしっかりと行われるようになることを目指すもの」としている。しかし、その前段で、総務省は「改正法は、利用者料金その他の提供条件について、事後規制から事前規制に規制の在り方を変えるものではなく、事業法第29条による事後的な業務の改善命令により、その適正性を確保することに変わりはない。」とわざわざ記載している。これは、今後、総務省が、事後規制から事前規制へ実質的転換の可能性を示唆したものと解釈する。

上記3、「改正法 第29条」では「電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保



<p>するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。」とされている。つまり、総務省の関与は必要最少限度に留めるとされている。</p> <p>また、上記4のとおり、研究会において「本来であればこうした規制を進めていく取組というのは、可能な限り小さく、また行われなことが望ましい」との発言がされている。</p> <p>よって、省令案のうち、特に実質的な価格統制に関係すると思われる、上記1の省令案箇所について、撤回白紙とするとともに、「改正法 第29条」に則り、総務省の関与を必要最小限に留める議論を研究会で行うことが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【個人 53】</p>		
<b>第22条の2の13関係（自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為）</b>		
<p>意見3 光回線等の電話勧誘による苦情がなくなることを期待。</p> <p>賛成です。これによって光回線、モバイルWi-Fiルータ、プロバイダなどの電話勧誘での苦情がなくなることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<b>第22条の2の15関係（禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準）</b>		
<p>意見4 全ての携帯電話事業者を対象事業者とすべき。また、対象事業者の基準は、今後見直しを検討すべき。</p> <p>禁止行為対象となる電気通信事業者として、利用者数が100万を超えない事業者は規制対象から外していますが、今後そのような事業者であっても苦情件数の増加が顕著な場合には、この条件の見直しを検討することについて加筆していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p> <p>本制度改正の目的が、公正競争の促進を通じて適正な消費者保護を確保する点にあることから、利用者が少ないという理由で規制の対象外とする論拠に乏しく、原則、対象となる役務を提供する全ての携帯事業者を対象にすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p> <p>そこで新規プレイヤー・MVNOにとって顧客誘引の大きな武器とならざるを得ないのが端末の値引きである。大手3社は資金力や多事業展開、宣伝によっていくらでも手を打てるが、そうではないプレイヤーまで過剰な値引き規制を平等に当てはめることは、単に顧客流動性が低下し競争が鈍化するだけではないか。</p> <p>値引き規制を見直す、楽天モバイルや100万人以上のMVNOを規制対象から除外する、といった検討を重ねて然るべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人 33】</p>	<p>考え方4</p> <p>○ 本省令案第22条の2の15は、電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気通信事業者に係る利用者数の割合として、MNO及び当該MNOの特定関係法人であるものを除くMVNOについて0.7%と定めているものと承知しています。</p> <p>○ この基準は、現在のモバイル市場における競争の状況などを踏まえて定めるものであり、それらの状況などに変化がある場合には、必要に応じ、見直しを検討していくことが適当と考えます。</p>	無



<p>意見5 MVNOの特定関係法人も対象事業者とすべき。</p> <p>「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方(案)」等では、「潜脱を防止するためMNOの特定関係法人も全て」、法第27条の3第1項に定める禁止行為の規定の適用を受ける対象事業者とするとされていますが、同規定の適用を受けるとされたMVNO(利用者の総数に占める電気通信役務の利用者の数の割合が千分の七を超えるもの)の特定関係法人についても、同様に潜脱防止の観点から、対象事業者として指定されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>考え方5</p> <p>○ 本省令案第22条の2の15は、電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少ないものとして禁止行為の適用対象から除外する電気通信事業者についての利用者数の割合として、MNO及び当該MNOの特定関係法人であるものを除くMVNOについて0.7%と定めているものと承知しています。</p> <p>○ 現時点では、MVNOの特定関係法人が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響は大きくないと考えられることから、これらを指定の対象としないことは妥当と考えますが、その状況などに変化が生じていないかなど、今後の市場動向等を注視していくことが必要と考えます。</p>	無
<b>第22条の2の16関係(通信料金と端末代金の完全分離に関する措置)</b>		
<p>意見6 端末代金の値引き額の上限を設定することに賛同。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>・ 端末単体での販売等の際の値引き等</p> <p>これらについてはキャリアが端末を扱うこと自体が問題だとは思いますが現状よりはかなりマシなので提案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p> <p>特に値引き額の上限2万円はいかなる反対意見も認めず原案通り行うべきである。</p> <p>高額な値引きと販売店へのキックバックがネット契約にうとい層(新社会人・主婦・老人層)をターゲットに詐欺契約が横行した元凶であり、もはや「制裁」的措置でしか日常的に犯罪行為を行う代理店とそれらを「見て見ぬふり」をするNTT・KDDI・ソフトバンクに本格的な是正措置を取らせる方法が無い。</p> <p>販売店で露骨なキャッシュバック看板や証拠が残る紙媒体広告チラシは確かに減ったが、Twitterに代表されるSNSにおいて特定の店舗・販売代理店系列で特定日時に高額なキャッシュバックを予告する宣伝アカウントが多数存在します。</p> <p>これらは大手携帯電話会社だけではなく格安SIM・FTTH・CATV事業者も多々見受けられます。更に最悪な事にそれらの宣伝がユーザーの目に留まるように悪質なスパムbotを悪用した著しく迷惑投稿が恒常的に行われており、SNSがスパムだらけになる一因となっており早期の是正が必要な事態となっています。</p> <p>正規の広告料金をSNSやSNS提携広告会社に支払い正規の広告として表示するのであれば「正当</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本省令案第22条の2の16は、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等の際の通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには、何らかのルールがないと引き続き過度な値引き等が行われ、通信料金による競争の促進及び端末代金の負担の適正化が進まないおそれがあるため通信・端末の各市場での競争がより働くよう、端末の大幅な値引き等により事業者が利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することとし、当面端末の値引き等を厳しく制限し、一定の上限を定めるものと承知しています。</p>	無

<p>なビジネス」でしょうが、一般人を装ったなりすましプログラム bot に小遣い程度の金を払い複数アカウントで日量千～万のステルスマーケティング紛いの投稿をするのはもはやまっとうな商売ではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人 25】</p>		
<p>・一方でキャリアによる過度の端末値引きに対する必要最低限の規制には賛成である。同じ通信サービスでも利用者の端末購入後により不公平感が生じていることによる。</p> <p style="text-align: right;">【個人 26】</p>		
<p>意見7 端末代金の値引きの抑制について理解するが、制度の見直しの余地を残すべき。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>通信契約の締結等に際して行われる端末代金の過剰な値引きについては、今般改正された事業法にて禁止された端末の販売等に際して行われる通信料金の割引同様、当該割引を受ける利用者と受けない利用者との間の不公平感を生じさせる等の課題があることから、抑制の方向で制度見直しを行うことについては理解します。</p> <p>しかしながら、当該規制の過度な適用については、端末流通や技術・サービス革新（5G の促進等）を阻害し、国際競争力の低下・国内の競争の停滞等を生じさせる蓋然性が高いことにも留意が必要と考えます。その意味では、2万円という上限規制の是非については、市場への影響も見て、見直しの余地を残す*と共に、「通信料金と端末代金の分離」の趣旨に沿っている限りにおいては多様なサービスの在り方が否定されるべきではないと考えます。</p> <p>*端末値引きを法律で規制していた韓国においては、当該法の一部規定が2017年9月30日をもって失効しており、直近の5Gサービスにおいては端末値引きが拡大しているといった状況も存在します</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて本省令案の内容などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省においてこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見8 端末代金の値引き額の上限は、設定すべきでない。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>・近年、ICT分野においては、5G、AI、ビッグデータに代表される技術の急速な進歩と、これに伴うデジタルトランスフォーメーションの動きが進みつつあり、Society5.0に向けた異なる産業間の融合が加速していると認識しています。国の政策は、5G、AI、ビッグデータなどの最先端技術の開発と利用を通じてイノベーションを加速させ、国民生活の向上に貢献するものであるべきと考えています。その中で、モバイル端末については、その使い易さ、品質、低価格、顧客サポート、などの消費者の利便性が競争を通じて追求されることが必要です。自由化政策が市場での競争をもたらし、様々なサービスや経済の拡大に寄与するイノベーションの契機となっていることは重要なポイントです。</p> <p>このような環境の中、様々な選択肢を消費者に提供することは非常に重要であると考えております。スマートフォンネイティブな若年層など、前払い金額を少しでも少なくしたい消費者に提供する選択肢のひとつとして端末購入時の利益提供があります。</p>	<p>○ 本省令案第22条の2の16は、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等に際する通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには一定の上限を定めるものであり、それにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるものです。</p>	<p>無</p>

省令案では、ユーザー1人あたりに期待される利益よりも大きい利益を提供することは過剰であるとの考えに基づき、モバイル端末を購入するユーザーに提供される利益の上限を規定しています。具体的には、実際のデータに基づけば、ユーザー1人あたりに期待される利益が30,000円であることを前提として、20,000円という提供利益の上限を規定していますが、事業間の相互補助を禁止する合理的な理由は見当たらず、かつ規制はできるだけ抑制的であることが望ましいとの考えに基づいて、このような上限の設定に対し、具体的な基礎事実及び必要な議論や検証の継続が必要と考えます。

メーカーは、現在提供している製品・サービスに対する対価を得ながら、将来の事業に必要な施設や人材に投資をし、産業の発展に貢献しています。自由な企業活動の妨げとなる規制は、技術開発や新規サービスのために大規模投資が必要な電気通信端末産業の発展を阻害し、技術革新の源である部品製造・供給メーカーを含む業界全体に対して、収益悪化にとどまらない負の影響が懸念されます。

5G、AI、ビッグデータなどの最新技術分野への投資が非常に重要となっている中、端末機器メーカーのみならず、技術革新の源である部品製造・供給メーカーを含む業界全体に対するイノベーションの加速が重要であると考えます。

【情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会】

## 2. 改正法の委任範囲と手法、程度は事業者の営業の自由に配慮した謙抑的なものであるべき

電気通信事業法の一部を改正する法律（以下、「改正法」）は、第27条の3第2項1号において、端末を販売する際の通信料金を端末を販売しない場合よりも有利にすることを禁止するとともに、「その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害する恐れがある利益の提供として総務省令で定めるもの」として「その他」禁止行為の定めを省令に委任しています。

この「その他」の禁止行為に関し、通信役務の継続利用及び端末の購入を条件として行う利益の提供を規制対象とすることについては国会や有識者会議で議論されてきたところです。

しかし、省令案においては、継続利用「以外」の通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供についても上限2万円として規制対象とすることとされています。通信役務の「継続」利用を条件とはしない契約に対する規制は、これまで、国会において明確に議論の俎上に上っておらず、これを法律案の「その他適正な競争関係を阻害するおそれのあるもの」との文言に含まれるものとして省令で定めることは、政府への委任範囲を広く解しすぎていると言わざるを得ません。また、当該利益の提供の許容範囲を上限2万円と政府が定めることは、却って事業者間の競争を阻害し、結果的に、消費者負担を増加させることにもなりかねず、再考を求めます。

改正法は、電気通信事業の公正な競争促進および利用者の利益保護を目的としており、本来自由であるべき市場に対して、その限りにおいて規制しようとするものであるはずですが。附帯決議2項において「事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないように十分に配慮すること。」とされているとおり、規制の範囲と手法、程度は事業者の営業の自由に配慮した謙抑的なものであるべきと考えます。

○ 今般の制度整備は、端末代金の大幅な値引き等により電気通信事業者が通信契約の利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することを目指して当面通信契約とセットで行われる端末の値引き等を厳しく制限することとし、現在の市場における利用者一人当たりの利益見込み額をもとに通信料金と端末代金の分離による今後のARPU・売上高営業利益率の低下を考慮して上限を定めるものであり、その考え方には一定の妥当性があるものと考えます。

○ なお、総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて本省令案などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省におけるこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。

【クアルコムジャパン】

I. 過度に規範的な規則がイノベーションを阻害し、消費者の選択肢を減少させる

企業がイノベティブなビジネスモデルを考え、作り出し、そのモデルによって競争するときこそ、消費者のニーズを満たす様々な選択肢が生み出される。とりわけ、急速に技術革新が進む時代においては、政府は、過度に規範的な方法で事業条件を規制するのではなく、企業が柔軟にビジネスモデルを作り上げて消費者にとって多様な選択肢を確保することができる環境を確立すべきである。

そのようなあるべき方向性とは反対に、省令案は、継続使用の条件なしにモバイル端末を購入するユーザーに提供される利益の上限額、当該上限が適用されない例外についての詳細な規定、長期ユーザーへの利益の提供の上限等を定めて、企業の能力を過度に規定的な方法で制約している。よって、日本政府が民間企業のビジネスモデルや条件に詳細に介入するアプローチには強く反対する。特に、継続使用の条件なしにモバイル端末を購入するユーザーに提供する利益に関する過度の制限は、消費者から購入の際の選択肢を奪い、消費者の満足度を低下させ、電気通信産業全体を縮小させてしまうことになる。民間企業の努力によって生み出されたビジネスモデルやビジネスパートナー間のエコシステムは繊細な性質を有しており、民間企業が有する柔軟性が一旦失われると、経済成長に対するマイナスの影響が容易に引き起こされる可能性があることに日本政府は十分留意しなければならない。

【在日米国商工会議所】

通信料金と端末代金の完全分離の方針については基本的に賛成です。

ただ、料金プランすべてを完全分離に義務化するのには反対です。

確かに完全分離すれば、端末代金完済後の通信費の総額は安くなるでしょう。

しかし、長期契約の更新を機に端末も買い替える利用者にとっては、月々の通信料金が多少高くとも、実質的な端末代金が安いプランは魅力的です。

完全分離プランだけにするのではなく、これまでのプランも選べることが重要と考えます。

また、完全分離で端末価格も安くなると政府は期待しているようですが、全く根拠が不明です。

通信料金が下がっても、2万円しか割り引けないのでは端末代金が重くのしかかってしまって、トータルとしてほとんどメリットを感じられないのではないのでしょうか。

【個人1】

端末値引きの上限を下げるのは反対。

新端末に買い替え負担が大きくなる。

上限を下げる事が月額通信料の値下げに繋がるとは思えない。



<p>むしろ2年縛りの場合、値引き額をもっとあげる方が効果的。      極端に言えば、2年縛りの端末買い換え時の通信料の値引き額は、最低でも7000円。と最低値引き額を引き上げる方が、結果的に通信料負担が減る</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
<p>解約金1000は安くていいと思いますが、端末割引の上限は、各キャリアの営業努力だと思うので、制限をかけなくてもいいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
<p>通信料金が4割も下がってない現状（月々割などを適用する法が低料金）で、端末値引きを制限することの意味がわからない。通信と切り離れたのなら、端末は需要と供給の関係だけで、値引きも自由に行うべきであり、2万円という絶対値が出てくるのは不可思議としか思えない。値引き上限などというばかげた政策ははやめるべき。もしやるなら、通信も端末も公的機関が販売することにして、キャリアは解体するべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>		
<p>また端末割引料金を20000円までにする場合、今でも高額な端末料金がさらに高額になる恐れがあるのでは？</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>		
<p>2年縛りであろうが、端末補助であろうが、利用者が自分にとってメリットがあるところを選べばいいだけで、何も調べようとしないユーザーが不公平だとか国が口を出すのは全くおかしい話です。</p> <p>各社の料金プラン、4割も下がってないですよ。対象者はごく一部のあまり使わない人だけで、大部分のユーザーには値下げどころか値上げになってますよ。ちゃんと計算してくださいよ。</p> <p>3万円の一段階下を目指して2万円というの、一段階下の根拠はなんですか。感覚的な言い値じゃないですか。もう少し、根拠に基づいて政策にしてください。むしろ、総務省が口を出すと、ろくなことにならないから、これ以上、民間事業者の競争に割り込むのはやめてください。スマホが売れなくなって、部品メーカーの売り上げも落ちて、不景気真っしぐらですよ。</p> <p style="text-align: right;">【個人21】</p>		
<p>当初本件は、日本の通信料金が諸外国に比較して高いので下げることを目的としていたと記憶しているが、今回の資料では端末の値引きを制限・禁止する方向に行っている。契約に伴う端末価格の値引きについては、私の確認しただけでもアメリカ・中国・韓国・香港などでも行われており、消費者は割引で端末を購入することができる。今回の資料の内容だと、日本では端末価格の割引が著しく制限されることになり、諸外国に比べて高い価格を消費者が負担することになっ</p>		

<p>てしまう。当初の諸外国との比較の視点が失われており、日本の消費者の負担を諸外国より高くする方向の規制には疑問がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人 27】</p>		
<p>また、過去の会議で端末の割り引き金額について 3 万円が妥当であろうという流れになったが、これをなんら妥当性のある根拠も示さずに 2 万円にする権利は貴課にはなく、幼稚かつ横暴さのみ際立っており、こちらも廃案とすべきである。</p> <p>公務員としてのモラルのかけらもないのであれば、早急にその職を去られたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人 30】</p>		
<p>値引き上限 2 万円で得をするのは、販促費を大幅圧縮できる大手キャリアである。「実質価格」は法規制し、実際の通信料と端末代金が明確化されるのだから、それ以上の値引き規制は過剰であろう。単にキャリアからメーカーに流れる金が減るだけだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人 33】</p>		
<p>いつも我々国民のための法案作成ご苦労様です。</p> <p>今回改正される電気事業法の端末、通信費分離についての意見ですが、私自身は端末値引きやキャッシュバックを法律で規制する必要があるのですか？</p> <p>端末のメーカーが販売してください、値引きやキャッシュバック可能と言って販売しているのに法律で値引きやキャッシュバックはだめですは競争の原理を阻害してませんか？</p> <p>端末の値引き、キャッシュバックなどは法律では決めないでください</p> <p style="text-align: right;">【個人 38】</p>		
<p>現在分離プラン及び長期契約に関する施策により、ハイエンド端末の販売価格は上昇する一方となり施策実施前よりも 2 年間の総支払い金額は上がってしまった。</p> <p>本来必要のない人にまでハイエンド端末を売っていたのはあるが、ローエンド～ミッドレンジの端末を使う人ばかりが優遇されるのは納得がいかない。これについて対策するつもりはあるのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人 42】</p>		
<p>携帯端末の割引 2 万円までというのはやめてほしいです。</p> <p>現実を見ていないから言えますが、端末代は 10 万を超えるのが当たり前になっています。</p> <p>益々、携帯端末が買えなくなります。</p> <p>2 万円までという上限をやめてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 46】</p>		
<p>意見 9 端末代金の値引き額の上限を設定することで 5 G の普及に影響がある。</p>	<p>考え方 9</p>	

また、イノベーションの進展の観点からも、過度に規範的な規制は、ビジネス環境の変化や技術の進歩に追いついていけず、そのことによって 5G 等最先端技術に投資する能力を企業から奪う可能性があり、結果として日本にとって大きな機会の損失につながりかねない。デジタルトランスフォーメーションが世界中で進行していることを考えれば、スマートフォン、タブレット、IoT 関連機器等の利用に供される電気通信産業に対して、日本政府が、投資や人的資本を惹きつけて活性化し、企業の柔軟性を可能な限り高めて消費者に多様な選択肢を提供するよう支援することが現在ほど重要だったことはない。

よって、ACGJ は、日本政府が、企業のビジネスモデルの柔軟性を重視して、日本におけるデジタルトランスフォーメーションの加速化に重点的に取り組むことを推奨する。以上より、ACGJ は、総務省が、ステークホルダーの意見を聞き、真摯に受け止め、省令案については撤回し、見直すことを要望する。

【在日米国商工会議所】

端末価格の値下げや下取りに 2 万円の上限をかけると、トータルの支出額の大幅な高騰になり、買い控え等で来たる 5G の普及の妨げにもなると感じます。

【個人 3】

残念ながら、大多数のユーザにとって害の方が大きく、撤回されるべきであると考えます。  
・ 5G 展開前のこのタイミングで、キャリアの利益を損ない、端末の買い控えにつながる施策を導入することは、5G とそれに伴うサービスの展開への悪影響を及ぼす。最近の施策は、端末を頻繁に買い換えるユーザへの便宜を減らす方向で行われてきたが、過去の施策の結果、端末の買い換えサイクルが伸びたことでユーザの不満を招き、端末メーカを窮地に追い込む結果ともなったことへの反省がない。このままでは技術革新を阻害する原因ともなりかねない。

・ 関連して、携帯電話料金を比較する上で、回線品質も考慮されるべきである。現時点で、日本国内での通信速度・品質は、都市部以外でも比較的高く保たれている点が、欧米諸国と比べた長所となっている。料金だけを単純に国際比較して問題とするのは、品質の低下を招きかねない。料金水準を下げることも、世界最先端のサービスがいち早く提供されるようにすることが、技術立国としての日本のインフラに求められることではないか。こういった点も再考してほしい。

・ 特に、新しいサービスに敏感な若年層や、現場で業務に用いるビジネスユーザにとっては、わずかな値下げより、5G が早期展開され、対応端末が安く手に入る方が利益が大きい。高齢者を中心としたライトユーザにのみ焦点を当てた施策は転換されるべきである。なお、品質を下げてでも安価であることを求めるライトユーザに適したサービスは、すでに MVNO 各社が提供しており、この点でも問題はない。

○ 考え方 8 のとおり、本省令案第 22 条の 2 の 16 は、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等に際する通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには一定の上限を定めるものであり、それにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるものです。

○ 今般の制度整備により、利用者が通信料金と端末代金のそれぞれを正確に理解できるようになることで、様々な通信サービスと端末の中から自らのニーズに合ったものを選択することが容易となるものであり、5G についても、それ自体の魅力が理解されるような取組により利用者によって選択されていくことが期待されるものと考えます。

○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて本省令案の内容などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省においてこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。

○ なお、通信契約とセットではなく、端末単体で販売する際には、端末代金の値引きについて制限はないものと承知しています。

○ また、携帯電話料金を比較する上で通信品質も考慮すべきであるとの御意見については、通信品質の違いを加味して客観的に料金を比較する方法が確立していないことから、現時点において直ちに実施することは困難であると考えますが、総務省において、継続して適切な比較方法について検討していくことが適切であると考えます。

無

<p style="text-align: right;">【個人 20】</p> <p>過去に販売奨励金の規制に乗り出そうとしたものの結局のところ新規通信規格への乗り換え促進のためにある程度容認する運びになった国もある。新規通信規格 5G はこれからの時代の社会の基盤となり得るものであり、仮に MNO の値引き上限をやはり規制するとなった場合においても、5G 対応端末には例外規定を設けることを検討すべきだ。</p> <p>本稿では、寡占キャリア 3 社の圧縮した端末販売に関わる費用が通信費の値下げに還流するという前提を採用していない。これまでの長年のキャリアの態度を見ていれば、そのような性善説に基づく前提を採用することが馬鹿らしいからである。浮いた金はせいぜい携帯以外の他事業に突っ込むのが関の山。値引きでメーカーや 5G 促進に還流させたほうがマシだろう。期待する方がおかしい。</p> <p>もし、それでもキャリアの圧縮した販促費をメーカーではなく通信費値下げに還元すべきであるとの理念を菅官房長官が強くお持ちであれば、法改正によって通信料金を政府の認可制に戻すか、NTT docomo を国営化して見本となる料金プランを示すべきである。忬度で「4 割値下げ」は筋が通らないが、そうであれば筋が通る。</p> <p style="text-align: right;">【個人 33】</p>		
<p>今回通信キャリアへの割引額の制限などが盛り込まれているとは思いますが、三年前、キャッシュバックなどが行われていた時期から比べて、二年間の通信料金の総額(一番利用が多いと思われる 2 年ごとに買い替え、8 ギガプラン、同じ通信キャリアもしくは mno した場合)と現在の料金を比べてほしいことに加え、キャッシュバックを減らしたことによるキャリアの利益の増加のグラフ(ユーザーに対しての優遇が減ったことが一番わかる指標)を開示していただきたい。また今後 5G が普及するにあたって、10 万円近くする端末を割引なしで乗り換えると思えないため、他国に比べて普及が断然に遅くなると考えるがその点についてはどうお考えなのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 34】</p>		
<p>意見10 端末代金の値引きは禁止し、通信料金の値下げをすべき。</p>	<p>考え方 10</p>	
<p>・通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供について端末の値引き販売の上限は 2 万円という流れになっていますが反対です値引きはいかなる場合でも禁止すべきです。端末値引きに使える費用がある以上、その金額相当は通信費の値下げで国民に広く還元するのが最も正当かつ適切な考え方です。</p> <p style="text-align: right;">【個人 11】</p>	<p>○ 本省令案第 22 条の 2 の 16 では、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供のうち、通信契約の継続を条件のないものに一定の上限を定めるものですが、これは、何らかのルールがないと引き続き過度の値引き等が行われ、通信料金による競争の促進及び端末代金の負担の適正化が進まないおそれがあるため、通信・端末の各市場での競争がより働くよ</p>	<p>無</p>



	う、端末の大幅な値引き等により事業者が利用者を誘引するモデルを2年を目途に事実上根絶することとし、当面端末の値引きを厳しく制限するものであり、それを超えて一律禁止することは適当ではないと考えます。	
意見11 事業者と代理店双方での利益提供について、禁止される範囲を明確にすべき。	考え方11	
<p>通信サービスの利用（継続利用を条件としないもの）及び端末の購入等を条件として行う利益の提供については、電気通信事業者と届出媒介等業務受託者（販売代理店）の合計利益提供額で2万円を上限とされていますが、仮に、電気通信事業者が上限額まで割引等を行った場合、届出媒介等業務受託者の割引余地がなくなることが考えられます。総務省が新たに作成するとされるガイドライン等において、そうした電気通信事業者の行為が独占禁止法の規定に抵触せず、当該事業者がその責を問われることがない旨を明確にしていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	<p>○ 総務省では、本省令案等も踏まえた「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という。）を策定中と承知しており、御意見は、運用ガイドライン案に対するものと考えます。</p> <p>○ なお、運用ガイドライン案では、電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の双方が同一の端末の販売等に際して利用者に対して利益の提供を行う場合について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に抵触することのないよう留意する必要がある旨、独占禁止法に抵触するおそれのある行為に関する記載とともに明記されているものと承知しています。</p>	無
意見12 在庫端末の特例に関する現行案は、修正すべき。	考え方12	
<p>1. 提案された在庫に関するルールについて</p> <p>Appleでは、日本のお客様がスマートフォンを購入する際に一連の選択肢を提供しています。アップルストアやオンライン・ストアを通じて直接Appleからご購入される場合も、量販店、通信会社各社、販売代理店といった提携先のネットワークを通じてご購入いただく場合も、日本のお客様にはさまざまな選択肢があります。iPhone XRやiPhone XSなどのAppleの最新モデルのiPhoneをご購入いただくこともできますし、iPhone 8やiPhone 7といった前の世代のモデルをお選びいただくこともできます。これら前の世代のiPhoneは、お客様がApple製品に期待する品質、安全、体験を、より低価格で提供しています。お客様からいただく高い評価、Appleがこだわる品質とデザイン、そして正しく管理された規模の経済によって、お客様は前の世代の製品であっても素晴らしい体験を提供してくれるものと信頼してくださっているのです。Appleでは前の世代の製品でさまざまな価格帯を設けることにより、お客様に最適なiPhoneを選べる自由を提供しているので</p>	<p>○ 考え方8のとおり、本省令案第22条の2の16は、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等に際する通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには一定の上限を定めるものであり、それにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるものです。</p> <p>○ 本省令案第22条の2の16第1項第2号イは、電気通信事業者や届出媒介等業務受託者における不良在庫</p>	無

す。

このアプローチはAppleと他のスマートフォン・メーカーとを棲み分けています。一つの世代の製品群のなかに、さまざまな品質と多くのバリエーションを設けるメーカーもあります。一方、Appleは世代ごとにベストな製品のみをお届けしています。ほとんどの場合、私たちは他のメーカーに比べてより少ない種類のモデル（SKU）を提供しています。私たちは、通常1年に1度または2度、最新のiPhoneを発表しています。そして、高品質な前の世代の製品により様々な価格帯を提供しています。このアプローチはAppleの業績に寄与したばかりでなく、電気通信市場における消費者利益を保護し、競争を促進するという電気通信事業法の目的をより積極的に実現してきたのです。

残念なことに、総務省令案はその逆のことをしています。同案では日本のお客様から選択肢が奪われ、より競争の少ないより高価格な市場が作り出されてしまいます。提案された内容のままでは、総務省令案はAppleとAppleのお客様、さらには私たちのサプライヤーやデベロッパーに対しても差別的な影響を与えかねません。

この差別的な対応は、利益の提供に関連する例外に関する省令案第22条の2の16において、特に顕著です。例外の一つというのは在庫ルールに関するもので、最終調達日からの経過が長く、製造が中止された製品に対する割引きを許容するものです。特に、製品の最終調達日から24ヶ月が経過している場合は、電気通信事業者は半額に相当する額の割引きを行なうことができます。製品の製造が中止されており、最終調達日から24ヶ月が経過している場合には、8割に相当する額の割引きを行なうことができます。さらに製品の製造が中止されており、最終調達日から12ヶ月が経過している場合は、50%に相当する額の割引きが許容されています。これら割引きの制限に関する例外のルールは多くのモデルを発表しては製造を中止するを繰り返し、在庫を大量に抱えるメーカーには恩恵をもたらす一方で、高品質の製品のみを提供する企業には損害を与え、消費者をより低い性能の製品へと誘導しかねません。文面通りに受け取るのであれば、同例外のルールはメーカーに割引が可能のように意図的な製造と中止を行なうことを奨励しているように見えます。「最終調達から一定の時間が経過し製品の製造が中止された場合」のみ割引を認めるという総務省令では、品質の高い製品をより多くの方に手頃な価格で提供するという目標を達成できません。この度の総務省令は、長く楽しんでいただける機能と価値を持った質の高い製品を創り出しているAppleのようなメーカーに対し、不当な扱いをするものです。

私たちは、「製品の発表からXX月を経過した」製品すべてにおいて割引の提供を許容することが、より公正かつ公平であると考えます。このアプローチによって、Appleの日本のお客様に不自然な形で不利益をもたらすことを避けられます。結果として健全なスマートフォン市場がもたらされ、さまざまなメーカーからのみならず、1つのメーカーの中でも多くの製品と価格から選べ

の処分のために、通信契約とセットで行われる端末代金の値引きを一定の範囲で認めるものであり、具体的な範囲は、意図的に在庫を発生させて値引きを行う行為を排除するため、端末の卸価格が引き下がると考えられる期間として24か月を確保した上で、不良在庫が生じていることにより強い誘引力を得ることを抑制するため、半額までの値引きを可能とすることとしており、また、製造が中止された端末については、意図的に在庫を発生させる可能性が相対的に低く、また、他の者が新たに調達して販売する可能性はなくその者との間の公平性を考慮する必要もないことから、半額までの値引きが可能となる期間が短くすること等としているものであって、それについては、一定の妥当性があるものと考えます。

- なお、通信契約とセットではなく端末単体で販売する場合の端末代金の値引きや、メーカーによる端末の販売価格自体の引下げについては、いずれも制限はないものと承知しています。

<p>るようになるのです。お客様にとってより良い状況となり、日本のサプライヤー、iOSアプリ開発者、そしてコンテンツの製作者といった日本にいるパートナーにとっても利益をもたらします。</p> <p style="text-align: right;">【Apple】</p>		
<p>施行規則第22条の2の16第1項第2号ただし書のイ(1)について、「最後に調達した日から二十四月が経過している対象設備」とありますが、調達日ではなく発売日を起算日にした方が客観性と公平性が担保できるものと考えます。2年間が経過した後においても（利益提供がなくても）売れ行きの良い端末もあるかと思いますが、その場合の値下げ判断はあくまで市場に委ねるべきであり、最終調達日にすることは魅力的な端末を製造するメーカーにとっては不当に販売台数を制限されることになり、ひいては消費者の利益にも反することになると思います。</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>		
<p>2. 旧型モデルの値引き販売について</p> <p>商売には見切り千両と云う言葉がある様に、売れ残り品は自由に任せるべきです、デパートの夕方、魚を5割・7割引で売るのがいちいち、農水省にお伺いをたてませんよね、ユーザーにとって見切り品は楽しみの一つなのです、市価4万円の端末が千円で売られて入れも良いではありませんか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 24】</p>		
<p>意見 13 廉価端末の特例対象となる水準の変更について継続的な検討が必要。</p> <p>・廉価端末の閾値については、現行の端末購入補助ガイドラインが定める30,000円より低い20,000円に設定されましたが、このような閾値の変更についても、より詳細に渡る実質的な議論や検証を含め、継続検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会】</p>	<p>考え方 13</p> <p>○ 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて本省令案などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省におけるこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。</p>	無
<p>意見 14 ノベルティなどについては、禁止される利益の提供の例外とすべき。</p> <p>禁止すべき利益提供として「財を無償で提供すること」が含まれていますが、一律対象とする場合、現行の「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」で規制対象外とされている利用者へ選択権のない物品の提供や事業者が提供するノベルティ等の提供までが対象となり、過剰な規制となる懸念があると考えます。また、「不当景品類及び不当表示防止法」における「景品類」にも該当する場合は、現行同様、当該法規制の基準に照らして提供可否を判断すれば足りると考えられることから、財の無償提供については一律規制ではなく、対象が現行ガイドラインと同レベルとなるよう、例外規定を設けて頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>考え方 14</p> <p>○ 本省令案で禁止される「利益の提供」については、経済上の利益が提供されるのであれば、その形態によって規律を異ならせる理由はないことから、端末代金の値引きのほか、金銭・ポイント等の付与、その他様々な形態を対象としているものと考えられます。</p> <p>○ なお、本省令案での条件に限定されない利益の提供については、規律の対象外であるものと考えます。</p>	無
<p>意見 15 禁止される利益提供について、潜脱がないようにすべき。</p>	<p>考え方 15</p>	



<p>本条項は、禁止される端末代金の値引き等の利益の提供を規定していますが、本件制度整備の趣旨に反する潜脱行為は、業務改善命令等の対象になるものと考えます。</p> <p>一例としては、使用周波数帯を自社保有周波数帯に制限することなどにより、実質的に特定の事業者しか使えない端末を提供し、かつ定価を同等端末より低く設定することで、実質的に特定の事業者しか使えない端末を過度に値引きすること等が該当すると考えられます。</p> <p>また、複数の取引がある端末ベンダーとの間で、特定端末の調達価格のみを同等端末より低くし他取引の価格で補填するなどにより端末ベンダーと金額調整することも、実質的には当該禁止行為に該当する行為と認識しています。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ 御指摘のような行為については、その態様によっては、今回の禁止行為に当たることとなるものと考えます。</p> <p>○ 総務省においては、現在策定中の運用ガイドラインにおいて禁止行為に該当する行為の具体例を示しているものと承知していますが、御指摘のような行為についても整理の上、当該運用ガイドラインで示すとともに、今般の制度整備の趣旨に反する潜脱行為について、関連の状況を注視する中で仮に該当する事例が生じるような場合には、必要な対応を行っていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>通信方式の変更については、現時点で 4G から 5G への移行も含むと誤解されないように、利用中の通信サービスが終了し、新たな通信方式に対応するための端末を購入する場合に限り明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 本省令案第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号口において、「特定の通信方式を用いた移動電気通信役務（その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限り）」としており、現時点では 4G から 5G への移行は含まれない旨が明記されているものと考えます。</p>	無
<p>代理店が端末価格に「頭金」を載せてくることがあります。これは代理店の手数料と考えられます。「頭金」との名称は、割賦販売代金の頭金だという誤解を与えるので、代理店手数料としていただきたい。また、代理店手数料も利益の提供と考えられるので、利益の提供には、代理店の手数料も含むと明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 総務省で現在策定中の運用ガイドライン案では、届出媒介等業務受託者が端末代金に対して「頭金」を設定している場合には、当該届出媒介等業務受託者の利益の提供額の基準となる対照価格は、当該頭金を含んだものとなることが記載されているものと承知しています。</p>	無
<p>意見 16 電気通信事業者による端末販売や端末代金の値引きを禁止すべき。</p>	<p>考え方 16</p>	
<p>・キャリア等の端末取扱を禁止を望みます</p> <p>端末の取扱をすることによりメーカーが一般市場で販売しないような事実上の圧力等が存在し、端末の値下げや一般市場での調達ができなくなり国民全体にとって不利益が大きくキャリアでスマートフォンの販売は制限されるのが適切だと思います。</p> <p>家電量販店等に競争の範囲内で自由に販売させるのが自然です。在庫の値下げ問題がなくなるのでキャリアにとっても良い事でしょう？</p> <p style="text-align: right;">【個人 11】</p>	<p>○ 改正法での通信料金と端末代金の分離は、通信サービスと端末のセット販売の際の割引等を規制するものであり、セット販売自体を禁止するなど販売方法を規制するものではありません。</p> <p>○ この通信料金と端末代金の分離によって、通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信についても端末についても多様な選択肢が提供さ</p>	無

まず通信料金と端末代金を分離することには異論はない。

但し、端末代金を分離する条件として通信事業者に対して、端末を販売を禁止することを求める。これがある限り通信事業は、法律の抜け穴を縫って割引をすることが容易に想定できる。また消費者に端末代金が高額になること想定できる。そこで端末に関しては端末を製造メーカーが EC サイトによる販売、アマゾンなどによる通信販売および家電量販店による販売でしか認めないことが条件だ。そのことにより市場による競争の原理を働かせ端末代金を安くする。またその際に、端末に関しては、SIM ロック端末を販売禁止し、SIM フリー端末だけを販売の条件とする。市場において SIM ロック端末を排除し、SIM フリー端末だけすれば、消費者が通信事業者を変更する際、ロック解除せずに容易に事業者の移動ができる。

次に販売奨励金の適正化であるが、必要はない。上記で述べたように通信事業者による端末の販売を原則禁止し、また端末を製造メーカーが EC サイトによる販売、アマゾンなどによる通信販売および家電量販店による販売でしか認めない。端末を製造メーカーが EC サイトによる販売、アマゾンなどによる通信販売および家電量販店による販売に対して市場の競争原理を働かせより安く消費者に端末を提供を義務付ける。

【個人 23】

率直に申し上げますと、このパブリックコメントの施策実行するより、国は携帯電話会社に対して、機種販売を禁止したほうが、利用者にとっていいのではないのでしょうか。そうでないと、使用者は元より、機種部品作っている各電気部品工場が倒産してし、社員が路頭に迷ってしまいます。現にリストラとか実施されているので、早急に各キャリアの携帯機種販売を止めていただき、量販店またはメーカー専門店で任せるべきです。そうしない限り、一向に携帯電話料金は安くなりません。正直なところ、国が、携帯電話に対して口を出すべきではなかったとつくづく思います。

それよりも先に、NHKの料金未払によるスクランブル実施及び契約の自由参加（放送法改正）をすべきです。とにかくNHKの勧誘がひどすぎます。

【個人 32】

iPhone の様にメーカーが販売件を与える端末は別として、国内メーカー製端末については、メガキャリアによる独占販売を厳しく禁ずる指導ないし法規制をお願い致します。また、国内スマートフォンメーカーの復権、復活の為に 24~48 回払いといった超長期割賦販売より、短期間の一括購入がよりユーザーの実質負担が少なくなるよう法規制をお願い致します。本来の市場の原理から考えれば、より多くの端末を販売したり、より高い頻度で端末を購入した方が単価が安くなるはずなのに総務省の指導をメガキャリアが私利私欲の為に歪んだ形で捉え真逆の状態となっております。

れ、利用者が自らのニーズに合ったものを自由に選択することができるようになることが期待されます。

総務省のメガキャリアへの誤った指導による日本の携帯通信端末産業の衰退は少なくとも年間約 6000 億円の損失を招いており、海外輸出の低迷分まで加味すれば数兆円規模となります。総務省はその責任を取らなくてはならない立場ではありますが、故意でそうなったわけではなく今からでも挽回は可能です。

総務省がメガキャリアの意図やビジネスモデルを正確に把握すれば、ユーザー負担を軽減しつつ日本のスマートフォン産業も復活でき、更にはメガキャリアの収益も圧迫しない的確な指導、法規制が可能です。

メガキャリアは莫大な宣伝広告費を費やしておりますが、その一部を利用すれば端末を定価販売ではなく実勢価格販売することくらい何ら問題は有りません。

是非、上記の意見を参考にメガキャリアによる端末販売を改革して頂きたいとお願い申し上げます。

【個人 36】

現在パブリックコメントを求められている法改正及び省令の説明に用いられた説明資料を読む限り、端末の「定価」の定義が曖昧です。

今後の分離された端末販売は通信契約を前提としないことを原則とするよう明確化が必要です。こうすることで新端末購入の機会が誰にも与えられる事となり MNO から MVNO への MNP を活気付けることになる。楽天への MNP をためらう既存 MNO 利用者にも同じ効果を与えられる。

また、MNO が通信契約を結ぶ事でのみ端末販売を行うことを総務省が許可する場合は、当該 MNO は恣意的に端末の販売価格を「定価」とすることができるため、20000 円以内の値引きを先取りすることができること言えることから、更なる 20000 円以内の値引きを認めることは法の趣旨に反する。

よって、もし通信契約を前提としてのみ端末を販売することを認める場合は、値引きを一切認めなくてはならない。

【個人 40】

最終的には端末自体を量販店や端末メーカー独自で直営店での販売、EC サイトでの購入をしなければ結果我々消費者は何も変わりません。

今の状況ですと端末メーカーは通信キャリアにしか販路が無いに等しいので公平な競争にもならなければ端末単価も下がることは皆無に等しいでしょう。

早急に端末販売の自由競争を出来るようにするべきです。

【個人 44】

意見 17 シンプルで分かりやすい料金プランにすべき。

考え方 17

<p>同じ提供条件の通信役務は同一料金であることに賛成です。説明されても理解が難しい現在の複雑な料金プランが、シンプルな料金プランに変わることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 電気通信事業法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号は、通信料金の割引等が特定の端末の利用者に限定され、利用者が料金プランを正確に理解した上で他の料金プランと比較することが困難な状況などから、通信料金と端末代金を分離するものであり、それにより、通信サービス単体での競争が促進され、利用者が自らのニーズに合ったものを適切に選択することが可能となるものと考えます。</p>	無
<p>菅官房長官の 4 割下げられる発言後に改定した大手キャリアの新プランは特定の条件が満たされなければ（家族割など）殆ど安くなっていません。</p> <p>このような特定の条件下のみでの値下げはユーザー視点では不公平感が高いです。</p> <p>基本的に多くのユーザーが値下げされるプランになるように提言、指導していただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 3】</p>	<p>○ また、電気通信事業者には、電気通信役務の提供に関する契約の締結又は媒介等をしようとするときは、消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明する必要があるところ、総務省では「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改定し、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示すことを求めることとしたと承知しています。</p>	
<p>各社の料金プランについては横並びの感じがします。もっと各社の特徴がある料金プランを出して欲しいと思います。</p> <p>しかしながら、ソフトバンクでは自宅用 WiFi ルーターを購入すると基本 2 年間利用ですが、機器が 3 年間の支払いとなり、機器の支払い完了を考えると最低利用期間が 4 年間となります。また、最低 2 年間で解約すると機器代金の残債が約 1 万数千円台。</p> <p>契約時に細かい説明が無いのとパンフレットでも気が付きにくい契約となります。</p> <p>上記の点を踏まえて、機器の月払いや料金プランをシンプルにして頂いて、今後の 5G 普及へ消費者が機器の支払いと料金プランを選び易いプランにして欲しいと思います。</p> <p>それから各社の料金プラン表示は色々と加入条件を付けた（一定期間の割引含む）料金プランではなくて、割引される前の料金プランの表示を基準にパンフレット等に表示して欲しいと思います。そうでなければ一定期間経過後に支払う金額が上がってしまうという勘違いをする消費者も出て来る可能性もあると思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 14】</p>		
<p>また、通信料金と端末価格は明確に分けて、とにかく分かりやすくするのが絶対必要だと思う。難解極まりない端末と通信料金、更には光通信、家族取引等をごちゃ混ぜにした複雑怪奇な料金割引もユーザーの自由な移動を阻害する不当な囲い込みで、顧客利益を無視したキャリアの暴挙だと思う。また、海外では SIM フリー機として普通に売っているソニーの新型 Xperia など、日本では大手キャリアでしか買えないのもキャリアの圧力とメーカーの顧客軽視の忖度ではないかと思う。いずれにしても、自由競争のはずの通信料金が各社異常な水準で高止まりしているのは納得できない。顧客利益を無視した不当な価格は是正されなければならないと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人 16】</p>		
<p>次に利用実態に合った多様な料金プランの導入は必要である。2020 年から 5G が解禁され、5G を</p>		



<p>必要とする消費者とそうでない消費者とでは、当然に通信料金に差をつけ、4G で十分な消費者に対してはより安く、5G を必要な消費者に対してそれに見合う料金を取る。また 4G で十分な消費者の中で月々に大量のポケットを使う消費者に対しては、それに見合う料金に、そうでない消費者に対しては、より安く提供するプランを考えるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人 23】</p>		
<p>第 22 条の 2 の 17 関係（行き過ぎた囲い込みの是正関係）</p>		
<p>意見 18 違約金等の上限の設定に賛成。</p>	<p>考え方 18</p>	
<p>携帯電話の違約金等について省令で定めることに対する意見</p> <p>第 1 意見の趣旨</p> <p>電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号）の施行に伴う電気通信事業施行規則の一部を改正する省令案（以下「本省令案」という。）につき、おおむね賛成する。特に、「違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超える（本省令案 2 2 条の 2 の 1 7 第 4 号）」ことを禁止する点に賛成する。</p> <p>ただし、総務省が電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号）施行後、今後毎年度行う評価・検証において、契約者が今後負担する料金総額（通話料及び端末分割代金等を含んだ金額）が現在の水準を超過しないことに留意して検証をするよう求める。</p> <p>第 2 意見の理由</p> <p>1 本省令案は、携帯電話の契約者が適切かつ容易に事業者やサービスを選択できるようにするための具体的な内容を定めるものであり、その趣旨は賛成できる。</p> <p>2 携帯電話各社が定めている 2 年契約の中途解約を理由とするこれまでの高額な違約金は、自社の契約者が契約解除をした上で、MNP（携帯電話番号ポータビリティ）を利用して他社と新規契約することを躊躇させるものである。</p> <p>このような高額な違約金の定めは、もとより消費者の交渉の余地がない上、携帯電話各社による横並びの金額設定により、事実上、消費者は、その負担を甘受せざるを得ない状態にあった。</p> <p>また高額な違約金の定めにより MNP を利用した新規契約が阻害されている現在の状況は、携帯電話各社の適正な競争状態とも評価できない。適正な競争状態であれば、携帯電話各社の経営努力によって利益を生み出し、契約者は携帯電話会社の料金やサービス内容を考慮してどの会社と契約するかを決定することとなる。その意味で、適正な競争状態は消費者の選択の自由を保障するものであり、消費者保護の観点からもきわめて重要である。</p> <p>この点、携帯電話は既に国民的なインフラストラクチャーとなっているが、総務省の行政指導（平成 30 年 6 月 6 日）及び公正取引委員会による調査報告（平成 30 年 6 月 2 8 日）により違約金の</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 行き過ぎた期間拘束が是正されることにより、利用者が電気通信事業者を乗り換える上での制約が減少し、電気通信事業者間の公正な競争が促進されることが期待されます。</p>	<p>無</p>



<p>現状の見直しを求められたにもかかわらず、携帯電話各社は抜本的な改善策をとることはなかった。</p> <p>したがって、携帯電話各社にゆだねるのでなく、省令で具体的な違約金の上限額を定める必要性が高く、本省令案に強く賛成するものである。</p> <p>3 本省令案の制定により、違約金の額が制限され、適切な競争が促進されるものと考えられるが、契約者が今後負担する料金総額が現在の水準を超過するようになればかえって契約者の利益を害することとなりかねない。そのため、総務省が電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）施行後、今後毎年度行う評価・検証において、契約者が今後負担する料金総額が現在の水準を超過しないことに留意して検証をすることをあわせて求める。</p> <p style="text-align: right;">【関東弁護士会連合会】</p>			
<p>即日、解約金の低額化を実現してください。他社にうつれなくて困っています。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>			
<p>解約金1,000円を一日も早く導入してほしい。9,500円の違約金はどう考えても異常な数字だと思う。高額な違約金を盾に自由な解約をやりにくくし、通信料金の条件の合う携帯キャリアへの自由な移動を阻害する大手キャリアの販売手法はユーザーの不利益以外の何者でもない。</p> <p style="text-align: right;">【個人16】</p>			
60	<p>意見19 違約金等の上限は、設定すべきでない。</p>	<p>考え方19</p>	
<p>違約金の上限にですが、そもそも、違約金の上限を政府が決めるということ自体に違和感を感じます。</p> <p>また上限1,000円の根拠が、利用者アンケートというのも驚きです。</p> <p>いくらがいいかと聞かれれば、安い値段を選ぶに決まっていますし、そもそも、アンケート決める性格の物ではないはずです。</p> <p>（アンケートで決めるのなら、ほかの料金もアンケート決めてほしいものです。）</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 違約金の水準が著しく高い場合には、スイッチングコストにより利用者を過度に拘束し、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するものと考えられるところ、電気通信事業者の乗換えに係るスイッチングコストを低下させ、事業者間の競争を促進させるには、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げる必要があると考えられます。</p>	無	
<p>解約料1000円はやりすぎ。一定期間契約することを担保とした割引料金が主なのに、いつでも1000円なら割引料率がさがり、多くの利用者の負担になるのは明らか。</p> <p>日割り計算で例えば二年契約なら二年で0円に、以降も割引料金を利用するなら再契約の上さらに二年で日割りとするべきでは。</p> <p>安いのか嬉しいのは当然ではあるが、企業に負担を押し付けても利用者に負の還元があるだけ。</p> <p>インフラ整備等のコストを下げざるを得ないとなったとき、政府が払ってくれるわけでもない</p>	<p>○ 違約金等の額の上限については、こうした考え方に沿って、次の事情を踏まえて定めるものであり、この考え方については、一定の妥当性があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信料金と端末代金の完全分離による通信料金の競争の促進の効果を広く行き渡らせるには、スイッチングコストが抜本的に引き下がるよう、違約金の</li> </ul>		

でしょう。仮に政府負担するとしたら、それは税金なので利用者以外からの税金を使うことになり、受益者負担の観点から許容できない。

また解約料の設定の方法が、総務省職員の給料を国民のアンケートで決めるようなもの。現実に即していません。

【個人7】

通信キャリアのいわゆる2年縛り契約の是正には反対です。同じキャリアを利用し続けているユーザーにとっては月々の支払いに端末料金を含んでも割賦が安くなり新機種買え変え時もとでも便利です。

こういうことは政府の介入することではなく、通信キャリアとユーザーの間で合意されていれば良いと思います。

【個人9】

2年縛りと端末の割り引を悪とする考えではなく、ユーザーが2年縛りまたは2年縛り無しの料金プランを選択出来、2年縛りの料金プランは従来モデルで良いと考えます。

現にアメリカでは2年縛りの料金プランを契約する事で端末を安価に購入可能としてます。

このままでは、単純にユーザーの支払い金額が上昇するとしか考えられません。

【個人12】

余計なことに口出し過ぎ、これに尽きる。

自身で経営計画を立てて事業計画を立てて執行し回収フェーズにまで持っていったこともない人たちが、机上で市場・民衆をコントロール出来ると考えているのは偏差値馬鹿集団の選民思想以外の何ものでもない。昨年のソフトバンクの大規模障害に「行政指導」を行うようなことから（これそのものは正しい）、すべて指導コントロール下にある特別な立場にいると勘違いしてしまうのであろう。予算執行に当たって負債が生じたときの責任を一度でも自身で取ったことがあるのだろうか（所詮税金を上げれば自身の給料・賞与にはなにも影響を与えない程度なのだろう）。

昨年の「4割削減可（これ自身も決算報告からの話であり、経営指標としてみたものではない）」が、前提が崩れていることになぜ気付かないのか。

アンケートを採ったら「解約金1,000円」が望ましい、というのであれば、「消費税率はいくつが望ましいか？」というアンケートを採ってみれば良い。

【個人15】

・本施策はユーザの選択肢を逆に減らす結果となる。例えば、解約料の規制は、単に「基本料金の高いプランしか選べない」事態をもたらすだけである。一見して複雑に見える制度は、利用方法に合った選択肢を提供していたともいえる。現に、これまでの総務省の指導の結果、各社の料金プ

水準は最低限のものとする必要があること

・ 総務省で実施した利用者アンケートにおいて、他事業者への乗換え意向がある者のうち、違約金支払い意思のある者について、8割を超える者が許容できる違約金のレベルは1,000円となるとの結果であったこと

○ 行き過ぎた期間拘束が是正されることにより、利用者が電気通信事業者を乗り換える上での制約が減少し、電気通信事業者間の公正な競争が促進されることが期待されます。

○ なお、総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて本省令案の内容などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省におけるこれらの評価・検証が適切に実施されることが望ましいものと考えます。

ランは単純化されたが、制度を理解して使いこなしていたユーザにとっては使い勝手の悪化や負担額の上昇を招いている（駆け込みで旧料金プランを契約したユーザも多く、当面、通信事業者の変更はかえって減る可能性がある）。

【個人 20】

携帯料金は、端末補助がなくなり、通信料金は端末補助がなくなった分だけ減らず、逆に毎月の料金は上がるばかりです。

違約金が 1000 円になったことで、頻繁に乗り換えしません。端末補助があれば、頻繁に乗り換えや機種変更する人のほうが優遇を受けて不公平だというが、そんなのは自動車等でも同じですよ。長く同じ車に乗っている人が不公平にならないように、何か国では取り組んでますか？してないでしょ。

【個人 21】

・「通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの是正」とのことだが、違約金 1000 円という金額の設定は、この金額ではもはや違約金としての意味をなしておらず行き過ぎた行政介入である。行政は余計な規制はせずに競争環境を整えるべき。

【個人 26】

まず、二年契約の解除料についてアンケートで決めたとしているが、そのような手法で決められるのであれば、同様に総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の職員報酬は周囲 10 人の妥当報酬額アンケートで 1010 円と決まったため、特例でそのように決定して問題ないこととなる。

アンケートで決めること自体非常に乱暴で、また誘導も行えるものであり、根拠として希薄であるため、一切を施行するべきではない。

【個人 30】

また、大手 3 社に対抗、比肩する存在になり得るプレイヤーまで規制するのはいかなものか。既に多数の顧客を抱えた大手 3 社から顧客を奪うには、大手 3 社以上の還元策も必要だ。電力やガスは自由化されたが、想定ほど顧客は乗り換えていないのではないか。携帯は解約金以外にも MNP 事務手数料、新規事務手数料、新たなプランを覚える手間、機種を変えたり設定をする手間など、有形無形のコストが多数発生する。さらに大手 3 社は固定回線なども含めて囲い込みを行っている。つまり解約金だけが 1000 円になったところで、多くの顧客が乗り換えるかどうかは疑わしい部分がある。

【個人 33】

今回の法改正によって、私は「違約金引き下げで流動性が上がる可能性はあるかもしれないが、

それに伴って販売店の負担(主に MNP 転出や転入による手続き)が増えてしまい、店舗の待ち時間増加など他の箇所で消費者がデメリットを感じるのではないかと危惧している。

また、違約金は契約時に交わした約束を破った故に支払うべきものであるもので、それを値下げして契約時の約束を破りやすくするのはいかがなものかと感じる。「2年間の拘束期間の代わりに毎月の使用料が安くなること」を承知して契約している方(現に私もそれを承知して契約している。)もいらっしやる中、違約金を実質ないようなものにしてしまうのは、サービスを提供する企業側からしても、サービスを受ける消費者側からしても、自由をかなり奪ってしまうことになるので、私は違約金を無理に下げする必要はないと考える。

【個人 41】

### 1. 意見箇所

#### 第二十二條の二の十七 第四項

違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額が千円を超えるものであること。

### 2. 意見内容

「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」(以下「緊急提言」)では、「解約に係る違約金の水準については、合理的な算定根拠に基づき設定されるべきもの」とされた。

また、下記4のとおり、有識者から「合理的」等について議論が必要との発言がされた。

しかし、総務省(事務局)は、第12回モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下「研究会」)までに「合理的」等について議題とすることなく、下記3のとおり、総務省は、第13回研究会で、突如としてアンケート調査を根拠に「違約金千円」との具体案を示した。

これは、緊急提言はもとより、これまで研究会の議論を否定するものであり、有識者各位に非礼である。

また、下記4のとおり、有識者から「アンケート調査も多分、国民の言うことも半年ごとに変わる可能性もあるし、このあたりに依拠して政策を進めていくと考えるべき筋がぶらぶらになってしまう」との発言もあり、総務省のアンケート調査は「合理的」とは言えない。

よって、上記「1. 意見箇所」は白紙撤回とし、研究会で議論することが適当である。

### 3. 総務省違約金算定根拠

○2019年(令和元年)5月27日(月)~同月30日(木)の4日間

総務省が「携帯電話の期間拘束契約に関する利用者の意識調査」実施

インターネット上のモニターによる調査(Webアンケート調査)

○同年6月11日 第13回研究会(非公開)

・資料4 モバイル市場の競争促進に向けた制度整備(案)

総務省において利用者アンケート(6,000人)を行ったところ、他事業者への乗換え意向がある者

(2,847人)のうち、違約金支払い意思のある者(1,758人)について、8割を超える者が許容できる違約金のレベルは1,000円となるとの結果

#### 4. 有識者発言

「アンケート調査も多分、国民の言うことも半年ごとに変わる可能性もあるし、このあたりに依拠して政策を進めていくと考えるべき筋がぶらぶらになってしまうこともあるだろうと思います。そうすると、やはり筋論というか、どのように考えていくべきかというところはしっかり視点として持たなければいけない」第1回研究会 黒坂特任准教授

「(緊急提言(案))資料でいいますと、5ページのところに、提言の内容ですけれども、アのところですね、合理的な理由、それから合理的な算定根拠、それから、(4)のところにも合理性を欠くという、「合理性」といったことが繰り返し述べられているところです。合理的な理由として認められるのは何なのか、そして、合理的な算定根拠として設定されるというのは、どのような在り方がそうなのかといったことについては、細かい議論がやはり必要になってくる」第4回研究会 大谷構成員

「「過度の」という言葉も、それから「行き過ぎ」という言葉も出てきているかと思いますが、何が行き過ぎで、何が行き過ぎていないのかということについても、やはり合理性という基準が出てくると思いますので、その基準に値するものについて、引き続き十分な議論ができるようにそれぞれが知恵を絞っていくことが必要なのではないか」第4回研究会 大谷構成員

「先ほど合理的とは一体どのように解釈すべきかというご指摘がありましたが、全く私も賛成でございます、解釈の幅をできるだけ小さくしていくような努力を今後進めていただきたい」第4回研究会 黒坂構成員

「合理性というのをどうやって担保していくのかということもあろうかと思いますが、これはかなり大きな課題になるかと思いますが、また皆様方のお知恵を借りながら次のステップに進んでまいりたい」第4回研究会 新美座長

「以前から議論のある「合理的」であるとか「著しい」であるとか、その辺をどのように判断するのかということについて、どこでどのように明確にされていくのかということが、これは事業者だけではなくて国民の関心でもあろうかと思っておりますので、そういった検討がどのように進められていくのかということはこの委員会等を通じてでももちろん構いませんので、広く周知していただきたい」第6回研究会 黒坂構成員

【個人47】

意見20 違約金等の上限は、現在の省令案よりも引き上げるべき。

考え方20

#### 3. 解除料について

○ 考え方19のとおり、違約金の水準が著しく高い場合には、スイッチングコストにより利用者を過度に拘束

前にも書いたとおり、商売は長く取引して貰いたいのが鉄則で、2年契約結構、解除料も4千円

無



<p>～5千円位で良いと思う。 役人の常識で商売を論ずるのはいささか無理ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 24】</p>	<p>し、電気通信事業者間の公正な競争を阻害するものと考えられるところ、電気通信事業者の乗換えに係るスイッチングコストを低下させ、事業者間の競争を促進させるには、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げる必要があると考えられ、違約金等の額の上限については、総務省において、こうした考え方に沿って定めるものであり、この考え方については、一定の妥当性があるものと考えます。</p> <p>○ 行き過ぎた期間拘束が是正されることにより、利用者が電気通信事業者を乗り換える上での制約が減少し、電気通信事業者間の公正な競争が促進されることが期待されます。</p>	
<p>まず、解約金制度に手を加えることに賛成する。日本の大手携帯キャリアの「2年縛り自動更新」は、顧客を過度に囲い込みユーザビリティを低下させる悪質な慣行である。消費者の利便性向上と競争促進のために是正が急務だ。</p> <p>各社、一応は「自動更新なし 2年契約」を導入したが、依然として多くの場合のデフォルトは事実上「自動更新あり 2年契約」となっており、自動更新なしへのスイッチは通知があっても忘れられがちで、KDDI は新料金プランでしれっと「自動更新なし 2年解約」を適用外とするなどの動きもあり、引き続き市場を監視し是正していく必要がある。</p> <p>かといって、算出根拠の疑わしい「解約金上限 1000 円」は、キャリアも今後の見通しが立て辛くなることから、値下げ余地を見極めることができず、却って通信料金の高止まりを招くおそれもある。キャリアが不当な手数料やユーザビリティ低下によって顧客を縛ることに枚挙に暇がなく、解約金で縛れない以上はそうしたもので縛ってくる可能性が高く、そうなれば消費者の混乱や不利益も予想される。解約金上限はもう少し現実的な額まで引き上げるべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人 33】</p>		
<p>意見 21 違約金等は段階的な逡減制とすべき。</p>	<p>考え方 21</p>	
<p>長期契約の現在の MNO においての 9500 円の違約金について 1000 円に下げるとあるが、これでは逆に長期利用者にとって不利になっていくのではないか。</p> <p>現在のキャリアに大変満足しており MNP をするつもりのない利用者が損をする仕組みとなるのは大変よろしくないと思う。9500 円から 1 ヶ月ごとに 1000 円ずつ違約金を下げていき 1000 円で止めるような仕組みを強制するほうが長期利用者に対しても健全な仕組みとなり競争が健全になるのではないか？</p> <p style="text-align: right;">【個人 42】</p>	<p>○ 考え方 19 のとおり、電気通信事業者の乗換えに係るスイッチングコストを低下させ、事業者間の競争を促進させるには、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げる必要があると考えられます。</p> <p>○ なお、本省令案においても、電気通信事業者は違約金等の上限の範囲内で段階的な違約金を設定することが可能であると承知しています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 22 違約金は禁止すべき。</p>	<p>考え方 22</p>	
<p>それでしたらキャリアの 2 年縛りの解約料金を廃止、電波の卸価格をもっと下げてもらいキャリア、格安事業者の競争促進が必要ではありませんか？</p> <p>解約料金 1000 円ではなく 2 年縛り自体を廃止してもらいたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 38】</p>	<p>○ 電気通信事業者の乗換えに係るスイッチングコストを低下させ、事業者間の競争を促進させるには、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げる必要があると考えられますが、他方で、一定の期間の契約を約することでメリットが得られる契</p>	<p>無</p>

	約形態は他の分野でも見られるところであり、これを完全に禁止するまでの措置を講ずることは適当ではないと考えます。	
意見 23 違約金等の引下げにより他の事務手数料等が引き上げられることを懸念。	考え方 23	
<p>本条項は、行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置を定めていますが、上述と同様に本件制度整備の趣旨に反する潜脱行為は、業務改善命令等の対象になるものと考えます。</p> <p>具体的には、MNP の転出手数料や SIM ロック解除手数料は、解約時にロックイン効果をもたらす違約金と同種のものであり、違約金と名称は異なりますが、当然同一とみなし、規制対象となるべきものと考えます。</p> <p>また、当該移動電気通信役務と他に、期間拘束や違約金を伴う他の電気通信役務の提供を受けており、かつそれによりセット割引等の利益の提供を過度に受けている場合は、たとえ他の電気通信役務の提供が事実上意味のあるものであっても、当該移動電気通信契約の解除を妨げる効果を有しています。よって、期間拘束や違約金を伴う他の電気通信契約による利益の提供について、第 6 号に定める一定期間継続して締結することに応じた利益の提供と同様に、移動電気通信役務における 1 か月分の料金を超えた場合は禁止行為の対象とみなすことにするなど、予め規制対象であること明示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>○ 本省令案における「違約金等」とは、契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由として求める違約金その他の経済的な負担ということとされており、その名称が「違約金」であるか否かは問わないものとされています。</p> <p>○ 電気通信事業者の乗換えに当たっては違約金以外の事務手数料も必要となりますが、これら事務手数料が合理的な理由なく高額に設定される場合などには、違約金と同等の効果を有する可能性もあることから、総務省において状況を注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ 移動電気通信役務以外の電気通信役務とのセット割引等に関する御意見については、総務省における今後の政策の検討に当たっての参考とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>いくら解除料 1000 円になった場合、キャリアの月額基本料金はかなり上がるのでは？</p> <p>とはいえキャリアは今まで長期利用者に対しての割引も少なく、その分代理店にばらまいて MNP を優遇していたのでまだまだ月額気泡料金は下げれると思う。</p> <p>月額利用料金は 3500 円、また 1GB 単位の価格が海外と比較しても日本は高額なので 1GB あたり 100 円がいいと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人 10】</p>		
<p>・ MNP 費用や解約手数料等の最大上限の設定をお願いしたい</p> <p>今の所解約手数料を 1000 円にといった話が出ていますが、解約手数料以外の事務手数料などその他の費用に転換してくる可能性は高いので契約事務手数料やプラン変更手数料など様々な手数料全て合わせて最大上限の設定をお願いしたい。</p> <p>2 年間で最大 2000 円上限が適当かと思います。</p> <p>MNP 費用は諸外国と比較すると 0 円が適切だと。</p> <p style="text-align: right;">【個人 11】</p>		
意見 24 期間拘束契約が自動更新されないプランを義務化すべき。	考え方 24	



<p>次に期間拘束が自動更新されないプランの必要性は、必要である。そもそも現在の大手3社の通信事業者は、いわゆる2年縛りを強要し、自動更新付きでないときに解約をすると高額な解約手数料を取ること自体が間違っている。これにより消費者の困り込みをし、市場の原理を働かせないようにしている。期間拘束しないプランで何時でも解約できるようにする。その際に、当然に解約手数料は、1000円未満にすべきこと義務付ける。これにより大手3社とMVNO事業者と競争させて通信料金の低額化を促し、消費者がより安い事業者を自由に選べることを促進させる。</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>	<p>○ 変化の激しいモバイル分野においては、期間拘束の更新が利用者の真正な意思に基づき行われることが必要ですが、一方で、更新に係る手続の手間の省略を望む利用者もあり得ることから、契約当初の段階で自動更新とするかどうか選択可能とし、拘束期間終了の段階で更新するかどうか及び自動更新の選択を変更するかどうかについて利用者の意思を確認するとともに、自動更新の有無により料金等の提供条件に差を設けないこととするは適当と考えます。</p>	無
<p>そこで、縛りのない「自動更新なし2年契約」をデフォルトにすることを義務化するよう提案する。ユーザーが望んで更新（縛りの継続）を申し込めば、ごくわずかに月額料金が安くなることを許容する程度はあってもよいかもしれない。</p> <p>つまり、現状のプランをベースに、自動更新なしを標準化して、一定期間通信契約を使用すれば、ユーザーの特別な求めがない限りは「解約金をずっと0円にしる」という案である。これなら悪質なキャリアの対抗策を抑止、混乱も招かずに済むし、スイッチングコストの低いユーザーを増やすことができる。</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>		
意見25 特定経済的利益を定義する必要はない。	考え方25	
<p>違約金と同等の扱いを受けるとされる「特定経済的利益」については、「契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除を行ったことを理由として受けることができないこととする経済的利益」と定義されていますが、普く移動電気通信役務の料金割引は当該役務契約の解約がなされれば当然に終了するものであることから、全ての料金割引が「契約の締結から一定期間内に当該契約の変更又は解除」に該当し、規制の対象となる懸念があるものと考えます。そもそも違約金と同等の効果を持つ割引や利益の提供に関しては、同条3号（期間契約の有無による料金差）及び6号（長期割引）で規制されることから、「特定経済的利益」を定義する必要性はないものと考えます。仮に「特定経済的利益」を定義する場合であっても、最低限、違約金等の定めがなく提供される割引や利益に関しては、「特定経済的利益」に含まれないよう規定内容を改めて頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 本省令案第22条の2の17における「特定経済的利益」及び「契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益」については、その双方に該当するものがあり得るところ、定義上いずれか一方にのみ該当するよう明確化するため、別添1のとおりとすることが適当と考えます。</p>	有
意見26 期間拘束の有無による料金差を制限することに賛同。	考え方26	
<p>・期間拘束の有無による料金差の上限について</p> <p>170円の金額はさておき本来的には期間拘束契約自体を禁止するのが好ましいのですがほぼ同一の効果が期待できるので賛成です。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無



<p>意見 27 期間拘束の有無による料金差は、制限すべきでない。</p> <p>期間拘束の有無による料金差の上限をわずか 170 円/月としたのも、無理やりというしかありません。</p> <p>料金差をなぜ政府が口出しするのか、理解に苦しみます。</p> <p>長期利用者より、頻繁に乗り換えをする利用者を優遇させるような政策に憤りすら感じます。</p> <p>長期利用でよりお得になる料金体系が望まれるのに、料金差を制限するのは疑問を持たざるを得ません。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>考え方 27</p> <p>○ 期間拘束のない契約の料金その他の提供条件が、期間拘束のある契約の料金その他の提供条件に比べて著しく劣り、実質的な選択肢となっておらず、それについての合理的な理由がない場合には、利用者を過度に拘束するものであり、見直すことが求められるものと考えられます。</p> <p>○ 料金差の上限については、次のような事情も踏まえ、期間拘束の有無による 6 か月分の通信料金差と違約金の水準とが均衡するように定めるものであり、その考え方については一定の妥当性があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の料金プランにおいて、違約金の水準と期間拘束の有無による通信料金の差を比較すると、3 社中 2 社の利用者において 6 か月以内の利用であれば期間拘束のない契約の方が負担額が少ない設定となっていること。</li> <li>・ 民間のアンケート調査においても、事業者の乗換えを検討している利用者の 5 割超が 1 年以内での乗換えを検討しているとの結果が出ているとのことであること。</li> </ul>	無
<p>意見 28 継続利用割引は不当な期間拘束ではないため、制限すべきではない、又は過剰な規制とならないようにすべき。</p> <p>長期に契約を継続している利用者に対しては、これまでも度々議論となってきたところですが、「ICT サービス安心・安全研究会 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」が 2015 年に取りまとめた方向性においても、長期利用者の負担の軽減に向け料金の適用の導入が例示されており、当社でも長期利用者向け特典の導入を 2017 年 12 月より行い、またより魅力ある特典とするための拡充について継続的に取り組んでまいりました。</p> <p>こういった利益提供が、利用者の事業者間の流動性を下げる可能性のある施策であることは否定できませんが、反面、事業者がその努力によって利用者が長期的に利用していただけるよう魅力あるプログラムを実施することは、当然に努めていくべきことであり、利用者の利益にもつながるものと考えられます。この点について、「モバイル市場の競争環境に関する研究会/ICT サービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関する WG」において十分な議論がなされないまま、省令改正が進むことについて懸念します。</p>	<p>考え方 28</p> <p>○ 契約を一定期間継続して締結していたことに応じた利益の提供（以下「継続利用割引」という。）については、総務省で開催された「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめ（平成 27 年 12 月 16 日）において、「高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公平の是正のため、端末購入補助を受けないスマートフォンの長期利用者等の負担の軽減になるような料金プラン等の提供を検討すべき」として、措置の必要性が提言されたものと承知しています。</p> <p>○ 一方で、継続利用割引には、契約を一定期間継続し</p>	有

今回の制度改正により当社に限られた収益の中提供してきた長期利用者向け特典の内容を見直さざるを得なくなることについては非常に残念であり、今後の制度見直しでは、より時間をかけた議論が丁寧に行われることを希望します。

【インターネットイニシアティブ】

長期利用割引については、「不当な囲い込みの手段とされるおそれもあることから、過度なものとならないように、一定の規律を設ける」として、契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者が受けることになる1年当たりの利益の額について、当該契約に係る1月当たりの料金を上限とするとする案が示されていますが、長期利用割引による拘束性の有無や上限額を1ヶ月分の料金とすることについては、これまで、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」等において議論されておらず、またその根拠も示されていないものと考えます。

加えて、当社が提供する長期利用割引は、長らくご利用いただいているお客さまに対するお礼や感謝のしるしとして提供しているものであり、不当な囲い込みを意図したものではありません。これについて、過去、総務大臣より、「長期利用割引の拡充を行う等、利用者の多様なニーズに応じて、長期利用者の負担を一定程度軽減するものでございますので、歓迎したいと存じます」との発言（2016年4月15日 高市早苗総務大臣記者会見）もあったところであり、不当な囲い込みとは区別されるべきものと考えます。

こうした点を踏まえると、長期利用割引に対する規律については、事業者間の公正競争の促進を目的とする法改正の趣旨にもそぐわないことから、現時点で、拙速に課すことは適当でないと考えます。

【NTTドコモ】

長期利用者を対象として料金割引、ポイント割引等を付与することは一般的な商慣習である一方、利用者に対する拘束性の観点においては期間契約と同等の効果を有し、シェア上位のポジションにあり、長期利用者を多く有する事業者が競争上有利に活用可能な割引サービスである側面が存在します。

従って、期間契約に関して規制を課すのであれば、長期利用割引等についても何らかの制度的手当てを行うことは一定の合理性が認められることから、過剰規制とならない範囲での規律を設けることは必要と考えます。

【ソフトバンク】

同じ携帯電話会社を長く使っている利用者に不利益がない形を望む。理由は割引がなくなることで料金の値上げが行われれば利用者も企業も損をするからだ。携帯電話会社も営利企業なので政府が主張する解約金1000円はどういった形で出てきたのかが不透明なこともある。実際に出る料金プランがどうなるかは不明だが、不利益な形になるなら以前の料金プランに戻せるようにす

て締結していたことを理由として利益を提供することにより、一定期間を経過するまでの間に事業者を変更する利用者の意向を抑制する効果があることは、総務省で開催された「モバイル市場の競争環境に関する研究会」と「消費者保護ルールの検証に関するWG」の合同会合でも議論があったところと承知しています。

- このように、継続利用割引は、①高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公平の是正と②利用者による事業者変更の抑制という2つの異なる側面を有しているものと考えられます。
- 改正法及び本省令案では、それらに関連して、次の2つの措置を講じており、その結果として、継続利用割引の2つの側面のうち、①の側面（高額な端末購入補助に伴う利用者間の不公平の是正）の必要性が低下する一方で、②の側面（利用者による事業者変更の抑制）への対応の必要性が高まっているものと考えられます。
  - ・ 通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、厳しく制限すること。
  - ・ 期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げること。
- 本省令案第22条2の17第6号では、そのような状況を踏まえつつ、継続利用割引の上限について、年間の利用料金を基にその最低水準である1年間で利用料金1月分としているものと承知しており、携帯電話市場が大きく変わる中において、継続利用割引にそのような上限を設けることについては、一定の合理性があるものと考えます。
- ただし、
  - ・ 継続利用割引として提供される利益には、全ての利用者に利益をもたらす通信役務の料金に関するものと、用途が限定されているため一定の範囲の利用者へののみ利益をもたらすもの等があり、それらの間には、事業者変更の抑制の効果に一定の差異があること、
  - ・ 「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスク

<p>る等の対応も必要だ。</p> <p style="text-align: right;">【個人 18】</p>	<p>フォース」の取りまとめでは、不公平の是正の手段として「端末購入補助を受けない長期利用者等の負担の軽減になるような」利益の提供を「料金プラン等」とし、その他の利益の提供を不公正の是正の手段の前提としていないこと、</p> <p>から、原案では、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等と同様に「全ての経済的利益」としている規律の対象となる利益について、継続利用を判断する対象となる通信役務の割引やその対価の支払いに充てることができるような経済的利益に限ることとし、その他の利益については、継続利用割引の持つ②の側面（利用者による事業者変更の抑制）の潜脱的なものとなっていないか等の観点から総務省において状況を注視し、継続利用割引として規律する必要がないか検証していくこととすることが適当と考えます。</p> <p>○ 以上を踏まえ、継続利用割引に係る本省令案の規定については、別添 1 のとおり修正することが適当と考えます。</p>
<p>キャリアの iPhone の割引が無くなると端末の毎月の割引や長期利用者が無くなると困るのでキャリアの毎月の割引は従来通り続けて欲しいとと長期利用者割引と障害者割引割引の 2 年契約は続けて下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人 22】</p>	
<p>今回の通信制度改正について、ユーザーの立場から意見を申します。</p> <p>1. 永年契約者に対する規制について</p> <p>商売というものは、お客様に少しでも長く取引をして貰いたいのが常識で、今回の施策は異常としか思えません、私は 16 年も同じキャリアに契約しております、そのどこが悪いのか解りません。</p> <p style="text-align: right;">【個人 24】</p>	
<p>長期利用者への割引を制限することは反対です。</p> <p>これまでのキャリアを渡り歩いて、金儲けをすることを是正する流れと整合性が取れません。</p> <p>割引を制限することに消費者メリットが皆無です。</p> <p>一般的な商習慣で見ても、長期利用者を割り引くことは一般的な事であり、それを制限することは、消費者保護の観点がないのではと疑わざる得ません。</p> <p style="text-align: right;">【個人 31】</p>	
<p>加えて、今回の法改正では「長期利用者に対する優遇」も規制するとなっているが、これを実施すると、企業側が消費者に還元する方法が絞られてしまう上に、消費者側からしたら何のメリットもないので、今すぐに撤回すべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人 41】</p>	
<p>長期優遇措置も禁止ですがそんなのしたらどこの会社も潰れます。</p> <p>むしろ MNP 転入優遇措置を禁止にした方が通信事業者の経営が改善されると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 46】</p>	
<p>1. 意見箇所</p> <p>第二十二條の二の十七</p> <p>法第二十七條の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。</p> <p>六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる次に掲げる経済的利益の提供であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に</p>	

<p>係る一月当たりの料金を超えるものを行うこととするものであること。</p> <p>2. 意見内容</p> <p>総務省（事務局）は、第12回モバイル市場の競争環境に関する研究会（以下「研究会」）まで「長期利用割引等の扱い」について、議題とすることなく、第13回研究会で突如として「長期利用割引等を規制する」との下記具体案を示した。</p> <p>（配布資料）</p> <p>5-(3) 長期利用割引等の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期利用割引等についても、契約の解除を妨げる条件に該当。</li> <li>・許容される料金差等の利益の提供の範囲は、1ヶ月分の料金の範囲</li> </ul> <p>しかも、「許容される料金差等の利益の提供の範囲は、1ヶ月分の料金の範囲」としているが、なぜ「1ヶ月分の料金の範囲」なのか、合理的な算定根拠が示されていない。</p> <p>これは、研究会の存在意義を否定するものであり、有識者各位に非礼である。</p> <p>また、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方（案）2019年6月総務省」では、「なお、長期利用割引等については、それ自体が問題となるものではないが、不当な囲い込みの手段とされるおそれもあることから、過度なものとならないように、一定の規律を設ける。」との但し書きが記載されている。</p> <p>ということは、「過度なものとならないように、一定の規律を設ける」ためには、合理的な算定根拠が必要であるが、総務省は示していない。</p> <p>よって、上記「1. 意見箇所」は白紙撤回とし、研究会で議論することが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【個人 48】</p>		
<p>意見 29 固定回線についても規律の対象とすべき。</p>	<p>考え方 29</p>	
<p>光回線などの固定回線についても長期間の期間拘束は問題と考えます。転勤等で引越をすることもあり、工事費が実質無料となっても、期間途中で解約すれば、残債は一括請求となります。固定して使用されるモバイルルーター（特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス）と光回線などの固定回線についても、期間拘束が問題と考えられるので、規制していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ いただいた御意見については、総務省における今後の政策の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>附則関係</p>		
<p>意見 30 規定適用までには相応の準備期間が必要。</p>	<p>考え方 30</p>	
<p>現時点において本制度改正における具体的規制内容の詳細が不確定な点が散見される中、新たなルールの適用期日まで極めて短い期間設定となることが想定されます。期日までに事業者並びに販売店における対応が困難なケースが生じることも十分考えられ、緊急的対応によりシステム面・運</p>	<p>○ 総務省では、公正競争の促進を通じた利用者利益の向上のためには、改正法の施行後にその適切な運用が</p>	<p>無</p>



<p>用面で無理が生じた場合、却って消費者にも混乱を来しかねません。従って、本省令並びに現在意見募集中の「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の最終的な内容如何で、期日までの対応が困難な事象等が判明した場合には個別調整させて頂くよう要望します。</p> <p>なお、本来、この規模の制度改正であれば、ルール確定後（省令並びに関連ガイドラインの内容が確定後）、1 年程度（過去の制度対応での平均的な猶予期間）は準備期間を設けて頂きたく、緊急性を有する事案であったとしても最低半年以上は期間を設けて頂くことが必須であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>確保されるとともに、施行前から改正法の趣旨を踏まえた準備が徹底されることが必要であるとの観点から、改正法の施行に向けた準備についての要請（令和元年 6 月 20 日総基料第 33 号。以下「6 月要請」という。）を行ったと承知しており、関係事業者において、6 月要請を受けて適切に対応されることが期待されます。</p> <p>○ 改正法の施行の日は公布の日（令和元年 5 月 17 日）から 6 か月以内の範囲で政令により定められることとされており、対象となる電気通信事業者等においては、改正法による改正後の電気通信事業法に基づく規律を遵守するよう適切に準備を行うことが必要であり、また、総務省において、その状況を注視していくことが望ましいと考えます。</p>	
<p>意見 31 既往契約の特例規定の明確化が必要。</p>	<p>考え方 31</p>	
<p>第三世代携帯電話サービスや既往契約（施行日前日において現に締結されている役務提供に関する契約）については、将来のサービス提供終了を見据えた対応として、契約約款を変更し、例えば、新法適合プランへの移行促進等を目的に、一部のオプションサービスの提供を終了する、既往契約間のプラン変更の受付を停止する等が行われる可能性もあります。</p> <p>しかしながら、上記のような既往契約の一部変更が、仮に附則第三条の特例に該当しないとすると、契約約款の変更に際しては、当該契約に係る全ての利用者を新法適合プランへ強制移行させなければならず、延いては利用者利益の保護に支障が生じる場合も想定されます。そのため、実質的に上記のような既往契約の一部変更は事業者が躊躇せざるを得ず、結果として、新法適合プランへの移行促進等が行えない恐れがあります。</p> <p>したがって、上記のような既往契約の一部変更については、附則第三条の特例として扱うことを明確化していただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>○ 本省令案附則第 3 条第 1 項では、施行日の前日において現に締結されている移動電気通信役務に関する契約の一部の変更又は更新に関する契約の締結及び第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約の締結に関し、約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、本省令案第 22 条の 2 の 17 の規定は適用しない旨を定めています。</p> <p>○ この規定の適用に当たっては、「施行日の前日における提供条件と同一」であることが求められますが、サービス提供終了を見据えた移行促進のための契約約款の変更は、「施行日の前日における提供条件と同一」の範囲内と解されるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 32 既往契約の違約金等は、無効とすべき。</p>	<p>考え方 32</p>	
<p>2 年間の自動更新契約が一般に提携されている現状において、契約通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について 2 年を目途に根絶するためには、自動更新契約を適用除外にするべきではありません。従って、「又は更新（施行日の前日における当該契約の提供条件において同一の条件で更新することができることとされているものに限る。）」</p>	<p>○ 既に締結された契約について事後的な制度変更をもって無効とすることは、一部の利用者にとって不利益な変更となり得ることから、適当ではないと考えられますが、総務省では、改正法の施行までの期間におい</p>	<p>無</p>

<p>の記載を削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>	<p>ても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を進めることなどについて、6月要請により、携帯電話事業者に対して要請したと承知しています。</p>	
<p>・ 既往契約等に係る特例について 既往契約等の違約金等も元々正当性のない内容ですので施行日において一律無効にするのが混乱の回避や通信料金値下げの迅速なスタートのために必要だと思われま。</p> <p style="text-align: right;">【個人 11】</p>	<p>○ 総務省においては、6月要請を受けた改正法の施行に向けた電気通信事業者の取組や準備状況、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等に関する状況などについて注視するとともに、必要に応じ、再度の要請の実施や追加的な対応の検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>あと Softbank と au の 4 年契約で困っているユーザーは結構な数のユーザーがいると考えられて、私も Softbank の 4 年契約で困っているので Softbank と au の 4 年契約に関して撤廃するように徹底して指導を入れて下さい下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人 22】</p>	<p>○ 総務省においては、6月要請を受けた改正法の施行に向けた電気通信事業者の取組や準備状況、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等に関する状況などについて注視するとともに、必要に応じ、再度の要請の実施や追加的な対応の検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 33 既往契約と新プランとの比較検討が十分できるよう体制整備すべき。</p>	<p>考え方 33</p>	
<p>更新時期以外で新プランに移行すると、違約金の負担のほか、端末残債の割引が受けられず清算が必要になるケースもあります。消費者が改正法に適合する料金プランを望まない場合に、いつまで従来プランを継続できるのかわからないため、適切な選択ができません。消費者が各社のプランを比較検討した上で自ら選ぶことが出来るように体制を整えていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 総務省は、改正法の円滑な施行に向けた6月要請において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の利用者が改正法の施行後に改正法に適合する料金プランへ円滑に移行できるよう必要な措置を講ずること</li> <li>・ 改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、料金プランの移行についての周知を徹底すること</li> </ul> <p>などを求めたものと承知しています。</p> <p>○ 関係電気通信事業者においては、6月要請を受けた周知に当たっては、御指摘のような事項にも配慮して行うことが望ましいものと考えます。</p> <p>○ 総務省においては、6月要請を受けた改正法の施行に向けた電気通信事業者の取組や準備状況について注視するとともに、必要に応じ、再度の要請を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 34 駆け込み対策が必要。</p>	<p>考え方 34</p>	



今回の法改正により、通信料金と端末代金の完全分離を通じた、過度な端末購入補助やキャッシュバックによる顧客のスイッチングの是正、期間拘束等による行き過ぎた囲い込み競争の是正が図られることで、お客さまが通信サービスと端末それぞれを自由に比較し、選択することが可能になると考えます。それにより、通信事業者が通信サービスの魅力を、端末事業者が端末自体の魅力をそれぞれ競い合うことで、様々なプレイヤーが創意工夫を凝らして、お客さまニーズをとらえた付加価値を提供するようになり、モバイル市場全体が活性化することが期待されることから、当社として、今回の法改正に賛同しているところです。

当社は、法改正の趣旨を踏まえ、他事業者に先駆けて、通信サービスにおいて新料金プランの提供を開始するとともに、端末販売においても自らの粗利の削減等による価格の引き下げに能動的に取り組んでいるところです。今後は、端末メーカーによる価格の引き下げも含め、端末自体の魅力や価格による競争が促進されることになるものと期待されます。

そうした中、現在も、過度な端末購入補助やキャッシュバックに加え、改正法施行前の提供条件による端末買換えサポートプログラム（いわゆる4年縛り）の駆け込み乱売が、他事業者により依然として行われています。

他事業者が提供する端末買換えサポートプログラムは、通信サービスを利用していなければ加入できないことに加え、当該他事業者が提供する端末への機種変更が残債免除の条件とされ、残債免除後も通信サービスを継続することになる可能性が高い拘束力の強い契約条件となっています。さらに、改正法施行前に締結された同プログラムの既往契約については、改正法施行後も有効とされるため、他事業者は、改正法施行後も同プログラムによりお客さまを囲い込むことが可能となります。

こうした状況は、法改正の趣旨に反するだけでなく、他事業者が既往契約を多く抱え込むことで、実質的に法改正の効果が市場に反映されるまでに、実質的に向こう2年程度、時間を要することとなり、事業者間の公正競争が確保できなくなるだけでなく、利用者間の不公平感を助長し、適切なサービス選択を阻害することになる等、消費者保護の観点からも支障が生じる懸念があります。この点については、総務省において、「通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について2年を目途に根絶する（3 制度整備の基本的考え方（3）通信料金と端末代金の完全分離）」こととしていることと合致しないものと考えます。

法改正の趣旨を踏まえると、これまでも当社より申し上げてきた通り、お客さまが新法に適合した料金プラン等へ移行しやすくなる政策的な措置が必要になると考えます。例えば、総務省は、少なくとも、同プログラムについて、改正法施行前に締結された契約であっても、機種変更を残債免除の条件とする規定を速やかに撤廃させる等の措置を早期に講じるべきであると考えます（過去に、他事業者が端末買換えサポートプログラムのプログラム再加入条件を撤廃した際には、既往契約も含めて対応されていたことを踏まえると、当該措置は実施可能と考えます）。また、強制的に撤廃させることが困難であるとするならば、少なくとも、総務省において、各事業者の取り組み状況について、研究会等のオープンな場でのヒアリング等を通じて明らかにすることにより、行き過ぎた囲い込みが自主的に早期に是正されるよう促していただきたいと思います。

○ 改正法の施行に向けた取組に関し、総務省では、改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を進めることなどについて、6月要請により、携帯電話事業者に対して要請したと承知しています。また、総務省では、改正法の施行に向けて事業者の講じた措置及び関連の数値に関する6月要請に基づく報告内容について、一定の加工をした上で公表予定であると承知しています。

○ 総務省においては、6月要請に基づく改正法の施行に向けた電気通信事業者の取組や準備状況について注視するとともに、必要に応じ、再度の要請を行うことが適当と考えます。

無

<p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p> <p>今回の改正法が施行されるまでの間の駆け込み需要と施行された後に抜け穴的な手段で、SNSでの不当な高額キャッシュバック宣伝とそれを前提とした契約が横行することが予想されます。以前おこなった「端末販売の適正化の取組に係る情報提供窓口」を今回も設け大々的に周知し、不適切な行為を行う事業者の抑止策を行う事が望ましいと思われま。</p> <p style="text-align: right;">【個人 25】</p>	<p>○ 総務省では、御指摘の情報提供窓口なども活用しつつ、改正法による改正後の電気通信事業法の適切な運用に取り組むことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>その他</p>		
<p>意見35 検討プロセスへの参加を希望。</p>	<p>考え方 35</p>	
<p>3. 検討手続について</p> <p>私たちは、消費者の選択の自由と市場の健全性を守るという総務省の目標に同意しています。しかしながら、私たちは提案されている本規制は逆効果をもたらすものと強く感じています。私たちは、本改正を巡る議論に引き続きAppleを参加させていただくことを謹んでお願い申し上げます。この度の法と省令は通信会社と販売店に適用されるものですが、Appleと何百万人ものお客様、日本中で共に働くパートナーやサプライヤーに対しても深刻な損害をもたらす危険があります。</p> <p style="text-align: right;">【Apple】</p>	<p>○ 本審議会では、引き続き、運営の透明性の確保に努めます。</p>	<p>無</p>
<p>意見36 検討手順に関し、関係者の意見表明の機会の確保や議論の公開などを確保すべき。</p>	<p>考え方 36</p>	
<p><b>II. 公開された透明性ある政策形成プロセスの必要性</b></p> <p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会」（以下「研究会」）が省令案の重要な論点を議論する際、一般に公開しないとの決定を総務省が行ったことは、手続上の透明性を欠くものであり、ACGJはこのことについて深刻な懸念を有する。行政手続法においても尊重されている手続の透明性の重要性を、ACGJは強く確信している。行政手続法の趣旨やこれまでの政府の公開や透明性に向けた一連の取組みに鑑みても、研究会の会合における実質的な議論を公開することは極めて重要である。加えて、研究会の委員からの慎重なコメントは基本的に聞かれることなく、委員が論理的にコメントをして、懸念を提起したにもかかわらず、省令案に実質的な変更は行われなかった。企業を厳しく制約する案を研究会の一連の会議の終盤になっていきなり持ち出すことは、決して行われるべきでなく、総務省に対し再考およびプロセスの改善を求める。また、研究会は、各論点について合理的な基礎を提示すべきである。</p> <p>そこで、総務省には、以下の原則に従うことを求める。</p> <p>1) 望ましくは全て、そうでないならば実質的な内容に関わる議論については公開にする</p>	<p>○ 市場競争の下では、利用者の利益の確保の観点から、電気通信事業者間の適正な競争を通じて、利用者が多様なサービスや端末から自らのニーズに合ったものを選択し、低廉な価格で利用することができることが望ましいものであり、改正法は、現在のモバイル市場を前提として、電気通信事業者間の競争が利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールとして料金その他の提供条件に関する禁止行為を定めるものであって、本省令案は、そのための具体的な基準などを定めようとするものです。</p> <p>○ 本省令案等は、改正法附則第2条の規定並びに改正法による改正後の電気通信事業法第169条第2号及び</p>	<p>無</p>

- 2) 早期に議論すべき論点を提示し、ステークホルダーによる意見表明の機会を確保し、十分な議論の時間を確保する
- 3) 各会議の議事録を公表する

【在日米国商工会議所】

国民生活にとって、スマートフォンを中心とする携帯電話がコミュニケーション手段として不可欠であることは論を俟たないところであり、引き続き利用者利便の確保が図られるよう、電気通信事業者として不断の取組みを推進していく所存です。

他方、協調的寡占の色彩が強い市場との批判を受けつつも、モバイル市場では、近年、各MNOの自主的取組みに基づく料金プランの創意工夫や累次の政策議論を経た個別の施策の実施により、市場におけるサービスの多様化等、一定の成果が現れていると考えます。そもそも、通信自由化やデータリフ化等の経緯を踏まえ、規制は必要最小限にとどめるべきとの考えに立ち戻れば、それら原理原則から外れた市場に対する行政介入は、健全な市場の発展を却って歪めるものと考えます。その意味では、今般改正された電気通信事業法（以下、「事業法」）は禁止行為への規制を前提とし、不当性のあるケースのみを禁じることに止めることが制度改定の根幹であることから、必要な範囲を超えて、料金サービス等の自由度に大幅な制約を課すことには反対です。

以上の点も踏まえ、昨年10月より開始された「モバイル市場の競争環境に関する研究会」（以下、「モバイル研究会」）の議論過程を振り返れば、以下のような点において、十分な透明性・適正性が確保されていたかについては疑問を感じるところです。

- 1) 関係事業者のヒアリングでの提案・見解（期間契約の各種条件や端末購入補助の上限額等）に対する検討結果について十分な説明がなされているとは言い難いこと
- 2) 前述のヒアリングの後、数週間程度のうちに開催された非公開会合並びにそれに続く取り纏めの会合で方向性案が定められ、拙速な感が否めないこと
- 3) 「モバイル研究会」における結論が、料金サービスの自由度に大幅な制約を課す内容であること

今般のケースが標準的な政策議論プロセスであるとすれば、関係者ヒアリングや研究会自体が形式的なものとなり、行政による裁量権の拡大・濫用を惹起する懸念もあることから、本プロセスのレビューを行って頂くこと、並びに法の趣旨と整合性を有する規制レベルであるかについて検証頂くことが必要と考えます。

現在、弊社において提供中の期間契約有りプランの契約解除料の水準や当該プランと期間契約無しプランとの料金差については不当性があるとは考えていません。また、過去の総務省での会合における結論を踏まえて自動更新の無い料金プランの提供や、契約解除料が発生せず解約できる期間を延長する等、拘束性を低下させる取組みを順次実施していることに加え、契約解除料の水準の引き下げ並びに期間契約無しプランとの料金差の縮小について自主的取組みを行う用意

第4号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により、意見公募が実施されたものです。

- さらに、総務省では、そのような法律で定められた手続に加えて、案の検討・作成過程においても、本年5月から6月までの間に「モバイル市場の競争環境に関する研究会」及び「消費者保護ルールの検証に関するWG」の合同会合を4度に渡り開催しており、合同会合では、関係事業者の意見を聞くなど議論が行われたものと承知しています。
- なお、「審議会等の透明化、見直し等について」（平成7年閣議決定）において、懇談会等行政運営上の会合も審議会等の措置に準じて、運営の透明性の確保に努めることとされていることと承知していますが、この点、総務省では、合同会合のうち非公開で行った会合についても、事業者の経営情報等の非公開情報を除いた上で、会議資料及び議事概要を公開しているものと承知しています。
- 総務省では、改正法の施行後の状況について毎年度評価・検証を行い、その結果を踏まえて本省令案の内容などの見直しの必要性について検討することとしており、総務省において適切に実施されることが望ましいものと考えます。

があることについても過去の会合で述べてきたとおりであり、諸外国の事例等も挙げ、具体的な解除料水準の算定案等も提示しています。

本省令案において、「違約金等の定めがない契約と違約金等の定めのある契約との間の一月の料金額の差の上限を 170 円とすること」や「違約金等の額と特定経済的利益の額との合計額の上限を 1,000 円とすること」が規定され、それらは「モバイル研究会」にて「違約金の水準は最低限とする」との政策判断並びに利用者アンケートを根拠としていると認識していますが、過去の議論からの唐突感は否めず、妥当性については疑問を感じざるを得ないところです。（この点については、「モバイル研究会」の構成員からも同種の指摘があった認識です。）

前述のとおり、今般改正された事業法は禁止行為への規制を前提とし、不当性のあるケースのみを禁じることに止めることが制度改定の根幹であることを踏まえれば、上記の各上限値については諸外国でも例を見ない料金規制レベルであり、競争市場における民間企業による料金・サービスの自由度に大幅な制約を課す過剰な規制に相当するものと考えます。

なお、利用者料金の国際比較が一連の議論の出発点である一方で、規制レベルについては国際比較が考慮されないことは、バランスを欠いた政策決定プロセスであると考えます。

【ソフトバンク】

タイミングも非常に悪いのではないかと。ガラケーの退潮が明確な時代に、キャリア支配・悪しき慣行はより踏み込んで軌道修正すべきだったと思うが、それは当時は日本市場に参入する海外メーカーは多くなかったからだ。

現在、通信規格の移り変わりもあって海外メーカーも続々参入、日本（日本発）メーカーはソニー、（鴻海）シャープ、京セラ、（投資ファンド）富士通の 4 社のみとなっている。キャリアは販路も牛耳っており、この 4 社がまだまだここに依存する形となっており、キャリアの値引きが急激に消滅した場合、甚大な影響を被ることが予想される。

また、日本国内では市場を支配する携帯キャリアが端末販売の割賦や金融事業を展開、様々な事業を展開し莫大な利益を上げている。ここまで肥え太らせてしまった現実がある以上、ドラスティックな改革には遅すぎることを理解して政策を打つべきだ。

一方、中国メーカーは世界規模で端末を出荷し、シェアは上位。そして様々な事業を展開。中国国内では端末の割賦サービスを皮切りに金融事業を展開するメーカーまで出てきている。これが続々と日本へ上陸してきつつある現状、日本国内の金の流れを握るキャリアが、端末販売の販促費も絶つとなれば、キャリアは肥え太るばかりで、国内メーカーは全滅すらありえるのではないかと。

政府は国内市場における米 Apple の iOS 比率の高さを心配しており、それがゆえのハイエンド端末への購入補助根絶なのだろうが、iOS 比率が高いことの問題は、アメリカ企業に取り分を持つて行かれることのはず。このハイエンド領分では Android を採用する国内メーカーも戦っている



<p>領域であることを忘れていて、中国メーカーに大きすぎる隙を与えていること、これらを考えると、本末転倒である気がしてならない。どうせ中国メーカーが国内を席卷すれば iOS 比率は勝手に下がるので心配無用だ。</p> <p>メーカー自立とキャリア外販路拡大、メーカーの海外進出支援といった観点からも分離議論はなされるべきであって、そうした観点が欠如しているのがこの議論の根本的な問題である。キャリア代表者が会合に呼ばれるのであれば、必ずメーカー代表者を会合に呼ぶべきだ。ステークホルダーを呼ばずに議論を強引に押し進める、これはブロッキング問題や違法ダウンロード拡大問題にも見られた構図である。消費増税に間に合わせるために雑な省令案になるぐらいなら、やめてしまったほうが良い。</p> <p style="text-align: right;">【個人33】</p>		
<p>意見 37 SIMロックに反対。</p>	<p>考え方 37</p>	
<p>ガラケー時代に i-mode や着うた、写メールといった独自のサービスで世界をリードした日本の携帯キャリアが、スマホ時代には付加価値の殆どを Apple や Google に奪われ土管化する筈だった中、企業努力、イノベーションでなく愚かな消費者を欺くような料金で利益を出し続けているのは本当に嘆かわしい。自分はアジアに行くことが多く端末と通信分離、中古端末に好きな SIM が当たり前と考えているため日本でもいわゆる格安 SIM を愛用しています。</p> <p>前置きは以上ですが、2年縛りと違約金自体は、端末への高額補助の見返りですので本来消費者がきちんと理解すれば許容されるものでしょう。但し、愚かな消費者が多い中、強制的に 1000円にするというショック療法もやむなしかもしれません。縛りも、最初の2年だけならともかく2年毎に縛り続け、解約月でないと高額解約金というのやはり悪質感は高いでしょう(尤も、キャリアの高い料金と格安 SIM の料金差を考えると解約金を払っても数か月で元が取れるという事も周知すべきかと思えます)</p> <p>個人的には、SIMA ロックという姑息な手段が大嫌いです。SIM にした時点で端末と通信が分離しているのに、無理に縛るということ自体が。縛りと違って消費者にはデメリットしかない(ただしそれに気づかない人が多い)という事もあり。ロック解除の義務化から進めて、そもそもロックを禁止してほしいです。その他、テザリングの制限、削除不能なキャリアのアプリ等々もうざいです。日本では異常な料金体系により異常に iPhone が普及しておりますが、一つだけ良いことは、Apple はキャリアより立場が強いので余計なアプリが入っていない事でしょうか。</p> <p>あと料金面では、Docomo は高速通信の容量が終わると、いきなり 30k?とかほぼ使えない速度まで低下するという事が本当に頭に來ます。使い続けるには追加容量購入が必要です。もともと高いのに。それに比べ格安 SIM では会社によりますが低速モードでも Line の通話等には十分な 200k 程度の速度が出るところが多いです。</p>	<p>○ 利用者による通信サービスと端末の自由な選択の観点から、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」(令和元年5月22日最終改正)では、最低限必要な場合を除いて事業者はSIMロック解除に応じるべきとされ、本年9月からは中古端末についてもその対象とすることとされているものと承知しており、総務省では、同指針の適用後の状況を踏まえ、必要に応じ、所要の対応を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>どれもこれも、消費者が賢くなって格安 SIM に乗り換えれば済むことですが、あまりに皆アホなので政府の介入も已む無しかと。一家の 1 か月の電気代が高くて 1 万円等に比べ、スマホに 1 万円とか払うのが馬鹿馬鹿しいと思わないのでしょうか。国民の金融リテラシーがアジア最低レベルと聞いたこともあります。合わせて金融リテラシー、確率・統計等の生きていくのに直接役立つ分野の実践的な教育を強化するべきかと（総務所の仕事ではないかと思いますが）</p> <p style="text-align: right;">【個人 13】</p>		
<p>意見 38 SIM 単体契約が事実上制限されている。</p>	<p>考え方 38</p>	
<p>そもそも分離とは何か。消費者が端末と通信を好きに組み合わせて使えることを指すはずである。</p> <p>しかしある MNO は SIM フリー機・指定外機器を使えば月額料金を上げ、またある MNO は SIM カードを差し替えるごとに手数料を要求する、こういった慣行が横行している。表向きは SIM カード単体や持ち込みでの契約に対応しているとしながら、ほとんどの店に単体契約用 SIM カードの在庫を用意しないことで拒否し、旗艦店でしか契約できない、そういう MNO も存在する。端末は単体販売に応じていない場合が多く、乗り換え先で使えず消せないクラブウェアも満載である。</p> <p>こういった消費者の選択権を侵害する数々の悪習を政府が黙認していれば、当然ながら通信と端末を別個に選ぶという選択肢はユーザーには定着しない。こういう部分から分離の議論が始まっていないのはそもそもおかしいのではないか。それでいながら、料金だけは分離するというのは、消費者にとっては単に高くなるだけということだ。</p> <p>消費者の権利や利便性を尊重し、分離的になるほどキャリアが端末を過剰に叩き売りする要因の一つが薄れるのだから、2 万円上限の規制自体が不要ではないか。それでもなお資金力に優る大手キャリアが叩き売ったとしても、端末を楽天や MVNO でも持ち込んで使用可能であれば、消費者と新規プレイヤーの利になる。総務省の主張する「中古端末促進」にも繋がるだろう。（そもそも拡大すべきは中古端末ではなく SIM フリーだと思うが。）</p> <p>消費者の自由とメーカー自立という観点に立ってじっくりと再考すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人 33】</p>	<p>○ 携帯電話事業者各社は SIM 単体での契約を受け付けていると承知していますが、仮に、電気通信事業者がこれを受け付けるとしつつ、意図的に受付を困難にし、国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあることとなっているのであれば、改善すべきものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 39 SIM フリー端末の利用が制限されている。</p>	<p>考え方 39</p>	
<p>総務省がドコモ、au、ソフトバンクのメガキャリア 3 社に端末料金の割引規制をしたことでメガキャリアは通信料金を実質的に維持したまま、端末からの割引をやめ、更に端末を定価販売するという状況になりユーザーの負担は減るどころか大幅に増えることとなりました。</p> <p>メガキャリアは、自社の販路で販売していない所謂 SIM フリー端末の使用を制限しているばかり</p>	<p>○ 携帯電話事業者各社は SIM 単体での契約を受け付けていると承知していますが、総務省においては、必要に応じ、状況を確認することが適当であると考えられます。</p>	<p>無</p>



りか、特に国内メーカーのハイエンド機種は販売件を独占しており、ユーザーが魅力的な日本メーカー製機種を購入しようとするれば、実質的に4~5割り程度割高な定価で購入するか、実質負担を下げようとするれば割賦購入の途中で機種変更し端末を返却しなくてはならないという理不尽極まりない選択肢しか無い状況となっております。

この状況は、ユーザー負担が増すばかりでなく、日本のスマートフォン市場を疲弊させ特に国内スマートフォンメーカーの弱体化も招いております。

更にキャリアによっては、SIMロックを解除し中古品として流通した端末にまで通信制限をかけるといった異常ぶりです。

この状況を打開する為にメガキャリアに対しては、まずSIMフリー端末の無条件使用を法律で強制させる必要があります。

【個人 36】

総務相主催の会議等では今のところこのことは議論されていないようですが、au (KDDI・沖縄セルラー)でのフィーチャーフォン(4G対応ケータイ)で契約した際に発行されるSIMカードは、利用端末に制限がかけられており、指定された端末以外の端末にSIMカードを挿すと通信・通話ができない仕組みになっています。(ドコモ、ソフトバンクに関してはそのような制限はないようです)

これは他の端末、例えばSIMロックフリーのデュアルSIM・デュアルスタンバイ機能のあるスマートフォン等において他MNOやMVNOのSIMカードと併用するといった使い方ができません。

また、指定端末が急に故障した場合、応急的にSIMカードを別の端末に挿して使うこともできなくなります。

こういった利用端末の制限は利用者の使用スタイルを制限(別途スマートフォンと「2台持ち」をせざるを得なくなる等)し、且つ端末故障等の非常時における利用者の利便性を損なうものであり、利用者に不当な不利益を与えています。

また、このことは利用者には説明されていません。

こういった制限は行政の指導で解除させるべきと考えます。

【個人 37】

<p>端末の販売に関しても、今までの度重なる法改正でどんどん買いつらくなっているのに、これ以上さらにハードルを上げるとなると、今後始まる 5G サービスの発展にも多大なる影響を与えると思う。下取りを値引きとしてとらえて規制する考え方も、消費者側に立って考えればメリットがほぼないものということを考慮してほしい。</p> <p>最後に、総務省の方々は他に手をつけるべき領域があるはずです。</p> <p>例えば、「ソフトバンク販売の Android 端末に使われている SIM カードは、SIM フリー端末に差し替えても IMEI ロックがなされているので使えない」ことは、いくら SIM ロック解除の義務化をしても全くの無意味であることは自明ではあるのですが、その点は是正しないのでしょうか。</p> <p>またトータルの携帯代金も、1 大学生から見ると、法改正の前後で変わらないか、むしろ負担が増えているようにも思えます。なので有識者の皆さんもそうですが、総務省さんには今後の会合などでは「消費者の視点で」議論をしていただきたいです。</p> <p>日本の携帯業界の先行きを明るくするためにも、よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【個人 41】</p>		
<p>意見 40 端末の販売方法について規制すべき。</p>	<p>考え方 40</p>	
<p>現状の大手通信事業者（以下メガキャリア）による端末の販売形態に於いて最大の問題点は、国内メーカー製ハイエンド端末の独占定価販売にあります。</p> <p>海外メーカー製端末は様々な販路で流通し得ますが、国内メーカーはメガキャリアの圧力で SIM フリー端末を Amazon 等の通販や量販店、通販代理店に販売できず、端末の販売に於ける自由競争が完全に阻害されている状況です。</p> <p>更に、メガキャリアは中古端末の流通まで規制しようとしており、総務省の方針に真っ向から逆らおうとしているのが現状です。</p> <p>今回の法改正では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. メガキャリアによる日本国内メーカー端末の独占販売禁止（SIM フリー化の強制）</li> <li>2. 24 ヶ月以上の長期割賦販売を利用した事実上の定価販売の是正</li> <li>3. 36 回、48 回といった超長期割賦販売で、24 回目の支払を終えた段階で端末の返却を条件とした代替をするといったプランでは、それまで使用していた端末を格安ないし実質無料で買取できるようにする</li> <li>4. 端末の価格競争を促し、メガキャリアの 2 年縛りによって困窮した国内端末メーカーを救済する為、電波帯域割当の条件として国内メーカーの端末販売台数に最低販売台数の条件を設ける（各キャリア平均 1000 万台/年程度）</li> <li>5. 国内メーカー端末については、保険等の適用による全損修理や外装交換は同等の新品への交換を基本とする。</li> </ol>	<p>○ 電気通信事業者が端末を販売することによる利用者の利便もあることから、現状、端末の販売方法を規制するまでの必要はないと考えますが、一方で、通信契約と端末販売がセットで行われる場合については、それにより利用者間の著しい不公平や公正競争条件が損なわれることがないよう、一定の規律が必要であると考えます。</p> <p>○ その他の御意見については、必要に応じ、総務省において政策の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

以上の内容を法制化くださいますようお願い致します。

何れにしても現状では価格競争が生まれるどころか料金面でもユーザー負担が増えた上に端末購入形態までメガキャリア制限によって二重で負担が増えてしまいます。

メガキャリアが端末販売での売上利益を求めるのであれば、長期割賦を前提とした異常な定価販売ではなく、市場の原理に基づいた「販売台数」の増加を前提とすべく指導もお願い致します。

現状でユーザーは、欲しい端末があっても2年縛りを待たずして端末を購入できなかつたり、基本的に1契約で2台以上の端末を使用することも現実的では無い状況にあり、改善を求めているようお願い致します。

【個人 35】

現在、特定のキャリアのみに高性能の端末を提供しているメーカーがあり、その端末を使うためには、一度キャリアで契約・SIMロック解除・解約の手順を踏まないとMVNOで使用できません。

MVNO普及のため、キャリア契約しなくても端末のみ購入できるようにしてほしい。それが出来なければ端末メーカーに機能縮小したsimフリー端末ではなくMNO仕様と同機能のsimフリーを販売するようにしてほしい。(iPhoneのように)

【個人 39】

総務省がメガキャリアに対して端末の割引補助を制限するよう指導したことで、メガキャリアは総務省の裏をかき、平均的なユーザーでは使い物にならないエントリープランのみ料金を値下し、レギュラープランは事実上値下をしないまま端末の割引を廃止するという余りにもユーザーを愚弄した結果に至りました。

それだけでなくメガキャリアは仕入単価が高い一方で販売権維持の為に一定数を捌かなければならないiPhoneの販売のみに注力しており、一方で全く販売に力を入れていない国内メーカー端末についてもメーカーに対して圧力をかけ、ハイエンド機種の特権販売を強要しSIMフリー端末を開発、生産させなかつたり、販売価格も実勢価格の2倍近い定価としております。

更にユーザー負担を少なくするという名目で、定価を基に48ヶ月や36ヶ月払い契約として25ヶ月目に機種変更をすれば従来程度の月額負担となるプランを提唱しておりますが、ユーザーは実質的に実勢価格相当を支払った上に端末を没収されるという理不尽極まりない契約となっております。

メガキャリアは端末を回収しても中古品として販売するわけではありません。

しかも、中古スマートフォン販売店等で流通した端末に利用制限をかけ販路を制限するキャリアも有ります。

ユーザーが端末を自分の物にしたければ結局定価を支払わなければならない、例えば使用してい

る端末が故障し修理をする際も以前使用していた端末を保有していれば最小限の手間で済むところ、店舗等で代替端末を借り修理が終ってからそれを返却するとなれば、それだけの為にユーザーは2回も煩わしい設定をしなくてはならないこととなります。

また、事実上の2年縛りが継続するわけですからユーザーは欲しい端末が発売されても2年間は辛抱しなくてはならず、不慮の故障や破損でも端末を購入することができず、キャリアの保険等を利用し外装交換や事実上の新品となる全損修理などという馬鹿げたことをしなくてはなりません。

これは国内のスマートフォンメーカーの出荷台数を著しく低下させ、日本のスマートフォンメーカーが世界市場での競争から脱落する最大の原因となりました。

国内のスマートフォンメーカーがいくら良い製品を開発し競争力がある価格で販売してもメガキャリア次第で販売が制限されるという異常な状況に有ります。

この状況を打開する為に以下の方針をご提案致します。

#### 1. 端末SIMフリー化の強制

国内メーカーのみでもSIMフリー化を強制し販路を多様化することで実勢価格を下げる事が出来、本当の意味でのユーザー負担を減らす事が出来ます。

但し、韓国メーカー端末を積極販売するキャリアも有る中で、韓国が日本に対して非常に敵対的である現状を踏まえ、韓国メーカー端末の販売については自粛するよう求めることが望ましいと言えます。

また、情報漏洩等の理由からアメリカを始めとした各国から排除の対象となっているHUAWEIの端末についても同様です。

#### 2. 一括購入、短期割賦が割安になるように指導する

一般的に割賦販売は住宅にしても自動車にしても長期になるほど割高になるものです。

メガキャリアにとって端末の販売売上が重要なのであれば、短期間で機種変更をするユーザーの方が端末の負担が安くなって然るべきです。

国内スマートフォンメーカー復活の為に2年以上という長期ではなく1年程度のサイクルで機種変更が出来る条件を推奨、優遇するようにする

#### 3. 機種代金からの割引を認める

総務省が機種代金からの値引を制限したことで結果的にユーザー負担が増え日本の携帯端末メーカーは見る影もなく衰退しました。

これを挽回するには、かつてのように機種代金からの値引を自由にすることが望ましいと言えます。

#### 4. 端末負担を減らしたいユーザーには端末のリースを設定する

<p>現在のメガキャリアによる超長期割賦販売は実質的にユーザーは高額な端末代金を支払った上に端末を返却しなくてはならない状況にありますから、残価設定型リースと同じ状況と言えます。</p> <p>このような販売形態でユーザーが高額な負担を強いられるのであれば、格安のリース契約とすべきです。</p> <p>また、修理の際も新品やリビルト品との入れ換えとすれば、メーカーの出荷台数も確保出来、ユーザーの負担も軽減されます。</p> <p>以上、この度の法案に反映頂きたく宜しくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 50】</p>		
<p>意見 41 その他</p>	<p>考え方 41</p>	
<p>ただ、キャリアによっては途中解約は解約月の使用料金を割引前の料金を請求するところもある。あくまでも、割引後の使用料金とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人 6】</p>	<p>○ いただいた御意見については、必要に応じ、総務省において政策の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>・キャリアの端末販売が継続されるとしても主要 4 キャリアの LTE (5G も) バンドに対応させることを義務付けていただきたい</p> <p>自社都合のみで他社の回線(自社回線系 MVNO 以外)にユーザーに乗り換えを物理的にさせないという本当に悪質な行為が常態化しています。</p> <p>MNP 移動の阻止目的なこれらの行為は禁止…ではなく“チップの関係上”どうしてもできない場合以外は全キャリアのバンドに対応するように義務付けをお願いしたい。</p> <p>少なくとも LTE BAND 1. 3. 8. 18. 19. 26. 28 程度は対応するようにグローバルモデルでは搭載される海外でのバンドをわざわざ引っこ抜くのもやめるように指導してください。</p> <p>EU 圏で使用する LTE バンド 3. 7. 8 や 20 米州で使用する 2. 4. 12. 13. 17 アジア圏で使用する band 8 などが使えなくて困ります</p> <p>Volte 等の相互接続性試験で他社回線への接続も不具合なくつながるように義務化をお願いしたい。</p> <p>・端末アップデート等やキャリア独自に OS の一部を書き換えているのが不満です</p> <p>アップデートが遅れるしプリインストールアプリが鬱陶しいは裏で何やってるのかわからないいろいろと問題が多いのでキャリア独自に OS を書き換えたモデルは制限していただきたい Pixel3 以降の Google 社端末だと sim を差し込んだときに自動的に Play ストアからプリインストール仕組みがもう存在してあるようなので独自のキャリアアプリプリインストール等はやめていただきたい。</p>		

・光回線との事実上のセット扱いによる MNP 移動の阻止に対応  
光回線割引が MNP の阻止につながるような特定の値引きを制限すべきです。  
1 回線 300 円～500 円程度を値引き上限として 事実上の囲い込みを防いでもらいたい  
光回線の何年縛り等も別の法律の改正で最大ははじめの 24 ヶ月のみなどと、KDDI 等回線撤去がで  
きなかった場合に高額な違約金と称する罰金等を課すケースなど一方的な条件を無効化するよう  
にお願いしたい。

・海外データローミング・海外通話ローミング 国際 SMS が高すぎます  
海外でまともに使える値段とは言えません EU 指令と同じように自国外でも一定以上高額にな  
らないような規定を望みます。

・総合的判断等で契約拒絶の対応について  
私は特にあったことはありませんが料金不払い時以外の契約拒絶ができないように法令等で契  
約を強制できるようにお願いします。  
通信は今やインフラで契約ができないと生活に困るもので理由なくキャリアは一方的に拒絶は  
できるがその場合の救済がないのは問題かと  
総合的判断の理由開示も義務化をお願いします。

【個人 11】

「通話料金、データ通信料金、端末料金」等を「区別（セパレーション）」し、日本の「MNO（移  
動体通信事業者）」が独占している SIM カードのロックを解除すれば、流動的な「MVNO（仮想移動  
体通信事業者）」に対し、経済市場の構造に垂直統合が出来る事と、私は考えます。具体的には、  
総務省が提唱している内容では、携帯電話料金が高いと言う事と、契約の更新の縛りが多いと言  
う事が、私には意味の理解が出来ないです。例えばですが、携帯電話端末料金を含む契約の長期  
的な縛りは、「ユーザー（利用者）」に対し、不利益が出ると思いますが、「通話料金、データ  
通信料金」等が高いとは、私は思わ無いです。要約すると、「通話料金費、データ通信料金費、  
携帯電話端末料金費」等を「区別（セパレーション）」を付ければ、「解決（ソリューション）」す  
る内容と、私は思います。要するに、日本国における「MNO（移動体通信事業者）」を独占させて来  
たのは、総務省側に責任が有り、既得権益を放置して来た構造と、私は思います。「NHK（日本放  
送協会）」を維持している構造も、総務省側に問題があるので、古い構造の「NHK（日本放送協会）」  
を廃止する事が望ましいと、私は考えます。

【個人 17】

WiMAX 等の帯域制限が厳し過ぎて Mac や Windows の OS のメジャーアップデートに支障をきたす  
ので WiMAX のモバイル Wi-Fi の帯域制限を緩和するように WiMAX 等のモバイル Wi-Fi に行政指導を  
入れて下さい。



## (2) 電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の移動電気通信役務を指定する件の告示案関係

意見	考え方	修正の有無
意見 42 対象サービスは、個人のスマートフォンに係るものに限定すべき。	考え方 42	
<p>前述のとおり、規制は必要最小限にとどめるべきとの考えから、規制範囲は必要な領域に限定すべきであり、これまでの議論がスマートフォン時代の競争環境や消費者保護の在り方を中心になされていた点を踏まえれば、対象サービスは個人向けのスマートフォンに限定することが妥当と考えます。</p> <p>なお、「電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信役務を指定する件の告示案」第 2 項各号に規定される各役務については、当該役務の性質や競争領域（スマートフォンを中心とするモバイル通信領域の商材か否か）等を踏まえ、「モバイル市場における適正な競争関係を確保する必要があるとは言えないもの」に該当すると考えられることから、禁止行為規律の対象から除外することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 改正法による改正後の電気通信事業法第 27 条の 3 では「電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるもの」が指定される役務の対象とされているところ、「適正な競争関係」は、次のようなことから携帯電話サービス以外のその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務においても阻害され得るものであることから、スマートフォンに限らず、その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務も指定の対象としているものであり、現在の市場の下では、それは適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話サービス以外のその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務においても、その利用には端末が不可欠であり、端末においてネットワークの設定等が求められることもあることから、端末との一体販売が一般的であること。</li> <li>・ 携帯電話サービス以外のその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務においても、技術の進歩が急速であり、通信サービス面での積極的な競争が期待されるため、利用者の流動性が損なわれることによる競争への悪影響は携帯電話サービスと同様であること。</li> </ul> <p>○ 卸電気通信役務など電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信役務を指定する件の告示案第 2 項において対象役務から除外することについて、賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見 43 タブレット向けの電気通信役務は、指定の対象とすべきでない。	考え方 43	
<p>・省令案の適用範囲を規定する告示案（別紙7）においては、最新のスマートフォンのみを規制する現在のガイドラインの範囲を維持することが消費者の利便性の維持のために必要です。特に、音声通信機能を持たないタブレット端末は、教育目的および特定のビジネスソリューションを含む、多種多様な環境で使用されます。省令案及び告示案のベースとなったモバイル市場の競争環境に関する研究会での議論に加え、タブレット端末の使用実態や販売慣行も十分に検討する必要があります。音声通信機能を持たないタブレット端末に係るビジネスモデルを規制するには、消費者の利便性の観点から、更なる検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信ネットワーク産業協会移動通信委員会】</p>	<p>○ 改正法による改正後の電気通信事業法第 27 条の 3 では「電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるもの」が指定される役務の対象とされているところ、「適正な競争関係」は、考え方 42 のとおり、携帯電話サービス以外のその一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務においても阻害され得るものであることから、タブレット端末向けの電気通信役務など、その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務も指定の対象としているものと承知しており、現在の市場の下では、それは適当と考えます。</p>	無
<p>2. 法及び省令案の規律の対象となる機器について</p> <p>同法は、新規のスマートフォンだけに適用されるべきであり、タブレット端末のような他のセルラー通信接続製品に適用されるべきではありません。セルラー通信接続するというだけで製品を同じグループと見なすことは間違っています。タブレット端末とスマートフォンは全く違った体験と機能を提供し、価格帯、ソフトウェア、アクセサリ、サービスにおいても異なります。ノート型パソコンと同様にAppleのiPadのようなタブレット製品は、消費者、企業、政府、学校、その他の機関によって、生産性の向上や企業の目的達成といった非常に多岐にわたる目的のために活用されています。競争環境もスマートフォン市場とは非常に異なっています。公開された記録を検証する限り、総務省の研究会や国会において本案にタブレット端末を含めることについてほとんど議論がなされなかったことが判明しています。私たちは、本案へタブレット端末を含めることにあらためて反対致します。追加でしかるべき手順を踏んだ議論が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【Apple】</p>		
意見 44 固定して使用されるルータ向けの電気通信役務は、指定の対象とすべき	考え方 44	
<p>固定して使用されるモバイルルーター（特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス）が対象外の役務とされています。しかし、通信サービスは2年間拘束で、端末代金を3年間の割賦とする販売方法をとっている商品については、携帯電話同様に問題のある販売方法といえます。中途解約した場合には、端末残債の清算が必要ですし、端末には汎用性がありません。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 本告示案第 2 項第 4 号で規定される電気通信役務は、移動電気通信役務とは異なる市場で競争している電気通信役務であると考えられることから対象としていないものと承知しており、現在の市場の下では、それは適当と考えます。</p>	無
意見 45 IoT分野への影響を考慮し、対象となる役務は注意深く指定されるべき。	考え方 45	
<p>今回の制度改正は、電気通信事業者の適正な競争関係を確保する必要があるものに限り適用されるべきところ、今後の普及が見込まれる（現時点において電気通信事業者間の適正な競争関係の確保が問題となっていない）IoT分野に対して悪い影響を与えることがないよう、対象となる役務については注意深く指定される必要があると考えられます。</p>	<p>○ 総務省では、本省令案等も踏まえた運用ガイドラインを策定中であると承知しており、御意見</p>	無

<p>当告示案においては、「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供されるもの」が例外規定となっていますが、潜脱的なスマートフォン向けの利用を防ぎつつも IoT 分野における様々な態様での移動通信のビジネス開発を阻害することのないよう、適切なガイドラインの策定・運用が行われることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【インターネットイニシアティブ】</p>	<p>は、当該運用ガイドライン案に対するものと考えます。</p> <p>○ なお、運用ガイドライン案では、指定対象となる電気通信役務について、具体的な事例とともに解説されているものと承知しています。</p>	
--	---	--

(3) 電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信事業者を指定する件の告示案関係

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 46 移動電気通信役務を提供していない者を指定対象から除外してもらいたい</p> <p>本告示案で対象事業者として指定されている弊社の特定関係法人であるテレコムプロフェッショナルサービス株式会社については、「契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務」のみを提供する事業者に当たることから、事業法第 27 条の 3 第 1 項の電気通信事業者の対象外として頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク】</p>	<p>考え方 46</p> <p>○ 御意見をを受けて総務省において改めて事実関係を確認した結果、御指摘の者は移動電気通信役務を提供していないことが確認されたとのことであるため、別添 3 のとおり、指定の対象から除外することが適当と考えます。</p>	<p>有</p>



# 意見募集結果等を踏まえた省令等の主な修正箇所

該当省令・告示	該当条項	修正内容
89 施行規則	第22条の2の13	形式修正
	第22条の2の14	条見出しの追加、追加で指定された事業者の指定前の契約の扱いを規定
	第22条の2の15	MVNOサービスの定義の明確化、形式修正
	第22条の2の16第1項及び第2項	「最終調達日」及び「同一機種」の明確化、形式修正
	第22条の2の17	条見出しの追加
	第22条の2の17第1号及び第2号	「違約金等の定め」及び「特定経済的利益」に関する定義の明確化
	第22条の2の17第5号	期間拘束契約満了時における無料解約期間設定義務の規定の整備（自動更新でない場合の規定の追加）
	第22条の2の17第6号	継続利用割引に対する規律の内容の変更
	第22条の2の18第1項第8号	届出媒介等業務受託者への準用規定の追加
	第40条	形式修正
	第40条の2	第22条の2の16の規定を準用する読替規定の明確化、誤記修正
	第69条	形式修正
	様式第33～37	JIS法改正に伴う修正、形式修正
	附則第2条第1項	形式修正
	附則第3条第1項	施行規則改正(6月27日)に伴う5Gの定義の追加、形式修正
報告規則 <sup>※2</sup>	様式第23の12第1表、第2表	JIS法改正に伴う修正
役務指定告示(モバイル)	第2項第1号	BWAアクセスサービスに関する定義の明確化、形式修正
事業者指定告示	第19号	ソフトバンクの特定関係法人1社の削除



総務省

# 電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係省令等の整備について

96

令和元年8月  
総務省  
総合通信基盤局

- モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正し、必要な措置を講ずる。

## モバイル市場の競争の促進

### ■ 事業者間の競争が不十分

- ☞ 大手3社による寡占(シェア9割)
- ☞ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

91

### ■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

- 通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた困り込みの是正のための制度を整備。

## 販売代理店への届出制度の導入

### ■ 販売代理店への指導は一義的には事業者任せられ、行政の現状把握が不十分

### ■ 販売代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

- 販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。

## 事業者・販売代理店の勧誘の適正化

### ■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

- ☞ 分野別の相談件数(2017年度)で見ると、「インターネット接続回線(FTTH含)」は3.3万件(3位)、「移動通信サービス」は2.4万件(8位)  
(出典:全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET))

### ■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

- 自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。



## 1 モバイル市場の競争の促進関係※

(移動電気通信役務を提供する電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の三 総務大臣は、**総務省令(2)**で定めるところにより、移動電気通信役務(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務又は同項第三号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。))であつて、電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案して電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして総務大臣が**指定(1)**するものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者(移動電気通信役務(当該電気通信事業者が提供するものと同種のものに限る。))の利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして**総務省令(2)**で定める割合を超えないものを除く。)を次項の規定の適用を受ける電気通信事業者として**指定(3)**することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 その移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備の販売等(販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。)に関する契約の締結に際し、当該契約に係る当該移動電気通信役務の利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。次号、第二十九条第二項及び第七十三条の四において同じ。)に対し、当該移動電気通信役務の料金を当該契約の締結をしない場合におけるものより有利なものとする事その他電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供として**総務省令(4)**で定めるものを約し、又は第三者に約させること。

二 その移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、当該移動電気通信役務の利用者に対し、当該契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして**総務省令(5)**で定める当該移動電気通信役務に関する料金その他の提供条件を約し、又は届出媒介等業務受託者に約させること。

3 第一項の規定による移動電気通信役務の指定及び電気通信事業者の指定は、告示によつて行う。

## 2 事業者・販売代理店の勧誘の適正化関係※

(電気通信事業者の禁止行為)

第二十七条の二 電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立つて、その相手方(電気通信事業者である者を除く。)に対し、自己の氏名若しくは名称又は当該契約の締結の勧誘である旨を告げずに勧誘する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして**総務省令(1)**で定めるものを除く。)

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして**総務省令(2)**で定める行為

※法第73条の3において届出媒介等業務受託者に準用する場合を含む。

# 1 モバイル市場の競争の促進関係

---

□ 禁止行為規律の対象となる移動電気通信役務として次の役務を指定。

- ・携帯電話サービス※
- ・全国BWAサービス※

※ 卸電気通信役務、法人に対して契約約款によらないで提供する役務、固定して使用されるモバイルルータ(固定ブロードバンドの代替となるサービス)、通信モジュール向けサービスを除く

第26条第1項第1号及び第3号に掲げる電気通信役務(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務に限る。)

【第1号】 携帯電話サービス、  
BWAサービス 等

【第3号】 PHSサービス、  
公衆無線LANサービス 等

※ 衛星移動通信サービス、アンライセンスLPWAサービス等の電気通信役務は第26条第1項各号で指定されていない

電気通信事業者間の適正な競争  
関係を確認する必要があるもの  
(電気通信役務の提供の状況その他の事情を勘案)

次の電気通信役務を移動電気通信役務として告示によって指定

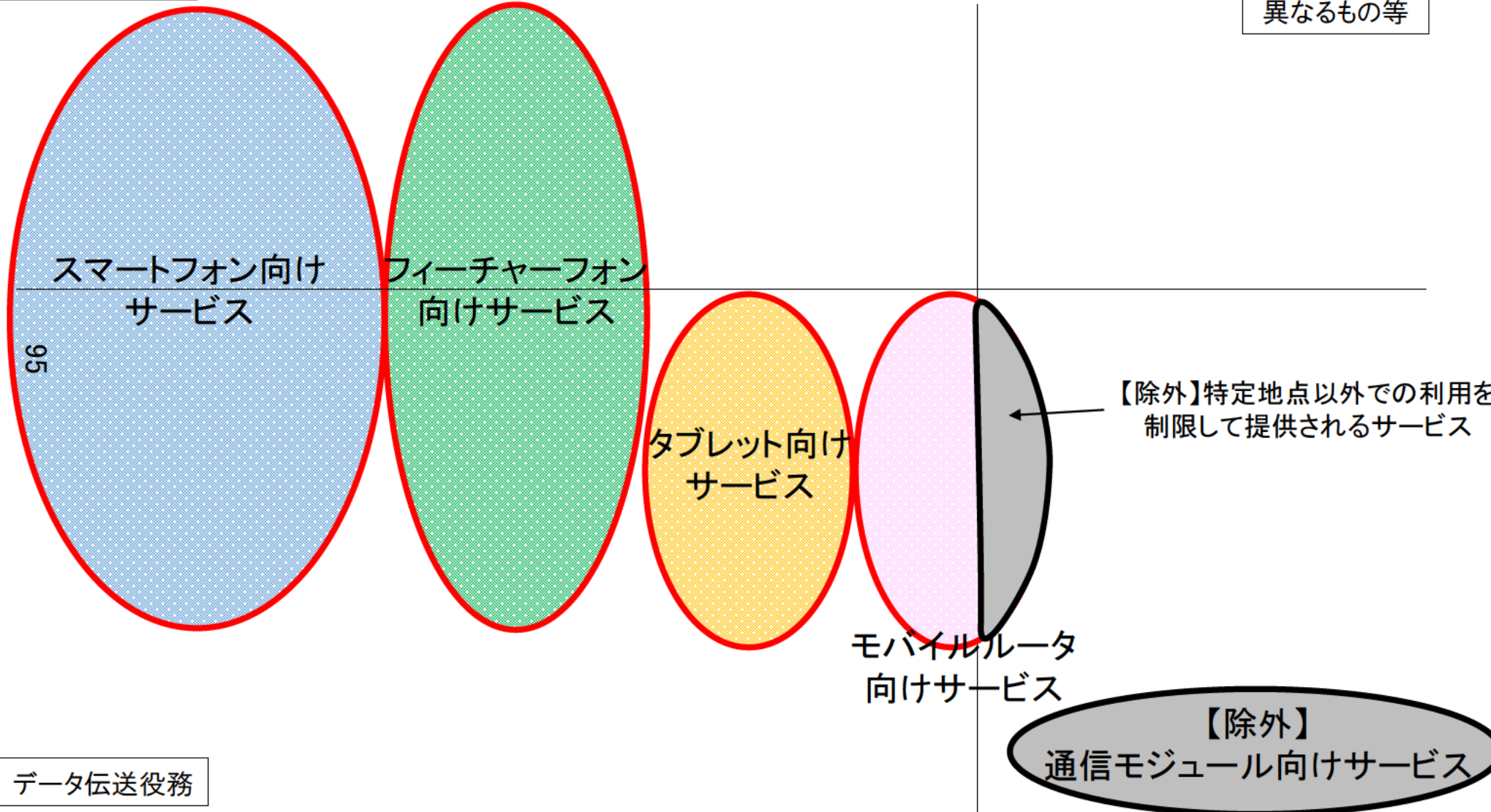
- ・ 携帯電話サービス
- ・ 全国BWAサービス

勘案の観点	指定しない役務	
	携帯電話サービス及び全国BWAサービスとは異なる役務	携帯電話サービス及び全国BWAサービスから個別に除外する役務
電気通信事業者間の競争に及ぼす影響が少なくないか	・ 地域BWAサービス	
一般的なサービスであっても、サービス停止等により利用者数の減少が見込まれるか	・ PHSサービス	
同一のサービス区分であっても、異なる市場で競争しているサービスはないか		・ 固定して使用されるモバイルルータ(特定地点以外での利用を制限して提供されるサービス)
今般の禁止行為規律がなじまないサービス区分はあるか	・ 公衆無線LANサービス	・ 法人に対して契約約款によらないで提供する役務 ・ 卸電気通信役務 ・ 通信モジュール向けサービス

携帯電話サービス+全国BWAサービス

音声伝送役務

競争環境が異なるもの等



データ伝送役務

(注) 卸電気通信役務及び法人に対して契約約款によらないで提供する役務は除く。

## 1(2)電気通信事業者の指定の基準

(電気通信事業法施行規則第22条の2の14・第22条の2の15関係)

### ❑ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を指定。

- ・MNO及びMNOの特定関係法人については全事業者
- ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

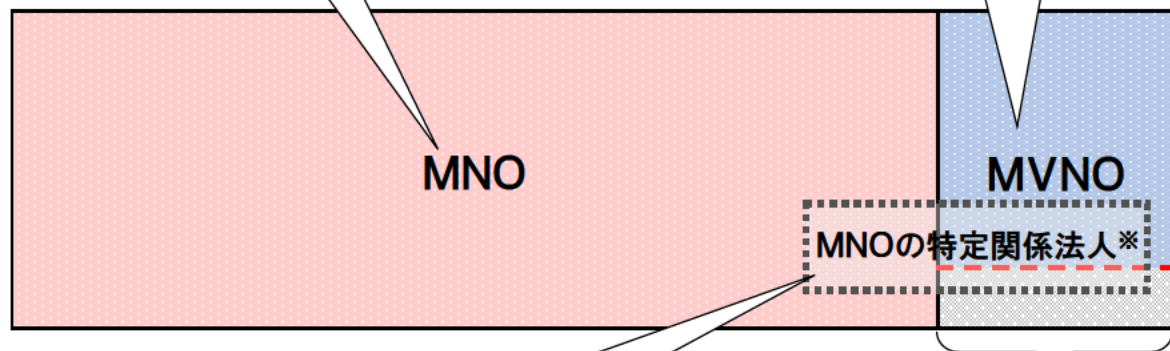
#### MNO: 全て指定

- ・自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。

96

#### MVNO: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

- ・利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。



#### MNOの特定関係法人: 全て指定

- ・潜脱防止のため。

除外されるMVNO  
(利用者は全体の1割未満)

#### ■その他の規定内容

##### 【計算方法】

- ・毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

##### 【指定手続】

- ・禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等



MNO	MNOの特定関係法人
株式会社NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</li> <li>○エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社</li> <li>○株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト</li> <li>○株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ</li> <li>○株式会社ドコモCS</li> </ul>
KDDI株式会社 ..... 沖縄セルラー電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄セルラーアグリ&amp;マルシェ株式会社</li> <li>○UQモバイル沖縄株式会社</li> <li>○中部テレコミュニケーション株式会社</li> <li>○ビッグロブ株式会社</li> <li>○株式会社ソラコム</li> </ul>
97 ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレコムプロフェッショナルサービス株式会社</li> <li>○ヤフー株式会社</li> <li>○LINEモバイル株式会社</li> <li>○株式会社ウィルコム沖縄</li> <li>○汐留モバイル株式会社</li> <li>○SBパートナーズ株式会社</li> </ul>
楽天モバイル株式会社	○楽天コミュニケーションズ株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社	—

MVNOのうち移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超える者  
 (MNOの特定関係法人を除く)

株式会社インターネットイニシアティブ

株式会社オプテージ

# 1(4)①通信料金と端末代金の完全分離に関する措置

(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

## 法律の規定

- 端末を販売等する際の通信料金を端末を販売等しない場合よりも有利にすることを禁止
- 通信役務の利用者に対する端末の販売等に際しての一定の**利益の提供（総務省令で規定）を禁止**

## 省令の概要

① 通信役務の継続利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供 ⇒ 一律禁止

② 通信役務の利用及び端末の購入等を条件として行う利益の提供 ⇒ 2万円(税抜)を超えるものを禁止

➢ 先行同型機種がある場合には負担額がその買取価格を下回ることも不可。

例外

廉価端末、新規契約の受付が終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末等、在庫端末について、特例を設ける。

(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

- 端末を購入する利用者に対する利益の提供であって、**通信役務の継続利用を条件とはしないもの**の上限は、**2万円**※とする。

※ 比較対象とする価格と先行同型機種 of 買取価格の差額が2万円を下回る場合は、その額とする。

- 端末代金の値引き等の上限は、通信・端末の各市場の競争が有効に機能するよう※、**当面は厳しいもの**とすべき。

69 ※ 端末代金の値引き等により利用者を誘引する手法を限定的なものとするこ  
 69 ことで、通信・端末の各市場での競争を促進し、事業者による端末代金の値引き等を前提としない端末市場の競争を促す。

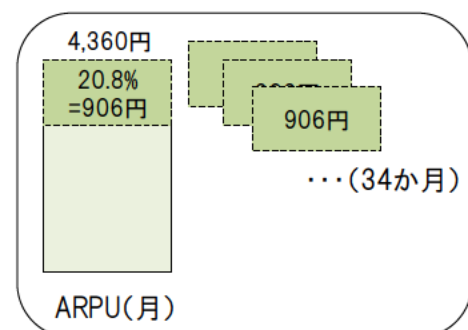
- 端末代金の値引き等が、「利用者一人当たりの利益見込み額」を上回る場合、利用者に対する行き過ぎた利益の供与に当たる。

**現在の市場環境を前提とすると、「利用者一人当たりの利益見込み額」※は約3万円。**

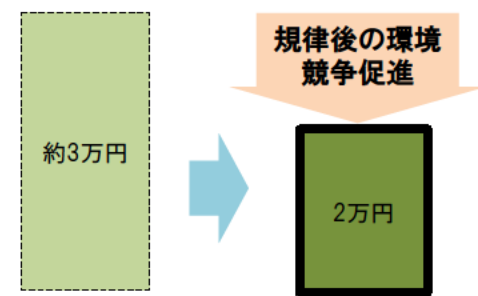
※ 利用者一人当たりの利益見込み額の算定

$$\begin{aligned} & \text{各社のARPU (4,360円/月)} \times \text{各社の売上高営業利益率の平均 (20.8\%)} \\ & \times \text{スマートフォンの平均利用期間 (34か月)} = \text{約3万円} \end{aligned}$$

- しかしながら、通信料金と端末代金の分離による今後のARPU・売上高営業利益率の低下を考慮するとともに、通信・端末の各市場の競争を促進するためには、**現在の市場環境を前提とした値引きを許容するのではなく、値引き額の上限をより制限することとし、3万円よりも1段階低い2万円と設定。**



(利用者一人当たり) 【利益の提供の上限】の利益見込み額)

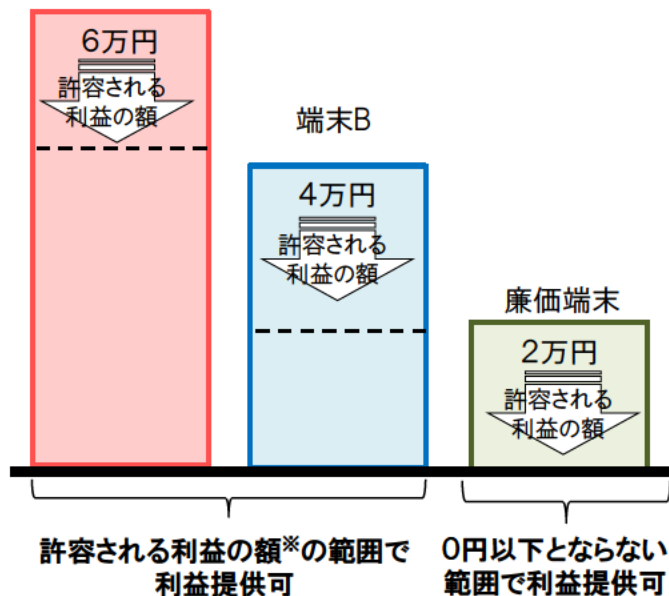


(電気通信事業法施行規則第22条の2の16関係)

- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 通信方式の変更・周波数の移行により端末が使用できなくなる利用者が新サービスに移行するために販売される端末は、0円未満とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 在庫端末については、最終調達日から24か月経過で半額までの範囲で利益の提供可。ただし、製造が中止されたものは、最終調達日から12か月経過で半額まで、24か月で8割までの範囲で利益の提供可。

## 廉価端末

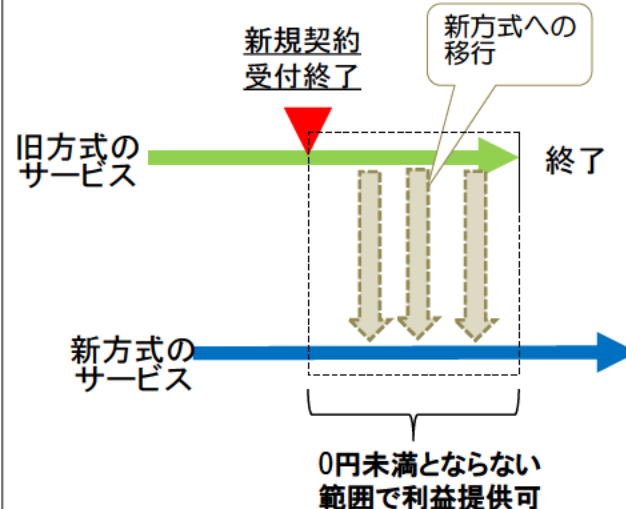
- ❑ 廉価端末については、0円以下とならない範囲で利益の提供可。
- ❑ 税抜2万円以下の価格の端末を廉価端末とする。



※ 2万円(税抜)又は先行同型機種と比較対象とする価格と買取価格との差額のいずれか低い方の額

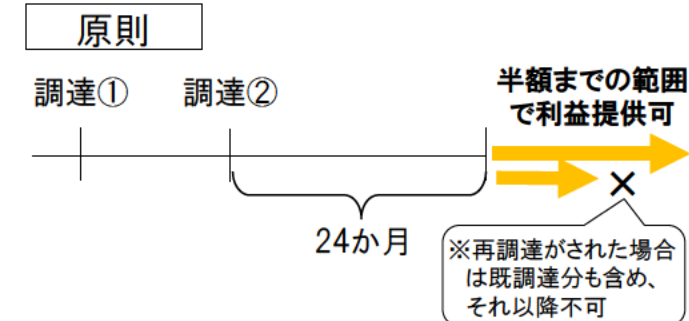
## 通信方式変更／周波数移行に対応するための端末

- ❑ 新規契約の受付終了した通信方式のサービス利用者が新たな通信方式に移行するために購入する端末<sup>※</sup>については、0円未満とならない範囲で利益の提供可。
- ※周波数移行における場合のものも同様。

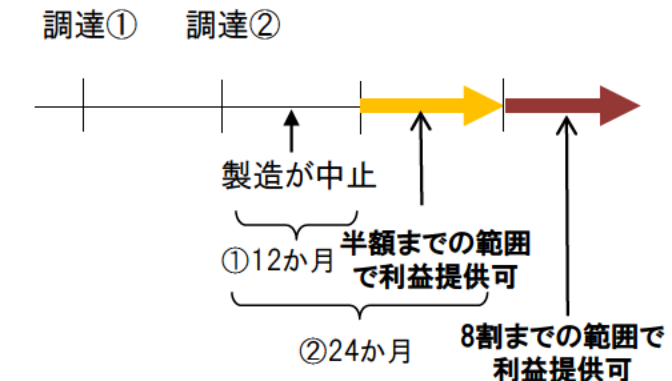


## 在庫端末

- ❑ 在庫端末については、半額までの範囲で利益の提供可



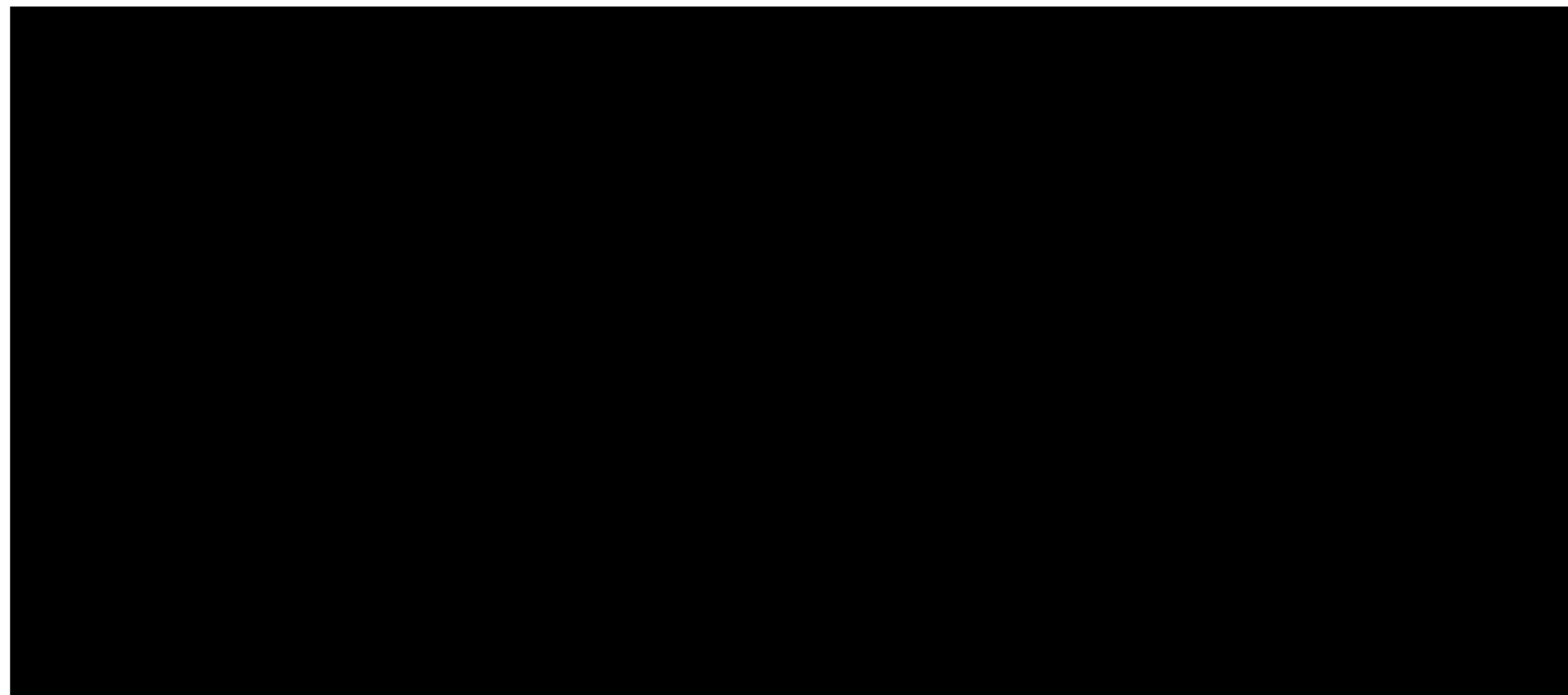
### 製造が中止された端末



法律の規定

- 通信契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める提供条件を禁止

省令の概要





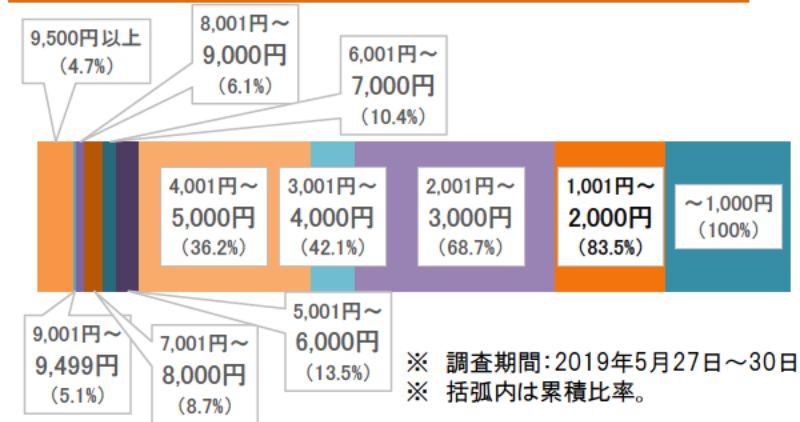
## □ 違約金の額の上限： 1,000円

- 現在、契約を解除して他の事業者に移行する場合には、移行元事業者において違約金のほか、MNP手数料を、移行先事業者において新規事務手数料を要する。このような中で、移行に係るスイッチングコストを低下させ、事業者間の競争を促進させるには、期間拘束のある契約の解除に要する違約金の額を抜本的に引き下げる必要がある。
  - 他方、一定の期間の契約を約することでメリットが得られる契約形態は他の分野でも見られるところであり、これを完全に禁止するまでの措置を講ずることは適当ではない。
- こうした考え方に沿って、事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれを生じることはないとの違約金の額の上限については、次の事情を踏まえ1,000円とする。

・ **通信料金と端末代金の完全分離による通信料金の競争の促進の効果を広く行き渡らせるには、スイッチングコストが抜本的に引き下がるよう、違約金の水準は最低限のものとする必要があること**

・ 総務省において**利用者アンケート(6,000人)**を行ったところ、他事業者への乗換え意向がある者(2,847人)のうち、違約金支払い意思のある者(1,758人)について、**8割を超える者が許容できる違約金のレベルは1,000円となる**との結果であったこと

事業者の乗り換えにおいて許容できる違約金の額  
【n=1,758】



全サンプル		6,000人
現在利用している携帯電話会社から、他の携帯電話会社に乗り換えたいと思うか	いいえ	3,153人
	はい・検討してもよい	2,847人
	無料解約期間まで待つ	1,089人
	許容できる違約金の額を回答	1,758人

## □ 期間拘束の有無による料金差の上限： 170円/月

□ 現在の料金プランにおいて、違約金の水準(大手事業者3社とも9,500円)と期間拘束の有無による通信料金の差(3社中2社は月当たり1,500円、1社は月当たり2,700円)とを比較すると、**3社中2社の利用者においては6か月以内<sup>※1</sup>**、1社の利用者においては3か月以内の利用であれば、**期間拘束のない契約の方が負担額が少ない設定**となっている。

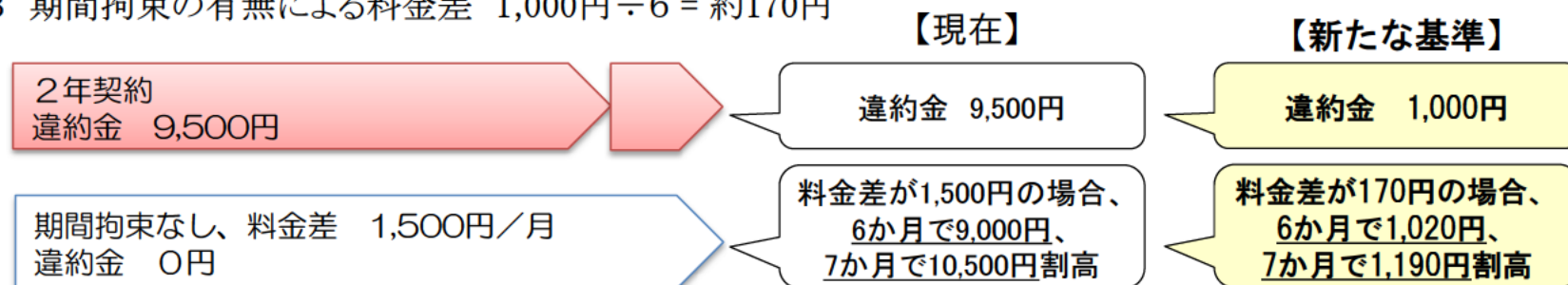
※1 違約金が9,500円であるのに対し、期間拘束の有無による料金差が月1,500円であるため、 $9,500 \div 1,500 > 6$ か月となる。

□ **民間のアンケート調査<sup>※2</sup>**においても、事業者の乗換えを検討している利用者の55.3%が1年以内での乗換えを検討している。

103 ※2 MMD研究所「2019年通信乗り換えに関する調査」(2019年4月24日)

□ 以上から、**6か月以内に事業者や通信契約を見直す利用者にとって期間拘束のない契約が選択肢となるよう**、期間拘束の有無による6か月分の通信料金差<sup>※3</sup>と違約金の水準(1,000円)とが均衡するように料金差の上限を設定。

※3 期間拘束の有無による料金差  $1,000 \text{円} \div 6 = \text{約}170 \text{円}$



(参考)期間拘束のない標準プランの料金水準については、利用者視点からのサービス検証タスクフォース「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性(2015年7月)以降、実体のある選択肢となるように検討される必要があるとされている。

- 改正法は対象となる全ての事業者・サービスについて早期に適用することが望ましいが、**全ての事業者・サービスについて一斉に適用することが不可能な場合の競争上の懸念、システム不備等による利用者への影響等**を考慮し、次のとおり、サービスごとに段階的に適用を進める。
  - ・ **スマートフォン： 施行日において、全ての規定を適用**
  - ・ **スマートフォン以外： 法定禁止行為を除く他の規律については、今年末までは規定の適用を留保し、来年から全ての規定を適用**

104

	1号禁止行為 (通信料金の割引、端末代金の値引き等の禁止)		2号禁止行為 (行き過ぎた期間拘束の是正)
	法律の規定 (通信料金の割引)	省令の規定 (端末代金の値引き等)	省令の規定
スマートフォン	○(施行日に適用)		
スマートフォン以外	○(施行日に適用)	×(今年末まで適用を留保)	

## <既往契約の扱い>

- 施行日以後の「更新」(自動更新を含む。 )、「条件変更」についても、施行日前の条件によることを許容\*。

※ 他方で、事業者に対し、利用者が改正法に適合する料金プランに円滑に移行できるようにするための必要な措置を行うこと、改正法に適合する料金プランへの移行で恩恵が受けられるにも関わらず、従来プランを使い続ける利用者が出ることをないよう、十分な周知を行うことを求める。

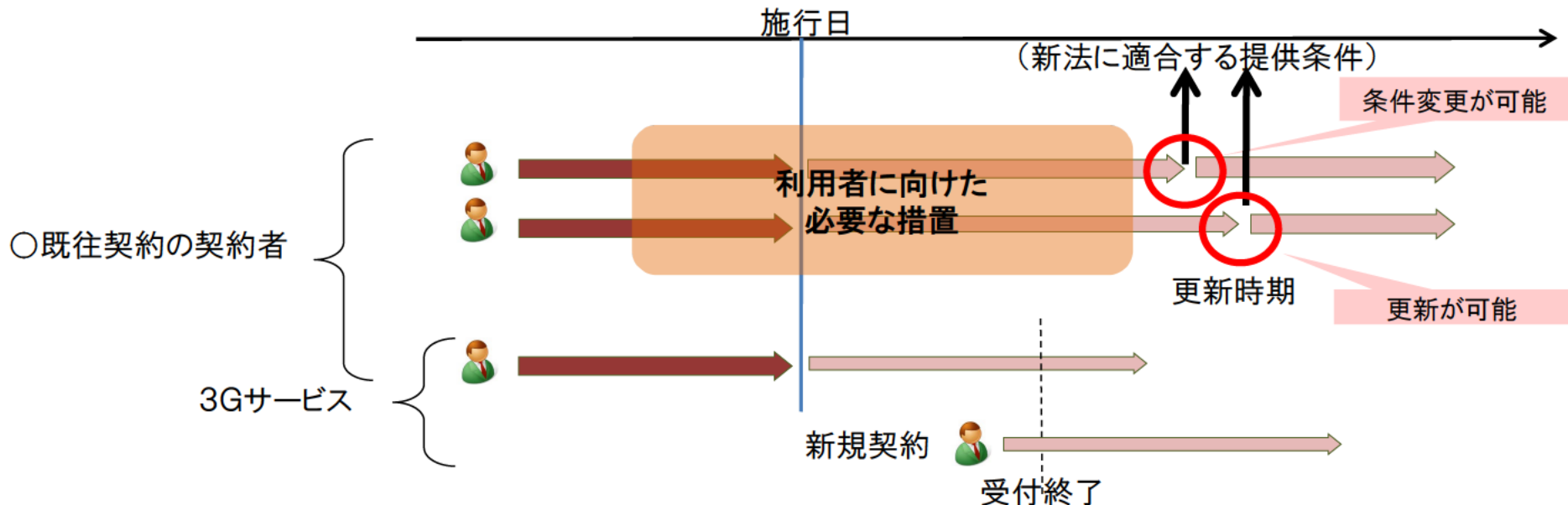
併せて総務省では、これらの措置の概要、既往契約の利用者の移行状況等を把握し、評価・検証に反映させる。

## <3Gサービスの扱い>

- 3Gサービスについては、**2号禁止行為**(行き過ぎた期間拘束の是正)に関して施行日時点の料金プラン・条件での新規受付を可能とする\*。

※ 併せて、3Gから4Gに移行する利用者に対しては、早期の移行を促す等のため、通信役務の継続を条件としない限り、通信方式の変更により端末が使用できなくなる利用者への対応として、端末の代金を0円未満とならない範囲で利益の提供を行うことが可能。

105



## 2 事業者・販売代理店の勧誘の適正化関係

---



## 2(1)自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為 (電気通信事業法施行規則第22条の2の13関係)

- 電気通信役務<sup>※1</sup>の提供に関する契約の締結の『勧誘』に先立って「自己の氏名若しくは名称」又は当該契約の締結の「勧誘である旨」を告げずに勧誘する行為の禁止について、総務省令において定める適用除外は、販売形態ごとにそれぞれ次のとおりとする。

・ **店舗販売の場合：**

「自己の氏名又は名称」については明らかであるため告げる必要はない。

・ **電話勧誘、訪問販売及び通信販売の場合：**

別件(他の勧誘や修理申込み等)に引き続いて勧誘を行う場合で、既に「自己の氏名又は名称」を告げており、利用者が既に認識できている場合には、改めて告げる必要はない。

107

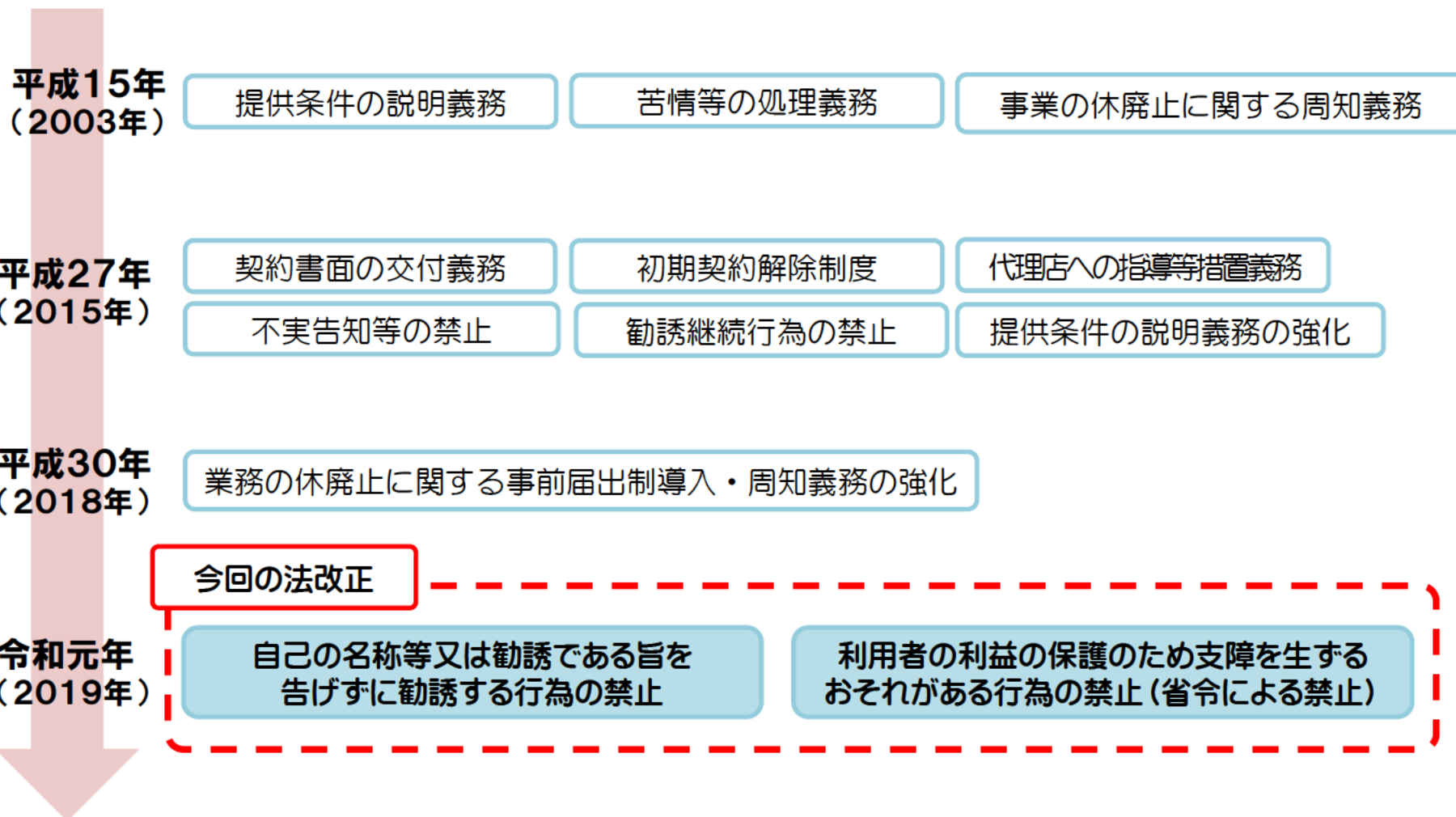
	初回の電気通信役務の勧誘		別件に続く電気通信役務の勧誘	
	自己の氏名又は名称	勧誘である旨 <sup>※2</sup>	自己の氏名又は名称	勧誘である旨 <sup>※2</sup>
店舗販売	×	○	×	○
	【総務省令による適用除外】		【総務省令による適用除外】	
電話勧誘 訪問販売 通信販売	○	○	×	○
			【総務省令による適用除外】	

※1 事業法第26条第1項各号の電気通信役務（携帯電話端末サービス、CATVアクセスサービス、FTTHアクセスサービス、ISP、電話、PHS等）が対象

※2 販売代理店が勧誘を行う場合には、「販売代理店の氏名又は名称」及び「勧誘である旨」のほか、「勧誘する電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称」を告げる必要があるが、店舗販売の場合であっても、販売代理店が複数の電気通信事業者の役務を取り扱う場合が想定されることから、特段総務省令で適用除外としない。

- 総務省令において定めることにより禁止される「利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為」については、現時点では定めず、今後課題が顕在化した際に措置する。

【参考:これまでの消費者保護ルール強化の経緯】



○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(利用者保護に関する報告)

第四条の六 [略]

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務(別表種類ごとに毎四半期末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信役務に限る。)を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第九号に規定する書面解除をいう。)に関する契約状況等及び確認措置契約(同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。)に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者(別表種類ごとに毎報告年度末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)は、様式第二十三の十一により、毎報告年度経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎報告年度末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

【新設】  
 第四条の七 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の十二により、毎報告年度経過後二月以内に、当該毎報告年度末における営業所その他の事業所(利用者に対して対面により当該媒介等を行うものに限る。)の所在地等及び再委託先の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

(集計結果の公表)  
 第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

附 則

〔1 略〕

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。)
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 三 仮想移動電気通信サービスの携帯電話端末サービスの役務
- 四 〓六 [略]

(利用者保護に関する報告)

第四条の六 [同上]

2 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務(別表種類ごとに毎四半期末における契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信役務に限る。)を提供する電気通信事業者は、様式第二十三の十により、毎四半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎四半期末の書面解除(電気通信事業法施行規則第二十二条の二の三第一項第十一号に規定する書面解除をいう。)に関する契約状況等及び確認措置契約(同令第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約をいう。)に関する契約状況等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

3 電気通信事業法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者(別表種類ごとに半期(四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。)末ごとにおける契約(説明義務対象外契約を除く。)の数が一万以上である電気通信事業者であつて、当該半期末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)は、様式第二十三の十一により、毎半期経過後二月以内に、当該別表種類に係る当該毎半期末の当該電気通信役務の媒介等業務受託者の名称等について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

【新設】  
 第十一条 総務大臣は、第二条、第四条の六第二項及び第八条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項並びに第四条の六第三項の規定により提出された書面等に記載又は記録された整理番号の数の総数を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。

附 則

〔1 同上〕

2 当分の間、電気通信事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

別表 電気通信役務の種類(第四条の六関係)

- 一 仮想移動電気通信サービス以外の携帯電話端末サービスの役務(その提供に先立つて対価の全部を受領するものを除く。次号及び第三号において同じ。)
- 二 仮想移動電気通信サービス以外の無線インターネット専用サービスの役務
- 三 〓五 [新設]
- 四 〓五 [同上]

<p>七 第五号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス</p> <p>八 第十号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの</p> <p>九 第十四 〔略〕</p> <p>十五 第一号から第四号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの</p> <p>十六 前号に掲げるもののほか、第三号及び第四号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務</p> <p>十七 第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十一号、第十五号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務</p> <p>備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>〔三十一 略〕</p> <p>様式第23の9（第4条の6第1項関係）</p> <p>提供する電気通信役務の名称等に関する報告</p> <p>年月 日現在</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔注1～3 略〕</p> <p>4 記載するサービスの名称の数に及び、適宜項を追加すること。</p> <p>〔5・6 略〕</p>
---	--

<p>六 第四号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備又は前号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる備考第七号に規定する電気通信設備を用いて提供されるインターネット接続サービス</p> <p>七 第九号に掲げる電気通信役務の提供に用いられる端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、その利用者がその契約を解除する場合において当該電気通信役務の提供に関する契約を解除しないことができるもの</p> <p>八 十三 〔同上〕</p> <p>十四 第一号から第三号までに掲げる役務であつて、その提供に先立つて対価の全部を受領するもの</p> <p>十五 前号に掲げるもののほか、第三号に掲げる役務以外の仮想移動電気通信サービスの役務</p> <p>十六 第一号から第三号まで、第六号及び第七号並びに第十号、第十四号及び前号に掲げる役務以外のインターネット接続サービスの役務</p> <p>備考 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>〔三十一 同上〕</p> <p>様式第23の9（第4条の6第1項関係）</p> <p>提供する電気通信役務の名称等に関する報告</p> <p>年月 日現在</p> <p>〔同左〕</p>	<p>〔注1～3 同左〕</p> <p>4 記載するサービスの名称の数に及び、項を適宜増減すること。</p> <p>〔5・6 同左〕</p>
---	--



様式第23の11（第4条の6第3項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 3 月 31 日現在

整理番号	媒介等業務受託者の名称	届出媒介等業務受託者の届出番号	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参考事項						

【注1 略】

2 「媒介等業務受託者の名称」の欄は、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。媒介等業務受託者が個人である場合にあつては、当該個人の氏名を記載すること。

3 「届出媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、媒介等業務受託者が法第73条の2第1項の届出を要するものである場合にあつては、当該媒介等業務受託者の届出番号（電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。）を記載すること。

4～11 【略】

様式第23の12（第4条の7関係）

第1表

営業所その他の事業所の所在地等に関する報告

年 3 月 31 日現在

事業者名  
法人番号  
届出番号（電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号をいう。以下同じ。）  
電話番号  
電子メールアドレス

整理番号	営業所その他の事業所の所在地	営業所その他の事業所の名称
------	----------------	---------------

様式第23の11（第4条の6第3項関係）

媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 月 日現在

整理番号	媒介等業務受託者の名称	媒介等業務受託者の法人番号	媒介等業務受託者の連絡先	媒介等業務受託者の階層	利用者と接する業務の有無
参考事項					

【注1 同左】

2 「媒介等業務受託者の名称」の欄は、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。

【新設】

3～10 【同左】

【新設】

参考事項	
------	--

- 注1 営業所その他の事務所のうち、利用者に対して対面により電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等を行うものを記載すること。
- 2 「営業所その他の事業所の所在地」の欄には、営業所その他の事務所の所在する都道府県名、市町村（特別区を含む。）名、地番、建物名等について記載すること。
- 3 記載する営業所その他の事業所の名称に及び、適宜項を追加すること。
- 4 利用者利益の保護のために取り組んでいる事項がある場合には、「参考事項」の項にその旨を記載すること。なお、当該取組について、営業所その他の事業所ごとに区分して記載すること等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。
- 5 その他注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2表

再委託先の媒介等業務受託者の名称等に関する報告

年 3月31日現在

サービスの別表種類

事業者名  
法人番号  
届出番号  
電話番号  
電子メールアドレス

再委託に係る電気通信役務	再委託先の媒介等業務受託者の名称	再委託に係る電気通信事業者の名称	再委託先の媒介等業務受託者の法人番号	再委託先の媒介等業務受託者の連絡先	再委託先の媒介等業務受託者の届出番号
参考事項					

注1 再委託を行っていない場合には、「再委託に係る電気通信役務」の欄に「×」を記入すること。

- 2 「再委託に係る電気通信役務」の欄には、電気通信事業法第26条第2項の規定により告示する同法第26条第1項各号の電気通信役務の区分に従い記載すること。二以上の再委託に係る電気通信役務が同一の電気通信役務の区分である場合であつて、これらの電気通信役務の再委託先の媒介等業務受託者又は再委託に係る電気通信事業者が異なる場合は、項を分けて記載すること。
- 3 再委託先の媒介等業務受託者は、この報告を提出する届出媒介等業務受託者と直接の

<p>委託契約を締結する媒介等業務受託者を記載することとし、再委託先の媒介等業務受託者が更に委託した場合の当該委託先である媒介等業務受託者については記載しないこと。</p> <p>4 「再委託先の媒介等業務受託者の名称」の欄には、媒介等業務受託者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人名又は当該団体名を記載すること。</p> <p>5 「再委託に係る電気通信事業者の名称」の欄には、再委託先の媒介等業務受託者に対する委託契約の対象となる電気通信役務を提供する電気通信事業者の名称を記載すること。</p> <p>6 「再委託先の媒介等業務受託者の法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、当該法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。</p> <p>7 「再委託先の媒介等業務受託者の連絡先」の欄には、電話番号（公的機関からの連絡を受けることに支障を生じないとこの報告を提出する届出媒介等業務受託者が認める場合には、電子メールアドレスその他の連絡先）を記載すること。。</p> <p>8 「再委託先の媒介等業務受託者の届出番号」の欄には、電気通信事業法施行規則第39条第2項に規定する届出番号を記載すること。</p> <p>9 記載する再委託に係る電気通信役務及び媒介等業務受託者の名称の弊に及び、適宜項を追加すること。</p> <p>10 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</p> <p>11 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日から施行し、報告期限が令和二年六月一日以降である報告から適用する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百六号（電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件）の一部を次のように改正し、令和元年 月 日から施行する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 携帯電話の役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>「三〇五 略」</p> <p>2 電気通信事業法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>3 法第二十六条第一項第二号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>4 法第二十六条第一項第三号（法第七十三条の三において準用する場合を含む。）の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 略」</p>	<p>1 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 無線インターネット専用サービス 前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの</p> <p>「三〇五 同上」</p> <p>2 電気通信事業法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるもの（その提供に先立って対価の全部を受領するものを除く。）とする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>3 法第二十六条第一項第二号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>4 法第二十六条第一項第三号の規定により指定する電気通信役務は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百五十二号（電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件）の一部を次のように改正し、令和元年 月 日から施行する。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔1 略〕</p> <p>2 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の総務大臣が別に告示する契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした届出媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五條の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>〔二 略〕</p> <p>3 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号ハの規定により電気通信事業者があらかじめ基準を定める条件は、次に掲げる規定について、その遵守状況を検証等することができる基準を定めることとする。</p> <p>一 法第二十六條（法第七十三條の三において準用する場合を含む。）</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>〔1 同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 施行規則第二十二條の二の七第一項第五号に規定する確認措置契約の締結に付随して、電気通信事業者又は当該締結の媒介等をした届出媒介等業務受託者により締結された移動端末設備（当該確認措置契約を締結した利用者のものに限る。）に係る売買契約（割賦販売（割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）の方法により販売する契約及び個別信用購入あつせん関係販売契約（同法第三十五條の三の五第一項に規定するものをいう。）を含む。）であつて、次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 法第二十六條</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。